

図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告 8

ISSN 1883-8448

## 国及び地方公共団体における図書館政策の現状と課題

毛利るみこ

平成 28 年 3 月

筑波大学大学院

図書館情報メディア研究科

図書館流通センター図書館経営寄附講座

## 刊行のことば

平成 18 年の図書館流通センター図書館経営寄附講座の設置から 10 年がたち、今年度末で本寄附講座は終了することとなりました。今回の報告書が、本寄附講座としては最後の報告書となります。本寄附講座では、文部科学省、総務省から寄附講座教員として派遣していただき、本学の教員と連携して、新しい公共経営（New Public Management）の考え方を理解し、それを新しい社会環境の中で、地域の状況に合わせた図書館経営に資することを目的とした研究を進め、そしてその研究成果を社会に還元することに努めてまいりました。この 10 年の間に、我国では東日本大震災が起り、そして少子高齢化など様々な社会的な環境変化も進んできました。その間に、私たちを取り巻く情報環境もずいぶん変わってまいりました。こうした社会的環境変化はこれからも進んでいくことは疑えません。本寄附講座に求められることは、そうした社会的環境変化に応じて進められる公共政策、公共サービスの下での図書館経営管理に資する新しい知見を得て、それを社会に還元することであると考えてまいりました。

本寄附講座の研究と教育の活動を通して、変化の激しい社会の中で、公共図書館の経営を支える有用な知見を生み出し、それを講義などの場を通じて図書館と図書館を支えるコミュニティに伝える努力をしてまいりました。平成 18 年度の寄附講座開設時に開設した大学院レベルの図書館経営管理コースを平成 23 年度からは履修証明プログラム図書館経営管理コースとし、公共経営や公共サービスに関する理論や方法に関する講義のみならず、図書館が置かれる新しい情報環境において実践から得た知見を共有するための場を提供し、開設以来 150 名以上の現職者に加え、多数の大学院生の履修者を得ることができました。

本報告書は、寄附講座教員である毛利るみこ准教授（平成 25 年度着任）の研究成果を中心としてまとめたものです。公共図書館に関わる様々な法制度や自治体環境等に関する調査に基づく考察がまとめられています。こうした成果を図書館経営管理に関わっておられる多くの方にご覧いただき、これからの経営管理のいろいろな面で活用いただくことができれば幸いです。

最後になりましたが、本寄附講座を設置いただいたのみならず、図書館経営管理コースの運営において多大なご協力をいただいた株式会社図書館流通センターの関係者の皆様、10 年間でそれぞれ 4 名ずつを寄附講座教員として派遣いただいた文部科学省、総務省の関係者の皆様、そして寄附講座の教員として大きな貢献をしていただいた 8 名の方々と、本寄附講座を立ち上げ、そして寄附講座の運営と教育研究活動に携わっていただいた多くの方々に深く感謝の意を表します。

平成 28 年 3 月

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科長  
杉本重雄



## 目 次

「国及び地方公共団体における図書館政策の現状と課題」をとりまとめるにあたって・・・	1
第1部 国における図書館政策の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2部 都道府県における図書館政策の現状と課題 一都道府県教育委員会調査の結果から一・・・・・・・・	25
第3部 市町村における図書館政策の現状と課題 一過疎地域市町村の図書館設置要因の分析から一・・・・・・・・	49
第4部 図書館振興を支える人材 一公立図書館長に求められる能力とは一・・・・・・・・	81



「国及び地方公共団体における図書館政策の現状と課題」をとりまとめるにあたって

2013年4月に筑波大学図書館情報メディア系准教授に着任し、3年間、図書館経営管理コース・公共サービス論を主に担当した。

図書館経営管理コースは、新しい公共経営を理解し、高い経営管理能力を持った図書館経営管理担当者の養成を目的として2006年度に開設されたものであり、その専門科目の一つとして設けられたものが公共サービス論である。なぜこのような科目が必要であったのか。ここでその背景に少し触れる。

近年の社会変化に伴い、公立図書館（以下「図書館」とする。）に期待される役割は多様化、高度化している。一方で、地方公共団体の財政悪化や行政改革の進展等を背景に、公共サービスに係るコストにも厳しい評価が求められるようになってきている。このような状況の中、図書館もまた地方公共団体が提供する公共サービスの一機能であり、これからの図書館職員には、限られた資源（人員、予算等）を効果的に配分、活用し、地域社会と住民のニーズに応えるサービス計画を立案できる能力が求められている。資源配分を考える上では、その基本として、地域社会において図書館が果たすべき役割や重要な理念を定めた法令や諸制度、自治体行政や教育行政が目指す方向性等、政策動向に関する理解が不可欠である。

このような観点に立ち、公共サービス論は、広く図書館に関する法令や諸制度、政策動向に関する理解を深めることを目的として開設された。講義では図書館関係法令等を扱うとともに、法令等の運用上生じる現場の課題を取り上げ、対応策についてのディスカッションや、自治体の特性や政策等を踏まえたサービス計画の立案も行った。

また、上記のような社会変化に図書館が対応していく上で、改革をリードする図書館長の経営手腕はますます重要となっている。管理職は図書館経営等について、継続的に研修を受講して知識・技術を高めることが重要であると指摘されているところである。任期中は、本講座が図書館経営の中核を担う方々の資質向上に寄与できるよう、教育活動を通じて最新の情報を提供するとともに、教育プログラムの礎となる能力指標を得られるよう、管理職、特に図書館長に求められる能力、知識・技術の研究に取り組んだ。

本冊子は、これらの教育・研究活動の成果をとりまとめたものである。内容について若干説明することとしたい。

第1部では、近年の図書館関係法制度を巡る最新動向や図書館振興策等、国における図書館政策の現状を整理するとともに、国に求められる政策的課題を考察した。また、第2部では、都道府県が域内の図書館振興に関してどのような政策及び振興策を講じているか、都道府県教育委員会等を対象に行った調査結果に基づき現状を把握するとともに、県としての政策的課題を考察した。さらに、第3部では、市町村の中でも、未だ図書館未設置市町村が多くを占める過疎地域市町村の図書館振興を中心に論じた。財政難等、多くの課題を抱える状況の中でも近年、新たに図書館を設置した町の事例を分析し、図書館設置に必要な要因について考察した。最後に、第4部では図書館振興を支える重要な人材である、公立図書館長に求められる能力について文献調査に基づき考察した。

関係各位の皆様にご高覧頂き、今後の業務や研究に多少なりとも参考になれば幸いである。

最後に、教育及び研究活動を支えていただきました関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

2016年3月  
筑波大学図書館情報メディア系  
准教授 毛利 るみこ



## 第1部 国における図書館政策の現状と課題

第1部では、近年の図書館関係法制度を巡る動向や図書館振興策等、国における図書館政策の現状について分析し、今後の政策的課題を考察する。

### 1 国における図書館政策—研究の背景と目的—

1950年の図書館法制定以降、国の図書館政策は、国庫補助金の交付を中心に展開されてきた<sup>1)</sup>。しかし、1997年以降、地方分権や全国的に社会教育施設の整備が進んだこと等を背景に施設整備の補助金は廃止され、その後、三位一体改革の一環で社会教育関係の活動や設備整備に係る補助金も2003年限りで廃止となった。近年、国による図書館政策は、それまでの補助金を中心とした図書館振興から、調査研究や政策提言を中心とした内容へと移行してきている<sup>2)</sup>。

地方分権が進む今日、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねられることが基本であり、国と、地方との適切な役割分担が求められている。地方自治法によれば、国の役割とは、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動や地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模や視点を要する施策・事業の実施等を重点的に担うことと規定されている。

また、中央教育審議会は、今後の生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割として、基本的な方針等の策定、地方公共団体の取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実、諸制度の改善等を挙げている<sup>3)</sup>。

これらの国の役割に照らせば、国の図書館政策とは、諸制度の改善や方針の策定、事例提供や調査研究等がその中心を占めることとなるであろう。一方、図書館を巡っては、地方財政の悪化を背景に、資料費や専任職員の減少、施設の老朽化、図書館サービスの地域間格差や多様なニーズへの対応等、法制度が掲げる理念と運用の間に多くの課題が生じているのが現状である。今、国に期待される図書館政策とは何であろうか。

本稿では、国の基本的役割を踏まえた上で、近年の図書館関係法制度を巡る動向や図書館振興策等、国における図書館政策の現状を整理し、地方自治体の教育委員会による意見等を参照しながら、今後の政策的課題について考察する。

## 2 国における図書館政策の動向

### 2.1 図書館関係法制度を巡る動向

近年、図書館関係法令等の改正が相次いでいる。本節では、教育の根本法である教育基本法改正(2006年度)以降の関係法令等の改正と国の審議会等の動向を概観し、国の図書館政策の基本的潮流を把握する。なお、文中に記載の改正年は公布・施行の年である。公布と施行の年が異なる場合は施行年を別途記載した。

#### ①公共図書館関連法令等の改正動向

##### 教育基本法

教育の目的・理念、教育の基本的事項、教育行政の在り方等を規定した教育の根本となる法律で、1947年の制定以降、初めて2006年に全面的に改正された。主な改正点としては、教育の目的を实



現するために重要な事項を 5 つにまとめた「教育の目標」(第二条)を新たに規定したほか、「生涯学習の理念」(第三条)を新設し、「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定した。また、教育を実施する際に基本となる事項として、旧法の「義務教育」(第五条)、「学校教育」(第六条)、「社会教育」(第十二条)等の諸規定を引き続き規定・充実し、新たに「大学」(第七条)、「家庭教育」(第十条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第十三条)、「教育振興基本計画」(第十七条)等を規定した<sup>4)</sup>。

## 社会教育法

社会教育に関する国と自治体の任務等を規定した法律で、教育委員会の事務、社会教育主事・主事補、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、通信教育等について規定している。教育基本法改正を踏まえ、2008年に諸規定が整備された。主に総則に関しては「国及び地方公共団体の任務」(第三条)を行うにあたり、生涯学習の振興に寄与することや、学校・家庭・地域住民等の関係者相互間の連携・協力の促進に資するよう努めることを規定した。また、「市町村の教育委員会の事務」(第五条)の内容を充実し、学習成果を活用した学校等における教育活動の機会提供、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業等、情報化への対応や家庭教育に関する情報提供等を規定した。なお、都道府県教育委員会も同様の事務を行う(第六条)。この他、社会教育主事の職務・資格要件、公民館の運営状況に関する評価・改善と情報提供の規定等、総則以外の規定も改正された<sup>5)6)</sup>。

## 図書館法

図書館の設置及び運営に関して必要な事項を規定する法律である。総則、公立図書館、私立図書館に関する規定から成る。図書館の目的、定義、図書館奉仕、司書・司書補の資格と研修、職員、図書館協議会、設置及び運営上望ましい基準、運営状況の評価と情報提供、無料の原則等について規定する。2008年に社会教育法、博物館法とともに改正された。主な改正内容は以下のとおりである<sup>7)</sup>。

### ①教育基本法改正に伴う規定整備：

- ・「図書館奉仕」(第三条)は図書館が土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し得るように留意することを規定しているが、加えて「家庭教育の向上に資する」ことを明記した。併せて、図書館が実施に努めるべき具体的事項に、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加した。さらに、図書館が収集し、利用に供する「図書館資料」に「電磁的記録」が含まれることを明示した。

### ②社会教育施設の運営能力の向上に係る規定整備：

- ・図書館は運営の状況に関する評価及び改善(第七条の三)と地域住民等に対する情報提供(第七条の四)に努めなければならない旨を新たに規定した。
- ・望ましい基準の対象を従来の公立図書館から公立・私立図書館へと拡大した(第七条の二)。

### ③専門職員の資質向上・資格要件の見直し：

- ・国及び都道府県教育委員会が、「司書及び司書補の研修」(第七条)を行うよう努めるものとする規定を新設した。
- ・司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で

定める旨規定した（第五条）（※本規定は 2010 年施行）。

- ・高等学校卒業者のほか、高卒認定試験の合格者等の大学入学資格を有する者も、司書補となる資格を有することを規定した（第五条）。

2011 年には、「図書館協議会」（第十五条、第十六条）の規定が改正された（施行は 2012 年）。

旧法では、図書館協議会の委員は「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する」旨を規定していたが（第十五条）、地域主権戦略大綱を受けた法改正によってこの基準は削除され、任命基準は各自治体が条例で定めることとした（第十六条）。旧法の基準は条例を定める際の参酌基準となり、図書館法施行規則（省令）に規定することとなった。

#### ◇図書館法施行規則（省令）

図書館法改正を受けて改正され、大学において司書資格の取得に必要な科目を新たに省令に規定した（2010 年施行）。単位数は司書講習（旧法では 20 単位）・大学における科目ともに 24 単位と規定した（2012 年施行）。図書館協議会委員の参酌基準も省令第三章第十二条を新設して規定した（2012 年施行）<sup>8)</sup>。

#### ◇図書館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）

従来、公立のみを対象とした基準であったが、2012 年に私立を含む内容へと大幅に改正された。図書館に求められる基本的な事項（設置、運営、連携・協力、著作権等権利、危機管理）とともに、市町村立図書館・都道府県立図書館・私立図書館について、設置及び運営上の望ましい基準を規定している。改正により新たに規定、充実した主な項目は以下のとおりである<sup>9)</sup>。

##### ①図書館法改正を踏まえた諸規定の整備

- ・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
- ・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供

##### ②図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備

- ・情報サービス、地域課題に対応したサービスの充実等
- ・多様な利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備 他

##### ③図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

- ・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定
- ・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保
- ・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等
- ・館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置くこと
- ・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

##### ④その他

著作権等の権利保護規定、危機管理に関する規定、郷土資料の電子化等の規定を追加 他  
なお、文部科学省局長通知<sup>10)</sup>で 7 項目の留意事項を併せて示した（図書館の運営状況の点検・評価の着実な実施、目標設定は数値化できるものは可能な限り数値目標とすること等）。

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の設置と組織，教育委員会と長の職務権限，教育機関，学校運営協議会，文部科学大臣と教育委員会の相互関係等について規定した法律である。2014年に教育委員会制度が大幅に改正された（2015年施行）。教育行政の責任を明確化するため，旧法で教育委員会の主宰者であった教育委員長（非常勤）と事務局の指揮監督者である教育長（常勤）を，両者の役割を合わせた新しい「教育長」（常勤）に一本化した。また，全ての地方公共団体に首長主催の「総合教育会議」を設置すること，首長が教育に関する「大綱」を策定すること等を新たに規定した<sup>11)</sup>。

## ②その他図書館サービス関連法規

### ○学校図書館法

小・中学校・高等学校（特別支援学校含む）への学校図書館の設置義務や，司書教諭の配置義務等を規定した法律である。2014年に議員立法による改正（2015年施行）により，学校には，司書教諭のほか，学校図書館の運営の改善・向上，児童・生徒及び教員による学校図書館の利用促進に資するため，「学校司書」を置くよう努めなければならないことを規定した（第六条）。併せて，国及び地方公共団体は，学校司書の資質の向上を図るため，研修の実施等の必要な措置を講ずることを努力義務として規定した。附則で，国は学校司書としての資格の在り方，養成の在り方等について検討を行い，その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした<sup>12)</sup>。

### ○著作権法

著作物等に関し著作者の権利，隣接する権利等について規定した法律である。図書館サービスに関しては，図書館等における複製，視聴覚障害者等のための複製等，営利を目的としない上演等，権利制限規定との関連が深い。度々改正されるが，近年の主な改正は，障害者の情報利用の機会を確保する観点から，視聴覚障害者等のための複製等の規定が2009年に改正された（2010年施行）。旧法では複製は，点字図書館による録音図書の作成や，関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信など，主体や範囲が限定されていたが，主体を公共図書館にも拡大し（政令改正），デジタル録音図書（デージー図書）等の作成や，映画・放送番組への字幕・手話の付与等，幅広い行為が可能となり，視聴覚障害者以外の発達障害者等も広く対象となった<sup>13)</sup>。

### ○国立国会図書館法

国立国会図書館が国会議員の職務遂行，行政・司法各部門・国民に対する図書館奉仕を目的すること，その組織，国内出版物の目録・索引の作成・提供や出版物の納入義務等について規定した法律である。2010年改正以降，国会図書館は国等の公的機関がインターネット上で公開している資料を許諾なく収集できるようになった<sup>14)</sup>。また，2013年よりオンライン資料収集制度を開始し，私人が出版したオンライン資料を，国立国会図書館に納入することが義務付けられた（有償又はDRM有は当面免除）<sup>15)</sup>。2012年の著作権法改正（2013年施行）により，国立国会図書館は，絶版等資料について，図書館等に対して自動公衆送信を行うことができるようになり，送信先の図書館等は利用者の求めに応じて，国立国会図書館から自動公衆送信された絶版等資料の一部複製を行うことができるようになった（図書館向けデジタル化資料送信サービスの開始は2014年）<sup>16)17)</sup>。

## ○まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展，人口減少に対応するために東京圏への人口集中を是正し，地域で住みよい環境を確保し，活力ある日本社会を維持していくために，まち・ひと・しごとの創成に関する施策を総合的・計画的に実施する目的で2014年に公布・施行された。同法は，基本理念，国等の責務，「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成等（国は義務，都道府県・市町村は努力義務），創生本部の設置等について定める。なお，2014年12月に，日本の人口の現状と将来の姿を示し，今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」と，これを実現するために，今後5か年（2015～2019）の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」が閣議決定された<sup>18)</sup>。2014年度補正予算では，地方版総合戦略の策定や戦略の「しごとづくりなど」の事業等に対する交付金も事業化された。地方版総合戦略の策定は，2015年度中である。地方版戦略に図書館の役割を位置付ける自治体も見られている<sup>19)</sup>。

## ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

通称「障害者差別解消法」で，2013年に公布された（一部附則を除き2016年4月1日施行）。同法は，①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること，②差別を解消するための取組について政府全体の「基本方針」を作成すること，③行政機関等ごと，分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成することを規定した<sup>20)</sup>。障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には，負担になり過ぎない範囲で，社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる<sup>21)</sup>。「合理的配慮」とは，例えば窓口における障害の特性に応じた対応（筆談や読み上げ）等で，国の行政機関・地方公共団体等に法的義務，民間事業者に努力義務が課せられる<sup>22)</sup>。

## <審議会等の動向>

### ○中央教育審議会

#### ・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」（2008年2月）

教育基本法改正後，中教審は今後の生涯学習の振興方策と，施策を推進するにあたっての行政の在り方について答申した<sup>23)</sup>。答申では今後の基本的方向性について次のとおり掲げている。

（図書館関係部分の詳細は参考資料を参照）

- ①「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える」
  - ・ 今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方について検討
  - ・ 多様な学習機会の提供，再チャレンジが可能な環境の整備
  - ・ 学習成果の評価の社会的通用性の向上
- ②「社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり」

施策を推進する上では①「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点，②「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点，③連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点が必要であると指摘した。さらに，国，都道府県及び市町村の任務の在り方等（教育基本

法の改正を踏まえた教育委員会の新たな役割の明確化），社会教育施設の在り方（運営状況に関する評価及び改善，情報提供に関する規定の整備等），生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方（司書等の資格要件・研修規定の見直し等）等について指摘した。

指摘を踏まえ，2008年に社会教育法，図書館法，博物館法が改正された。

・第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（2013年1月）

2008年の答申による指摘等を受け，第二期教育振興基本計画（後述）の検討に資するため，国・地方の取組指針となるよう，今後の社会教育行政等の推進の在り方，生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について整理した（図書館関係部分の詳細は参考資料を参照）<sup>24)</sup>。

社会教育行政が抱える課題について，①地域コミュニティ変質への対応，②多様な主体による社会教育事業の展開への対応，③社会教育の専門職員の役割の変化への対応を指摘した。今後，社会教育行政は，社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい，教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが必要であり，首長部局・大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け，地域住民も一体となって協働して取組を進めていく，ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行っていくことが必要であると指摘した（図1参照）。

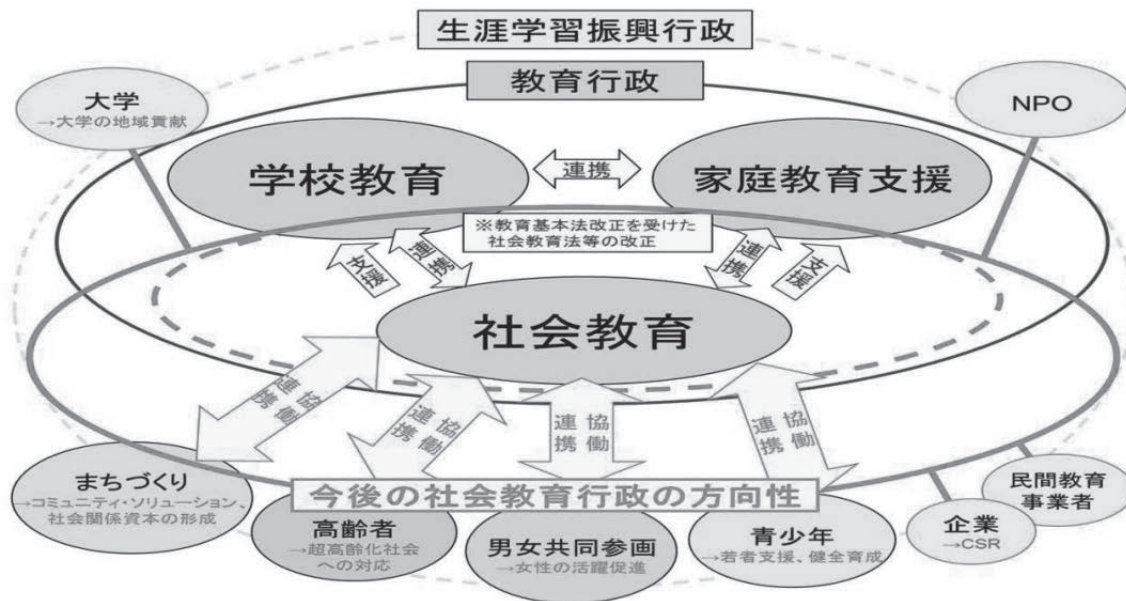


図1 今後の社会教育行政の方向性（中央教育審議会生涯学習分科会「議論の整理」概要より抜粋）

・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）（2015年12月）

これからの教育改革や地方創生の動向を踏まえながら，学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策を提言した答申である。主に，コミュニティ・スクールの仕組みの制度的な見直しや推進方策，地域住民や団体等のネットワーク化等により学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備等について提言を行った<sup>25)</sup>。

## ○これからの図書館の在り方検討協力者会議

同会議がまとめた「これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして-（報告）」（2006年3月）は、これからの図書館サービスに求められる新たな視点として、図書館活動の意義の理解促進、課題解決支援機能の充実、レファレンスサービスの充実・利用促進、児童・青少年サービスの充実、多様な資料の提供、ハイブリッド図書館の整備、他の図書館・関係機関・学校との連携・協力の必要性等を掲げ、これからの図書館経営に必要な視点について提言を行った<sup>26)</sup>。

本会議では、その後、図書館職員の養成・研修の在り方をテーマに検討を重ね、「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」をとりまとめた（2008年6月）<sup>27)</sup>。図書館法改正以降、新たに規定された司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目について、司書に必要な基礎的な知識・技術の内容を検討するという視点から議論し、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」をまとめた（2009年2月）<sup>28)</sup>。指摘を踏まえ、司書の養成科目について規定した省令が改正された。

さらに、改正図書館法に基づく新たな望ましい基準に盛り込むべき視点や具体的内容等について検討し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」（2012年8月）をまとめた<sup>29)</sup>。指摘を踏まえて望ましい基準が改正された。

## ○学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

学校図書館法改正に先立ち、文部科学省では「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」を設置した。学校図書館担当職員の役割やその資質の向上に関して関係者が共有できる一定の方針を得るために議論し、「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」をまとめた（2014年3月）<sup>30)</sup>。

その後、学校図書館法改正により、附則に、国は学校司書としての資格の在り方、養成の在り方等について検討を行うことが規定されたことを踏まえ、学校図書館の運営に係る基本的な視点、学校司書資格・養成等の在り方に関する指針、学校図書館の整備充実に関する調査研究を行うために標記会議を設置し（2015年6月）<sup>31)</sup>、現在、議論を重ねている。

## <計画>

### ○教育振興基本計画（第二期）（2013年6月策定）

本計画は、教育基本法第十七条第1項に基づき、法に掲げる教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明示し、今後5年間に取り組むべき施策を総合的に掲げるものである。現在は、第二期の計画が進行中である（計画対象年度：2013～2017年度）。第二期計画では、次のとおり4つのビジョン（基本的方向性）の下に、8のミッション（成果目標）、30のアクション（基本施策）を掲げている<sup>32)</sup>。

### 教育振興基本計画（第二期）の基本的方向性

- 基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
- 基本的方向性 2 未来への飛躍を実現する人材の養成  
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
- 基本的方向性 3 学びのセーフティネットの構築～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
- 基本的方向性 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成  
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

社会教育施設に関する施策としては、基本的方向性 1 の下に「現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」を図ること（基本施策 11）、基本的方向性 3 の下、「学習や社会生活に困難を有する者への学習機会」の提供などを行うこと（基本施策 18）、基本的方向性 4 の下、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核として、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」（基本施策 20）を図ること等を掲げている。

（図書館関係部分の詳細は参考資料を参照）

### ○「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）（2013 年 5 月策定）

本計画は子どもの読書活動の推進に関する法律第八条第 1 項に基づき国が策定したものである。子どもの読書活動の推進に係る施策の基本的方針と具体的な方策を掲げた 5 年計画である。2002 年 8 月策定の第一次計画、2008 年 3 月策定の第二次計画を経て、現在は第三次計画が進行中である（計画対象年度：2013～2017 年度）。基本的方針として、国や地方公共団体は、(1)家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組、(2)子どもの読書活動を支える環境の整備、(3)読書活動の意義の普及等を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、推進を図ることを掲げている<sup>33)</sup>（概要は参考資料を参照）

## 2.2 図書館振興策

2012 年度頃までの図書館振興策については、市川恵理（筑波大学）による「国の図書館政策の動向」（図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告 5）<sup>34)</sup>が詳しい。本稿では 2013 年度以降の図書館振興策を中心にまとめる。

### <実践的調査研究>

### ○「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」（文部科学省）（2013～2014 年度）

本事業は、地域社会における様々な現代的課題に対し、公民館等が行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働して課題解決のための取組を実施する事業である。事業により、地域の絆、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図る。具体的には、文部科学省が、地方公共団体に対して事業を委託し、地域において喫緊の課題解決に当たる 5 つのテーマ（①若者の自立・社会参画支援、②地域の防災拠点形成支援、③地域人材による家庭支援、④地域振興支援、⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援）に沿った取組を実施し、教育手法等の研究成果を普及する<sup>35)36)</sup>。

○「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」（文部科学省）（2015年度）

本事業では、公民館等地域の「学びの場」を拠点とした地域課題解決の取組を促進するための協議会「学びを通じた地方創生コンファレンス」を各ブロックで開催し、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発等を行っている。コンファレンスでは、上記の公民館等支援プログラムを実施した自治体や自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体や NPO 等がテーマを持ち寄り、成果や先進事例等の研究、社会教育による学びを通じた地域課題解決のための最新の支援スキル・ノウハウの習得、関係者間での出会いと対話の創出等を行い、成果の共有・普及を図る<sup>37)</sup>。

<事例提供>

○「人・まち・社会を育む情報拠点を目指して 図書館実践事例集」

（文部科学省生涯学習政策局社会教育課）（2014年3月）

図書館が一層の機能強化に向けて取り組む際の参考となるよう、全国各地の図書館が取り組む特徴的な取組を事例集としてまとめ、普及を図っている。事例集は、都道府県から推薦のあった取組について、「連携」、「様々な利用者へのサービス」、「課題解決支援」、「まちづくり」、「建築・空間づくり」、「電子図書館」、「その他」の区分ごとに取りまとめて紹介している<sup>38)</sup>。

<各種研修>

○図書館地区別研修，図書館司書専門講座，新任図書館長研修（文部科学省）

文部科学省では、例年、下記のとおり各種研修事業を実施している<sup>39)40)</sup>。

	図書館地区別研修	図書館司書専門講座	新任図書館長研修
趣旨	図書館職員の資質向上を図るため、各図書館において指導的立場にある中堅以上の司書を対象とした地区別研修（6地区）を実施し、図書館業務の専門的な知識・技術の習得を図る。	司書としての専門的な知識・技術についての研修を行い、図書館における指導的立場としての力量を高める。	新任の館長に対し、図書館の管理・運営やサービスに関する専門的知識や図書館を取り巻く社会変化、電子化技術の動向などについて教授し、館長の資質の向上を図ることにより、公立図書館の管理運営の向上及び情報提供サービスの高度化を図る。
対象	公共図書館の勤務経験が概ね3年以上の中堅司書等	公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある司書等	公立図書館の館長に就任して1年未満の者等
期間	4日間（地区により異なる）	12日間	4日間
主催	文部科学省及び開催都道府県・指定都市教育委員会	文部科学省 国立教育政策研究所	文部科学省 大学（例年、筑波大学）



### ○絵本専門士養成講座（国立青少年教育振興機構）

本講座は、年間 30 コマの講義・演習等により、絵本専門士の養成を目指すものである。絵本専門士とは、「絵本のメディア・リテラシーの特性やさまざまな可能性をよく理解し、幅広い知識と教養を備え絵本の魅力を表現し伝える技能を持ち、子供の好奇心と生きる力を引き出す絵本の専門家」に与えられる称号である。本講座の受講資格は、子供や絵本に関連する資格を有する者（司書、司書補・保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の有資格者）、絵本に関わる実務や活動について 3 年以上の経験がある者、絵本や児童文学の研究者等である<sup>45)</sup>。

### <顕彰>

#### ○子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）の文部科学省表彰（文部科学省）

文部科学省では、例年、読書活動の推進に資するため、優れた取組等を行っている学校、図書館及び団体（個人）を表彰し、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるよう図っている<sup>42)</sup>。4月23日の「子ども読書の日」に実施される「子どもの読書活動推進フォーラム」で表彰式が行われており、近年、表彰を受けた取組事例は国のウェブサイト「子ども読書の情報館」で紹介されている<sup>43)</sup>。

#### ○地方創生レファレンス大賞（同大会準備委員会主催、文部科学省・日本図書館協会後援）

図書館総合展の企画として、レファレンスサービスが地域の活性化、課題解決に結びついた事例を顕彰する事業「地域創生レファレンス大賞」が実施された（2015年11月11日於横浜）。全国から各図書館又は図書館利用者が持つ事例を募り、フォーラムの会場で選ばれた3つの事例の最終審査を行い、文部科学大臣賞、公益財団法人図書館振興財団賞、審査員会特別賞の三賞の授賞を行った<sup>44)</sup>。

### <財政措置等>

#### ○地方交付税措置

図書館に対する直接的な財政措置ではないが、地方交付税として「教育費」の項目に「図書館費」に対する地方財政措置が講じられている（教育費>社会教育費>社会教育施設費>図書館費）。2014年度の積算額は、市レベル（人口10万人）では、図書館1館、職員8人分の「給与費」が5,094万円、図書や視聴覚資料購入費・図書館の耐震化・ユニバーサルデザイン化に関する事業に充てる「需用費等」が2,100万6千円、合計で7,194万6千円が積算されている。県レベル（人口170万人）では、図書館が1館、職員数は館長含めて28人分で1億7,079万円、図書館協議会委員9人の報酬費として18万円、図書や視聴覚資料購入費等に充てる「需用費等」が4,888万2千円積算され、図書館費として2億1,985万2千円積算されている<sup>45)</sup>。ただし、地方交付税は本来自治体の判断で自由に用途を決めるものであるため、図書館費として支出するためには、各自治体で予算化することが必要である<sup>46)</sup>。

また、国では「第4次学校図書館図書整備5か年計画」（2012～2016年度）を策定し、学校図書館図書標準達成を目指しているところである。学校図書館の蔵書の増加・更新や新聞配備、小中学校への学校司書の配置に係る経費について地方財政措置が講じられている<sup>47)</sup>。

### ○子ども夢基金（国立青少年教育振興機構）

子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に、民間団体が実施する特色ある新たな取組や、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行っている。図書館に対する助成ではないが、公益及び一般財団・社団法人や民間団体で、子供の読書活動の振興を図る活動（読書会や読み聞かせ会等子どもを対象とする読書活動、フォーラム等子どもの読書活動を支援する活動）に対し助成している<sup>48)</sup>。

### ○その他

図書館振興を目的とした財政措置ではないが、文部科学省以外の省庁が所管する補助金や地方債の中には、条件によって図書館の設置や改修に活用できるものもある<sup>49)</sup>。例えば、「社会資本整備総合交付金」（国土交通省）は、地方自治体が策定する社会資本整備計画の目標を達成するために必要な事業等を支援する交付金である<sup>50) 51)</sup>。対象事業は道路・港湾・河川事業等や、例えば地域の歴史・文化・自然環境等の個性あふれるまちづくりを実施するために必要な幅広い施設等を対象とする都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）<sup>52)</sup>等もあり、多彩である。計画に図書館を含む複合施設を位置付けて整備する自治体もある。この他、「森林・林業再生基盤づくり交付金」（林野庁）<sup>53)</sup>のように、木造公共建築物等の整備を支援する事業や、「電源立地地域対策交付金」（資源エネルギー庁）<sup>54)</sup>のように、公共用施設の整備等、自治体の実情やニーズに合わせた幅広い分野で使用することが可能な交付金もある。対象市町村であれば、過疎対策事業債（総務省）等の地方債を図書館の整備に活用することもできる。

## 3 国における図書館政策の課題

国における図書館政策とは、基本的には第2章で概観したような教育政策の方向性に進む。特に中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理（2008年）によって示された「ネットワーク型行政の推進」の視点や、第二期教育振興基本計画が掲げる具体的施策－現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進、学びの場を核とした地域コミュニティの形成を目指した取組、学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供等－は現在の重要施策である。

また、近年、「地方創生」は教育政策のみならず、国の政策全体にとっての優先事項に位置付けられている。

図書館が、その特性を活かしながら、どのようにこれらに取り組んでいくか、国としていかに取り組みを支援するか、その具体的方策が現在の国における図書館政策の中心的内容ととらえられる。公民館等支援プログラム等がその例である。

一方、地方が期待する国の図書館政策とは何か。少し視点を変え、地方の図書館振興を図る上で国に求められる図書館政策を考察する。考察にあたり、都道府県教育委員会調査の結果を参照する。筆者は、2015年2月、各都道府県教育委員会等の図書館行政担当者を対象に、「都道府県における図書館政策に関する調査」を実施した。調査では、「図書館振興に関して、国（文部科学省等）の役割として期待する政策」の内容を尋ねた（自由記述）。調査全体の回収率は93.6%で（47県中44県）で、本設問への回答は20県であった（複数の意見を挙げた県もあるため、件数合計は27件）。内容を見ると、意見のうち19件は財政支援に係る要望であった。内訳は、次のとおりである。

＜財政支援に係る意見（19件）の内訳＞

- ・「建設・施設整備への財政措置」（5件）
- ・「財政支援」（使途の記載なし）（4件）
- ・「図書館関係事業費への財政措置」又は「運営への補助」（4件）
- ・「資料費への財政措置」（2件）
- ・「電子図書館導入のための財政措置」（1件）
- ・「市町村立図書館に専門職を配置するための財政支援」（1件），
- ・その他（2件）

（「図書館情報化を促進する補助金又は国の研究機関等によるパイロットプログラム」，  
「モデル・ライブラリー事業」）

上記のほか、「図書館未設置市町村の解消」（2件）、「図書館職員への研修の充実」（1件）、「人材養成，確保」（1件）、「図書館の専門的職員（司書・正規職員）配置の法制化」（1件）、「都道府県立図書館独自の評価指標の研究」（1件）、「国内図書館協力隊」（1件）、「絶版になった資料について，自由に電子化ができるようにするための特例（筆者による要約）」（1件）<sup>55)</sup>との意見が挙げられた。国の図書館政策の方向性とこれらの意見を踏まえ，具体的な振興策について考察する。

#### 図書館の課題に対応した事例提供・調査研究

図書館には地域の課題解決支援等，期待される役割が多様化する一方で，施設設備，資料費や事業費等，図書館の基盤的活動に係る財政難が喫緊の課題となっている。特に1970～80年代に施設整備費で建設した多くの図書館は今，改修の時期を迎えていると見られる。

先述のとおり，地方分権を背景に補助金が廃止された経緯があり，また，図書館費に対する地方交付税措置が講じられているところであり，現在，文部科学省から社会教育施設に対する施設整備費や運営に係る直接的な財政支援は講じられていない。しかし，例えば，自治体では地域経営における図書館機能に広がりを持たせ，地域振興やまちづくり等に対する助成金を活用することは一考である。近年，図書館は，地域の文化，歴史，産業等，あらゆる情報の拠点として，あるいは人々の賑わいを創出する交流拠点として，施設の可能性を広げている。自治体内の他施設と有機的に機能させて，まちづくりの拠点に位置付けることも可能だろう。各省庁・独立行政法人等による助成金・補助金の公募情報は省庁ごとに所管されているため，図書館に活用できる国の助成金等が一元的に情報提供されれば，自治体の担当者も活用を検討しやすい。

国の振興策として，例えば，国や民間団体による助成金等の具体的な活用例，外部資金の獲得方法等（研究助成費，寄附金，グッズ販売や広告による自己収入等）に関する事例集を作成して，財源確保のノウハウを共有していくことも支援策として考えられる。あるいは，図書館の施設設備に関する調査研究も考えられる。例えば，施設の改修や設備整備に活用できる財源，保守コストの削減方法，転用や複合化による効率化，企業等との協力の下に進める情報化の手法に関する事例提供等も考えられる。

また，近年は学校，家庭，地域との連携の下，地域の教育力を高める取組が期待されているとこ

ろである。図書館による学校教育の支援や家庭教育支援等、各地で取組が進められている。しかしながら、一般的に教育の成果とは見えにくく、また成果が見えるまで時間がかかるものである。学力向上は読書活動の指標とされやすいが、学校教育、家庭教育、社会教育の中で、様々な観点から効果を検証していく必要はないだろうか。国、自治体、大学等が連携して、図書館が地域にもたらず教育効果や地域活性化の効果等、図書館の存在意義を多様な側面から可視化できるようにするための調査研究等も考えられる。現在、科学研究費助成事業には、教育機関の教職員等が個人で教育的意義・社会的意義のある研究に取り組むことを奨励する「奨励研究」のメニューがあるが、自治体等の団体が活用できるような実証的かつテーマの裁量が大きい奨励研究型事業の創設を検討できないだろうか。

### 図書館司書の研修充実

さらに、調査では、図書館職員への研修充実、人材養成、専門職配置の法制化について要望も挙げられており、専門職員の研修充実を一層図っていくことが必要であると考えられる。ただし、第2章で概観したとおり、国による研修は、内容的には既に段階別に提供されている。問題は、研修の機会があっても、参加に係る費用や業務の都合で参加できないという課題に対する対応が未だ十分に行われていない点である。協力者会議による「図書館職員の研修の充実方策について」（2008年）は、これらの研修の課題と改善策について提言している。提言の中で、「研修の形態や方法等」について、例えば「インターネット等を活用した遠隔教育や、遠隔教育と集合学習との組合せなど様々な形態の研修」、「1ヶ月に1～2回の研修を1年間かけて実施するなどの分散型研修」、「国レベルの研修を地方でも開催」等、8項目の改善策を提案している<sup>56)</sup>。しかし、現状で、遠隔教育を行っているのは新任図書館長研修のみである。図書館司書専門講座は講義・演習と充実した内容であるが、期間も12日間と比較的長期にわたる。一部講義を収録してデジタル教材として活用することや、全国の大学（司書養成課程等）との協力等によって、ブロックでの演習実施や年間を通じてレポートを提出できる体制を用意するなど、提言を踏まえた充実方策を講じる必要があるのではないだろうか。

### 図書館評価の意義の普及と指標の研究

最後に、図書館の評価に触れる。調査では、「都道府県立図書館独自の評価指標研究」への要望が挙げられた。国では図書館の設置及び運営上の望ましい基準を示しているものの、数値基準等、具体的な内容は示していない。文部科学省局長通知では、日本図書館協会が作成した「目標基準例」（全国の市町村のうち、各人口段階で貸出密度上位10%にある市町村の司書数や蔵書数等の平均数値を算出した数値）<sup>57)</sup>が参考として紹介されているが、数値目標等、具体的な目標の設定は図書館に委ねられている。国が数値的基準を示すことは適切ではないが、一方で基準が掲げる理念の形骸化を招きやすいことが指摘できる。図書館の評価・改善及び運営に関する情報提供は、法改正によって努力規定化された内容でもある。国として評価の着実な実施をどのように働きかけていくか、具体的な方策が必要であろう。

これに関しては、2015年度の社会教育調査（図書館調査）より、調査項目に新たに「運営状況に関する評価の実施状況」が追加され、評価の実施状況が把握できるようになった。しかし、評価作

業自体が次期の自治体運営や将来の在るべき図書館像と結びつかないまま、評価のみを実施する、という単純に事務量だけを増やす状況が生じるとすれば、それは、法が求める姿ではないだろう。今後ますます、評価の意義に対する普及・啓発が重要となると考える。

また、近年は指定管理者制度を導入する自治体も少しずつ増加しているが、導入効果として人件費を含む経費削減に目が行きやすい。図書館事業に対する評価について、コスト以外の側面で評価軸が成熟していないことも要因にあるのではないだろうか。なお、現在、策定が進む地方版総合戦略には、施策の基本目標に実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標を設定することが求められている<sup>58)</sup>。図書館活動の成果指標等、今後、多様な評価指標の研究が重要である。

国に期待される政策・施策とは大小尽きないものであるが、地方が創意工夫によって、直面する課題に対応できるように、そして地方が目指す将来像の実現に図書館が貢献できるように、地方の意見を踏まえた具体的な支援策を講じることが求められる。

#### <参考文献・注>

- 1)市川恵理. “国の図書館政策の動向”. 図書館現職者のための体系的研修の試み: 上田女子短期大学「図書館職員学び直し講座」の場合. 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科, 2013.3, p.57-71.参照は p.57.
- 2)同上, p.58.
- 3)中央教育審議会. 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について: 知の循環型社会の構築を目指して (答申). 2008, p.52.  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2008/12/18/080219\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/18/080219_01.pdf), (参照 2016-01-13).  
答申は, 「生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は, 各地方公共団体における多様な実情を可能な限り踏まえつつ, 全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し, 地方公共団体における施策の参考となるよう努めること, 各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供, 様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を図ること等が考えられる」と指摘している。
- 4)文部科学省生涯学習政策局政策課. 新しい教育基本法について. 2007, p.1-8.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/houan/siryo/07051111/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan/siryo/07051111/001.pdf), (参照 2016-01-13).
- 5)文部科学省. 社会教育法等の一部を改正する法律の概要. 2008, p.1,  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2009/02/19/001\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/02/19/001_1.pdf), (参照 2016-01-13).
- 6)社会教育法等の一部を改正する法律新旧対照条文. 2008, p.1-10.  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2009/02/19/003.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/02/19/003.pdf), (参照 2016-01-13).
- 7)前掲 6), p.5-7.
- 8)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文. 2011, p.81.  
<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/02ikkatsu-shinkyu.pdf>, (参照

2016-01-15).

- 9) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成 24 年文部科学省告示第 172 号) について. 2012, 76p. 参照は p.1.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/001/\\_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330295.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330295.pdf), (参照 2016-01-15).
- 10) 通知は, 2012 (平成 24) 年 12 月 19 日付で各都道府県教育委員会教育長宛てに発出された文部科学省生涯学習政策局長通知 (24 文科生 572 号「「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について (通知) 」).
- 11) 文部科学省. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要). 2015, p.2-3.  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2015/02/04/1349283\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/02/04/1349283_04.pdf), (参照 2016-01-15).
- 12) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課. “学校図書館法の一部を改正する法律の公布について (通知)”. 文部科学省. 2015-08. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1360206.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1360206.htm), (参照 2016-01-17).
- 13) 文化庁長官官房著作権課. 著作権法の一部を改正する法律の概要. 2010, p.10.  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21\\_hokaisei/pdf/21\\_hokaisei\\_horitsu\\_gaiyou.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/pdf/21_hokaisei_horitsu_gaiyou.pdf), (参照 2016-01-17).
- 14) 国立国会図書館. 国立国会図書館法によるインターネット資料の収集について. 2013-01.  
[http://warp.da.ndl.go.jp/bulk\\_info.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/bulk_info.pdf), (参照 2016-01-17).
- 15) 国立国会図書館. “国立国会図書館について: オンライン資料収集制度 (e デポ)”. 国立国会図書館. [http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online\\_data.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online_data.html), (参照 2017-01-17).
- 16) 文化庁. 著作権法の一部を改正する法律の概要. 2013. p.1, p.4.  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h24\\_hokaisei/pdf/24\\_hokaisei\\_horitsu\\_gaiyou\\_ver6.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h24_hokaisei/pdf/24_hokaisei_horitsu_gaiyou_ver6.pdf), (参照 2016-01-17).
- 17) 国立国会図書館. 図書館向けデジタル化資料送信サービスについて～サービスの概要～. 2013.9, p.1-18.  
<http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/01gaiyo.pdf>, (参照 2016-01-17).
- 18) 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局. まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」 「総合戦略」. 2015, p.1-8.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/panf20150213.pdf>, (参照 2016-01-18).
- 19) 山本宏義. まち・ひと・しごと創生総合戦略と図書館. 図書館雑誌. 2015, 109(7), p.436-437.  
文献では, 長野県塩尻市「まち・ひと・しごと創生総合戦略—確かな暮らし, 未来につなぐ田園都市—」の事例が挙げられている。
- 20) 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付 障害者施策担当. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障害者差別解消法が制定されました. 2013, 4p. 参照は p.2.  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai\\_leaflet\\_p.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai_leaflet_p.pdf), (参照 2016-01-18).
- 21) 同上, p.2.

- 22)前掲 20 ),p.3.
- 23)前掲 3),参照は, p.8-30, p.39-53.
- 24)文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会.第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理概要.2013,p.1-3. 図は p,2 より抜粋.  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2013/02/19/1330338\\_9\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/02/19/1330338_9_1.pdf), (参照 2016-01-18).
- 25)中央教育審議会.新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申).2015, 71p.参照は p.1.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/05/1365791\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/05/1365791_1.pdf), (参照 2016-01-18).
- 26)これからの図書館の在り方検討協力者会議. これからの図書館像;地域を支える情報拠点をめざして(報告).2006.3, p.94.
- 27)これからの図書館の在り方検討協力者会議. 図書館職員の研修の充実方策について(報告).2008,63p.
- 28)これからの図書館の在り方検討協力者会議. 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)2009,72p.
- 29)これからの図書館の在り方検討協力者会議. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて;「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書.2012.8, 76p.  
報告書は前掲 9)の p.45 以降に参考資料として掲載.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/001/\\_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330295.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330295.pdf), (参照 2016-01-18).
- 30)学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議.“これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)”. 文部科学省. 2014-04.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm), (参照 2016-01-20).
- 31)文部科学省.“資料 1「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」について(学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議(第 1 回)配付資料)”. 文部科学省. 2015-10.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1362878.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1362878.htm), (参照 2016-01-20).
- 32)文部科学省.教育振興基本計画.2013.6,79p.参照は p.15-24,p.35-78.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2013/06/14/1336379\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/06/14/1336379_02_1.pdf), (参照 2016-01-20).
- 33)文部科学省.子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画.2013.5,29p(本文).参照は p.1-27.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/05/\\_icsFiles/afieldfile/2013/05/17/1335078\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/05/_icsFiles/afieldfile/2013/05/17/1335078_01.pdf), (参照 2016-01-20).
- 34)前掲 1).
- 35)文部科学省.「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」説明資料.

- [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/other/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2014/06/23/134864\\_9\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/06/23/134864_9_5.pdf), (参照 2016-01-18).
- 36)財務省主計局. 予算執行調査資料総括調査票.2014.7,p.28.  
[https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2014/sy2607/2607\\_all.pdf](https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2014/sy2607/2607_all.pdf), (参照 2016-01-18).
- 37)文部科学省.「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」実施要領.2015,p.1-7.
- 38)文部科学省生涯学習政策局社会教育課.“図書館の振興: 図書館実践事例集 ～人・まち・社会を育む情報拠点を目指して～”. 文部科学省. 2014-04.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/jirei/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/jirei/), (参照 2016-1-19).
- 39)文部科学省. 司書等の研修について (文部科学省主催) . (「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(第1回) 配付資料参考資料3) .2006.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/shiryu/06111004/005.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryu/06111004/005.htm), (参照 2016-01-18).
- 40)高橋陵子.“図書館行政の現状”. 平成 27 年度新任図書館長研修講義要綱 (研修資料) . 茨城県つくば市, 2015.09-01/04, 文部科学省, 筑波大学. 筑波大学, 2015, p.44.
- 41)国立青少年教育振興機構教育事業部事業課連携協力係.絵本専門士養成講座.2013,4p.  
<http://www.niye.go.jp/files/1616/1447162130.pdf>, (参照 2016-01-18).
- 42)文部科学省.“平成 27 年度子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体 (個人) の文部科学大臣表彰について (平成 27 年 4 月 8 日) ”. 子ども読書の情報館. 2014-04-08.  
<http://www.kodomodokusyo.go.jp/happyou/datas.html>, (参照 2016-01-19).
- 43) 文部科学省.“全国の取組事例 事例発表”. 子ども読書の情報館.  
<http://www.kodomodokusyo.go.jp/jirei/index.html>, (参照 2016-01-19).
- 44)図書館総合展運営委員会.“「地方創生レファレンス大賞」開催のお知らせ”. 図書館総合展. 2015-09-18. <http://www.libraryfair.jp/news/1605>, (参照 2016-01-19).
- 45)地方交付税制度研究会「平成 26 年度地方交付税制度解説 (単位費用篇) 地方財務協会,2014.6,p.63,p.180.
- 46)前掲 1), p.62.
- 47)文部科学省初等中等教育局児童生徒課. みんなで使おう学校図書館! .2015, p.1-6.  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360321\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360321_1.pdf), (参照 2016-01-19).
- 48)国立青少年教育振興機構.“子ども夢基金の概要”. 子ども夢基金.  
<http://yumekikin.niye.go.jp/about/gaiyou.html>, (参照 2016-01-20).
- 49)文部科学省生涯学習政策局.すべてのまちに図書館を.2006,p.1-4.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/pamph/06020303/001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/pamph/06020303/001.pdf),(参照 2016-01-20).
- 50)国土交通省.社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金,p.1-3.  
<http://www.mlit.go.jp/common/001109494.pdf>,(参照 2016-01-20).
- 51)国土交通省. 社会資本整備総合交付金交付要綱.  
<http://www.mlit.go.jp/common/001087220.pdf>,(参照 2016-01-20).
- 52)国土交通省.“都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金) : 都市再生整備計画事業の概要”. 国



土交通省. [http://www.mlit.go.jp/toshi/crd\\_machi\\_tk\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html), (参照 2016-01-20).

53)林野庁. “森林・林業再生基盤づくり交付金”. 林野庁.

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kouzoukaizen/koufukin.html>, (参照 2016-01-20).

54)資源エネルギー庁. “水力発電について：水力発電に関する助成策”. 資源エネルギー庁.

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/hydroelectric/support\\_living/effort002/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/hydroelectric/support_living/effort002/), (参照 2016-01-20).

55)本文に掲載した意見は、筆者による要約である。回答に記載された意見は次のとおりである。「(県立図書館は保存館としての機能を求められるため、基本的に廃棄を行っておらず、その結果、ほとんどの県立図書館で書庫不足が課題となっている。この解決手段として電子化が有効であるが、著作権処理が障害となって、ほとんど進んでいない)。営利を目的としない図書館については、絶版になった資料については、自由に電子化ができるようにするなどの特例を設けていただきたい。」

56)前掲 27),p.15-18.

57)前掲 29), 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書 p.31.

58)内閣府地方創生推進室. 地方版総合戦略策定のための手引き. 2015.1, p.6.

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chihouban\\_sougousenryaku/pdf/siryou1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chihouban_sougousenryaku/pdf/siryou1.pdf), (参照 2016-01-20).

主な答申・計画等の概要（図書館関係部分・要約）

＜中央教育審議会による答申等＞

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」

（2008年2月）

第1部 今後の生涯学習の振興方策

4. 具体的方策

（1）国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

②多様な学習機会の提供，再チャレンジが可能な環境の整備

具体的方策

（社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実）

地域独自の課題や公共の課題など，民間によっては提供されにくい分野の学習支援のため，  
図書館等の社会教育施設を機能強化

（相談体制の充実）

社会教育施設等において，起業や就業，ボランティア活動，社会参加等新たなチャレンジを  
しようとする人に対する学習相談や，学習機会を提供

（2）社会全体の教育力向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

具体的方策

（地域の教育力向上のための社会教育施設の活用）

地域が抱える様々な教育課題への対応，社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等，  
地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要

図書館では

- ・レファレンスサービスの充実と利用促進
- ・課題解決支援機能の充実
- ・多様な情報源への入り口「地域のポータルサイト」へ
- ・学校図書館への支援

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方

（2）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

（図書館）

- ・図書やその他の資料を収集，整理，保存し，その提供を通じて住民の個人的な学習を支援
- ・地域の課題解決，医療・健康，福祉，法務等に関する情報や地域資料等，地域の実情に  
応じた情報提供サービス
- ・「知の拠点」として質量両面の充実（特に未設置市町村）

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

(司書等の在り方)

司書及び司書補は、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス(地場産業)支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められる

- ・司書・司書補の資格要件の見直し、研修の充実等が必要
- ・各図書館での研修・研究会の実施、ボランティア活動の機会確保、  
図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(2013年1月)

第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について

1. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進

(2) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進

公民館等社会教育施設(学びの場)を核とした地域コミュニティ形成の推進

(4) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

乳幼児期の子育て家庭を対象とした支援充実のため、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、保健・福祉分野とも連携して多様な学習機会を提供

2. 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実

(1) 現代的・社会的課題に対応した学習の推進

- ・現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実やその学習成果を生かした地域課題の解決に取り組む公民館等に対する支援を行うことも有効
- ・学習機会の提供にあたっては、社会教育施設での講座等の提供のみにとどまらず、首長部局・大学等・民間団体・企業等の様々な主体とも連携・協働することが重要

3. 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実

(1) 子ども・若者への学習支援

学校や公民館、図書館等を中核として、地域若者サポートステーションなどの多様な主体と連携・協働しつつ、子ども・若者の居場所を提供し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学び直しや社会参画、自立を支援する体制を構築

<計画等>

・教育振興基本計画(第二期)(2013年6月閣議決定)

**【基本的方向性 1】社会を生き抜く力の養成**

成果目標 3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得

基本施策 11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

**基本的な考え方**

○個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるようにする。

○このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。

**【基本的方向性 3】学びのセーフティネットの構築**

成果目標 6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

基本施策 18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会

**基本的な考え方**

○挫折や困難を抱えた子ども・若者(例えば、若年無業者、引きこもり、高校中退者など)や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医療行政等と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。

(取組) 関係行政機関、NPO等が連携して行う地域の公民館、図書館等を活用した若者の自立・社会参画支援の取組を推進 等

**【基本的方向性 4】絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

成果目標 8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

基本施策 20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

**基本的な考え方**

○活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。

○(略)学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。(以下略)

## ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)(2013年5月策定)

### 第4章 子どもの読書活動の効果的推進に関する事項

#### 1. 推進体制等

##### (1) 国における子どもの読書活動推進体制

関係府省庁間・地方公共団体・学校・図書館・民間団体等の連携強化, 関連情報の情報収集・提供, 「不読率」(1か月に1冊も本を読まない子供の割合)の改善(10年間で半減)

(平成34年度:小学生2%以下, 中学生8%以下, 高校生26%以下へ)

##### (2) 地域における子どもの読書活動推進体制

地域における子どもの読書活動推進計画策定の促進

市の策定率100%, 町村の策定率70%以上へ(H23末時点で市71.1%, 町村53.8%)

都道府県・市町村は計画の達成状況に関し点検・評価に努めること

### 第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

#### I 家庭における子どもの読書活動の推進

#### II 地域における子どもの読書活動の推進

##### 1. 図書館

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

- ① 読書活動に関する情報提供
- ② 図書館相互や関係機関との連携・協力
- ③ 学校図書館との連携・協力
- ④ ボランティア活動の促進

(3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

- ① 公立図書館の整備
- ② 図書館の資料, 施設等の整備・充実
- ③ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

#### III 学校等における子どもの読書活動の推進

#### IV 民間団体の活動に対する支援

#### V 普及啓発活動

## 第2部 都道府県における図書館政策の現状と課題 —都道府県教育委員会調査の結果から—

第2部では、都道府県における図書館政策の現状と課題について、特に域内市町村に対する図書館振興策の現状を中心に分析する。都道府県の図書館行政担当部署を対象に実施した調査の結果に基づき、都道府県における図書館政策の課題を考察する。

なお、本稿は、筆者が日本生涯教育学会第36回大会（平成27年11月8日）にて行った口頭発表「都道府県における図書館政策の現状と課題」の内容を加筆して、転載するものである。

### 1 都道府県における図書館政策—研究の背景と目的等—

#### 1.1 研究の背景と目的

近年の社会変化に伴い、住民ニーズや地域課題が多様化、複雑化する中、公立図書館は住民に身近な地域の情報拠点として、生涯学習や課題解決を支援する重要な役割が期待されている。しかし、図書館設置率やサービスの内容には未だ市町村間に格差があるのが現状である。

これまで都道府県（以下、「県」とする）は、県下の図書館サービスが一定の水準以上に達するように、図書館振興策を講じる必要があることが指摘されてきた。1980年代には滋賀県のように、県による振興策によって域内の市町村立図書館が発展した自治体も見られた。しかし、近年は地方分権の推進とともに、県と市町村の関係性はより、対等・協力的な関係に移行しつつあり、域内の図書館振興策は各市町村の自主性・自立性に委ねられるところでもある。地方分権や財政状況の悪化等を背景に、明確な図書館振興策を策定しない県も多いと考えられるが、関連研究は少なく、現状や今後の課題は明らかとされていない。

本研究は、県による図書館政策のうち、特に市町村に対する図書館振興策に着目して現状を分析するものである。なお、市町村に対する図書館振興策とは、市町村立図書館を支援、活性化する諸々の方策のことである。現状を踏まえ、県による図書館政策の在り方として、今後の課題が何か考察することを目的とする。

#### 1.2 先行研究

先行研究として、大串夏身による『図書館政策の現状と課題』（1985年）<sup>1)</sup>が挙げられる。国、県、市町村の行政計画から、図書館に関する政策を抽出して分析した調査である。しかし、分析対象は主に総合計画である。教育振興基本計画や子供読書活動推進基本計画は当時まだ制度化されていないため、分析されていない。また、関連する研究として葉袋秀樹による「都道府県教育委員会における図書館行政の現状と問題点」（1988年）<sup>2)</sup>が挙げられる。都道府県教育委員会を対象に行った質問紙調査に基づき、図書館行政の具体的な構造、所管事務等について分析した研究である。これらはいずれも20年以上前の調査であり、現在の法制度を踏まえ、現状を分析する必要がある。

上記のほか、濱田幸夫による「都道府県による市町村立図書館支援の現状と課題」（2009年）<sup>3)</sup>が挙げられる。県立図書館を対象に市町村立図書館に対する支援策を尋ねた質問紙調査である。県による図書館政策の全体像や各行政計画における図書館政策の策定内容が分析されていないため、これらの分析が必要である。また、2007年の調査であり、最新の状況や変化を分析する必要がある。

### 1.3 研究対象と研究手法

本研究は、各県が策定した市町村立図書館の振興に係る中長期方針やこれに該当する「県の図書館政策」の内容を研究対象とした。「図書館振興計画」や「県立図書館の在り方（県全体の中長期の図書館政策を含むもの）」もこれに該当する。

さらに、既存の行政計画（教育振興基本計画や子供読書活動推進基本計画等）の内容と、域内の市町村立図書館に対する図書館振興策の内容も研究対象とした。

研究の手法は、各県の図書館行政担当者を対象とした質問紙調査を実施し、政策の策定状況・内容等の現状を把握することとした。

なお、本研究でいう「図書館政策」とは、「図書館にかかわる国際機関、国際団体、1国の政府、地方自治体、民間の団体などが、図書館の進むべき方向や採るべき方策などを定めたもの（図書館情報学用語辞典 第四版）」<sup>4)</sup>のことである。

また、「各県」とは教育委員会、一部の県立図書館同種施設を所管する首長部局、図書館、図書館協議会、社会教育委員会議を含む。ただし、県の図書館協会等、民間団体の政策は、研究対象から除外した。今後は調査していく必要がある。

## 2 県に求められる役割

県による図書館政策の現状と課題を分析する視点として、本来、県に求められる役割とは何か、法令等に基づき整理する。以下、(1)は法令・告示に示される県の主な役割、(2)は審議会・有識者会議や日本図書館協会による提言・報告等に示される県の主な役割である。なお、ここに挙げた規定等は県特有の役割を示す主な内容である。この他、関係規定等の詳細については参考資料を参照されたい。

### (1)法令・告示に示される県の主な役割

#### ○広域事務、連絡調整事務、補完事務（地方自治法第二条第5項）

地方自治法（第二条第5項）において、県は「広域にわたるもの」（広域事務）、「市町村に関する連絡調整に関するもの」（連絡調整事務）、「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」（補完事務）を処理すると規定している。例えば以下のような事務であると解される<sup>5)</sup>。

- ①広域事務 市町村の区域を超える事務であって多くの市町村にわたるもの、全県的なもの、あるいは複数の都道府県又は全国的なものの当該都道府県の区域におけるもの、の全てを含むものである（例:計画の策定や調査、治山治水事業、広域対象の建設事業、公衆衛生や医療の水準の維持等）。
- ②連絡調整事務 国等や都道府県等と市町村との間の連絡調整、市町村相互間の連絡調整等（市町村間の水平的合意形成等のための都道府県の事務を含む）の事務を指す。
- ③補完事務 事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とし、一般の市町村の負担に耐えられないもの、事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするため、一般の市町村ではそのような技術・能力を有するスタッフを確保して当該事務を一市町村の区域内において処理することが困難である又は甚だしく非効率的であると思われるもの等である。

## ○市町村に対する必要な指導，助言又は援助等

### (地教行法第四十八条，社会教育法第六条，図書館の設置及び運営上の望ましい基準総則2)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第四十八条)は，都道府県委員会は市町村に対し，「教育に関する事務の適正な処理を図るため，必要な指導，助言又は援助を行うことができる」と規定している。例えば，学校その他の教育機関(図書館等)の設置及び管理並びに整備に関する指導及び助言等である。

また，社会教育法(第六条)は，都道府県の教育委員会は，社会教育に関し，必要に応じ，予算の範囲内において，「公民館及び図書館の設置及び管理に関し，必要な指導及び調査」(第一号)や「社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること」(第三号)等を行うと規定している。

さらに図書館の設置及び運営上の望ましい基準(総則2)(以下「望ましい基準」とする)は，「都道府県は，都道府県立図書館の拡充に努め，住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに，図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ，当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って，市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする」と規定している。

## ○司書・司書補の研修(図書館法第七条，望ましい基準第二の二の5)

図書館法第七条では，「文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は，司書及び司書補に対し，その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする」と規定している。また望ましい基準第二の二の5では，「都道府県教育委員会は，当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため，それらの職員を対象に，必要な研修を行うよう努めるものとする」と規定している。

## ○協力の依頼(図書館法第八条)

図書館法第八条では，「都道府県の教育委員会は，当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために，市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し，総合目録の作製，貸出文庫の巡回，図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる」と規定している。

## ○職員の配置等と確保(望ましい基準第二の二の5)

望ましい基準第二の二の5では，都道府県教育委員会は県立図書館の館長について，「図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに，司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」と規定している。また，県立図書館が「専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書を確保するよう，その積極的な採用及び処遇改善に努める」ことや「関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする」こと等を規定している。この他，「基準に規定する県立図書館の機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする」と規定している。



## (2)提言・報告等に示される県の主な役割

<図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』>

県は提言で示す図書館の新しい在り方の実現に向けて、都道府県の図書館政策の指針を示すとともに、その実現に向けて主体的に先導することが望まれるとしている<sup>6)</sup>。

<日本図書館協会『公立図書館の任務と目標』>

県は、県としての図書館振興策を策定することを求めている<sup>7)</sup>。さらに、策定にあたっては、県下の図書館専門職員、専門家、市町村関係者の協力、住民意思を反映することを掲げている。

さらに、振興策の例示を以下のとおり7項目挙げている。主に、望ましいサービスの目標設定や各種費用の助成等を掲げている。

- (1) 市町村における図書館サービスの望ましい目標の設定
- (2) 市町村に対する図書館施設（移動図書館を含む）整備補助制度の設定
- (3) 市町村立図書館の活動が一定の水準以上を達成できるための資料購入費補助制度の設定
- (4) 市町村立図書館の活動の充実に役立つ設備・機器等の購入助成
- (5) 県下公立図書館職員の研修と交流の機会の設定とそれに要する経費助成
- (6) 県民に対する図書館に関する情報・資料の提供
- (7) 公立図書館未設置自治体に対する啓蒙、情報・資料の提供

以上から概観すると、市町村との関係に見る県（都道府県教育委員会）の役割とは、法律・告示に基づけば、広域事務、連絡調整事務、補完事務を基本的な事務とし、市町村に対する必要な指導・助言・支援、調査を行うこと、司書・司書補の研修実施に努めること等が主な内容である。

なお、指導・助言等については、望ましい基準によれば該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとされている。

提言・報告書等では、法令と比べて県の役割についてももう少し踏み込んだ先導的役割や具体的な支援策を講じることを期待している。

上記が掲げる役割とは、基本的には市町村の必要に応じて行うもので、努力規定である。各県の実状が重視されるべきものであり、域内市町村の図書館振興に関して、実際に県が担う役割は各県によって様々であると考えられる。これを踏まえて第3章で政策の現状を分析する。

### 3 都道府県調査の概要と結果

#### 3.1 調査の概要

現在、各県では、域内の市町村に対してどのような図書館振興に係る政策及び具体的振興策を講じているか、質問紙調査を実施して把握することとした。都道府県調査の概要は次のとおりである。

##### <調査項目>

(1)各県における域内の図書館振興に係る中長期方針の策定状況（平成27年3月1日現在）

「中長期方針」とは、域内全体の図書館振興の課題と今後の方向性等を示した「図書館振興計画」やこれに相当する中長期方針のことである。

(2)自治体の行政計画における図書館振興の位置づけ

自治体の行政計画とは、総合計画、教育振興基本計画や子供読書活動推進計画等のことである。

(3)図書館振興策の内容（26年度実施及び27年度実施予定）

(4)図書館振興上の課題

##### <対象者>

各県教育委員会等の図書館行政所管課担当者（47県）

なお、一部の県では、図書館行政を首長部局で所管しているため、当該首長部局の図書館行政所管課担当者を対象とした。

##### <調査方法>

郵送法

##### <調査期間>

平成27年2月25日～平成27年3月25日（督促分は平成27年5月15日）

##### <回収率>

47県中44県（回答率93.6%）

#### 3.2 都道府県調査の結果

##### 3.2.1 域内市町村の図書館振興に係る中長期方針の策定状況

(1)各県における図書館振興に係る中長期方針の策定状況（N=44）

各県で市町村立図書館の振興に係る中長期方針を策定しているか、策定の有無を尋ねた。なお、質問票では、中長期方針に該当する内容として、「〇〇県の図書館政策」、「〇〇県図書館振興計画」、「〇〇県立図書館の在り方（県全体の中長期の図書館政策を含むもの）」と例示した。

調査の結果、策定状況は次のとおりで、策定していない県がほとんどであった。

策定している 11県（25.0%）

策定していない 33県（75.0%）

## (2)策定主体

策定していると回答した 11 県について、策定主体を尋ねたところ、「県立図書館（含む図書館協議会）」が最も多く 8 県であった。

- ・教育委員会（1 県）
- ・社会教育委員会議（1 県）
- ・振興方策策定会議（1 県）
- ・県立図書館（含む図書館協議会）（8 県）

## (3)住民意見の反映方法

策定した図書館振興計画等にどのように住民意見を反映したか、反映方法について尋ねたところ、「パブリックコメントの実施」と「特に反映はしていない」が各 4 県と最も多かった（複数回答可）。

- ・振興計画案のパブリックコメントを実施した（4 県）
- ・特に反映はしていない（4 県）
- ・地域住民を対象とした各種アンケート調査の結果を踏まえた（3 県）
- ・検討委員会等の委員として地域住民が参画した（0 県）
- ・地域住民有志による懇談会の提言や意見書等を素案にした（0 県）
- ・その他（1 県）（回答内容は「平成 27 年度実施予定」）

## (4)図書館振興計画等の内容

策定した図書館振興計画等の内容について振興計画等の名称等、策定年月、計画対象期間等を尋ねた。具体的な内容は表 1 のとおりである（振興計画等本文の内容は筆者の責任による要約、抜粋）。

策定の背景としては、概ね県内市町村の課題があげられており、具体的内容としては、町村、山間部の図書館未設置、専任職員、資料費の減少、県民の読書環境に関する自治体格差が挙げられていた。

計画の主な内容は、筆者が計画の本文を参照したところ、市町村を支援する図書館としての県立図書館の機能強化（資料・相互貸借、保存、レファレンス）、域内のネットワーク強化、域内図書館職員の資質向上支援（研修の実施）、図書館設置の奨励等が掲げられていた。この他、市町村の課題解決支援サービスの促進を掲げる県（秋田県）や、域内の公立図書館に求められる今後のサービスの在り方を提示した県（群馬県）も見られた。

## (5)策定の意義、メリット

振興計画等を策定した意義、メリットについて選択肢にて尋ねた（複数回答可）。結果は表 2 のとおりである。「都道府県行政全体（事務局・図書館等）で目指す図書館像や図書館のビジョンが共有できるようになった」が最も多く、次いで、「図書館関係の事業に具体的な数値目標や指標が設定され、事業の成果が把握しやすくなった」、「図書館振興に向けて教育委員会、首長部局、公立図書館等の行政内部の連携が促進された」、「(図書館予算は増加していないが) 財政当局への予算要求説明に不可欠である」等が多かった。

## (6) 評価

振興計画等の評価の実施方法について尋ねた(複数回答)。概ねの県では評価を実施するとともに、結果を公表していた。

### ① 評価の実施方法 (複数回答可)

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ・ 図書館協議会等の既存の組織委員が進捗を評価 | 8 県 (72.7%) |
| ・ 行政職員が進捗を自己点検・評価       | 6 県 (54.5%) |
| ・ 特に評価は行っていない           | 1 県 (9.1%)  |
| ・ その他                   | 2 県 (18.2%) |

(回答は「不明」, 「平成 27 年度実施予定」)

### ② 評価の公表

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・ 公表している  | 8 県 (72.7%) |
| ・ 公表していない | 2 県 (18.2%) |
| ・ 無回答     | 1 県 (9.1%)  |

## 3.2.2 自治体の行政計画における図書館振興の位置付け

次に、図書館単独の政策をまとめたものではないが、自治体の行政計画に図書館振興がどのように位置づけられているか選択肢にて尋ねた。結果は表 3 のとおりである。

いずれかの行政計画に図書館振興について明文化している県は 41 県とほとんどであった。特に、子供読書活動推進基本計画へ明文化している県は 90%であった。次いで、教育振興基本計画に明文化している県は 60%程度であった。一方、総合計画や生涯学習関係の計画に掲げる県は 30%前後であった。この他に芸術文化振興計画に図書館振興について掲げる県もあった。その他はほとんど掲げられていなかった。「特に明文化されていない」と答えた県も 3 県あった。なお、明文化されていない理由について選択肢にて尋ねたところ、3 県とも「各市区町村が独自に策定することが望ましいため」との回答であった。

明文化されている内容としては、表 4 のとおりで、特徴としては子供や県民の読書活動推進の方向性が最も多く、次いで図書館職員の研修、域内のネットワーク・連携の促進、域内図書館を支援するための県立図書館の整備・充実を掲げるところが 60%であった。

一方、例えば学習の成果を活かした活動の場としての図書館の利用促進を掲げた県は 40%未満であった。2008 年の図書館法改正によって、新たに図書館奉仕(第三条)の例示に「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」と規定されたところであるが、このような活動の奨励を計画に掲げた県は半数未満であった。また、施設整備・充実や設置促進を掲げる県は 40%未満、サービスの望ましい目標を設定する県も 30%と比率は高くなかった。

表1 都道府県における域内市町村の図書館振興に関する中長期方針の例<sup>(注)</sup>(平成27年3月1日現在)

振興計画の名称等	策定年月	計画対象期間 [年]	策定主体	事務局所管課名	全体の方向性、目標
北海道立図書館事業推進計画	2013年3月	5	北海道立図書館	北海道立図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちの図書館を応援します～市町村支援～</li> <li>2 あなたの知りたいを解決します～課題解決型サービス～</li> <li>3 あなたの生涯学習を応援します～道民向けサービス～</li> <li>4 子どもの生きる力をはぐくみます～子どもの読書活動の推進～</li> <li>5 北海道人の英知を現在・未来に活かします～北方資料サービス～</li> <li>6 人・図書館・団体をつなげます～連携する図書館～</li> <li>7 北海道全体の図書館サービスの向上を支えます～資料整備～</li> </ol>
宮城県図書館振興基本計画	2013年3月	5	宮城県図書館	宮城県図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民の課題解決を支援する県立図書館</li> <li>2 県全体の図書館サービスを支える県立図書館</li> <li>3 子どもの読書活動を支援する県立図書館</li> <li>4 郷土資料や震災資料を確実に未来に伝える県立図書館</li> </ol>
秋田県立図書館の中長期のあり方	2013年7月	なし	秋田県立図書館協議会、秋田県立図書館	秋田県教育委員会生涯学習課	<p>県立図書館が果たすべき役割と機能</p> <p>1 全体の方向性 図書館で3つの「つなげる」を実現(資料・情報でつなげる、組織・機関をつなげる、人をつなげる)</p> <p>2 秋田県の読書振興拠点としての機能(特に子供の読書振興)</p> <p>3 地域や県民の課題解決を支援する機能</p> <p>4 市町村立図書館等を支援する機能</p>
山形県立図書館 当面の重点施策	2012年3月	3	山形県立図書館	山形県立図書館	<p>県立図書館当面の重点施策</p> <p>I 全県への情報発信</p> <p>II 子ども読書の推進</p> <p>III 他図書館との連携</p> <p>IV 館の運営の改善</p>
福島県立図書館アクションプラン	2013年3月	5	福島県立図書館	福島県教育庁社会教育課	<p>I 東日本大震災等により失われた読書環境、学習環境を取り戻します</p> <p>II 県民一人ひとりのお役に立てよう図書館環境を整えます</p> <p>III 福島県の子どもの読書活動を推進します</p> <p>IV 「図書館の図書館」として、図書館の振興を図ります。</p>
群馬県公立図書館等の振興方策について	2011年3月	-	群馬県社会教育委員会	群馬県生涯学習課	<p>これからの群馬県の図書館等の目指すべき方向(目標)</p> <p>1 豊かに生きるための図書館</p> <p>2 知恵と知識が共有できる図書館</p> <p>3 誰もが利用できる図書館</p> <p>4 明日を担う子どもたちを育む図書館</p> <p>5 ふるさとの歴史と文化を作る図書館</p>

主な施策	主な取組	掲載URL	備考(関係指標、関連動向等)
<p>1 (1)市町村立図書館等の活動支援 (2)図書館設置の促進 (3)協力サービスの推進</p> <p>7 (1)道立図書館の責務を果たすための資料整備 (2)多様な手段による資料の収集・保存</p>	<p>1(1) ・市町村活動支援事業 ・展示目録公開と展示向け資料貸出 ・研修実施</p> <p>(2) ・図書館設置に向けたリーフレット配布 ・運営相談、研究協議会時の働きかけ ・条例設置や図書館建設の具体的アドバイス</p> <p>(3) ・協力貸出 ・協力レファレンス ・資料の充実</p> <p>7(1)市町村立図書館等で取扱い困難な専門書等の整備、全道の図書館サービスを支える資料構成に努める。(2)道内の図書館のセンターとしての役割を果たす等</p>	<p><a href="http://www.library.pref.hokkaido.jp/web/publish/quin00000000619-att/quin00000002xwn.pdf">http://www.library.pref.hokkaido.jp/web/publish/quin00000000619-att/quin00000002xwn.pdf</a></p>	<p>・市町村活動支援事業未実施町村への支援(実施町村数) ・条例に基づく図書館の設置状況(町村数) ・協力サービスを利用する市町村数</p>
<p>※左記を実現するために、1 資料・情報を充実させる取組、2 図書館を使う人・支える人への取組、3 サービス基盤を強化する取組、4 震災復興への取組毎に施策を展開</p>	<p>1 資料・情報の充実 図書館のための図書館としての蔵書構築、所蔵資料の修復・デジタル化等の推進、資料保存センター機能の整備</p> <p>2 図書館を使う人・支える人への取組 市町村図書館の学校支援サポート、図書館関係職員に対する研修の企画等、図書館行政関係職員への支援・連携、協働の推進</p> <p>3 サービス基盤を強化する取組 県全域を対象としたデジタルアーカイブ化推進等</p> <p>4 震災復興への取組 被災図書館等への運営支援、地域資料再整備支援、危機管理研修等</p>	<p><a href="http://www.library.pref.miyagi.jp/about/shinkoukikonkeikaku.html">http://www.library.pref.miyagi.jp/about/shinkoukikonkeikaku.html</a></p>	
<p>4(1)目指す方向性 秋田県内では市町村図書館等の図書資料費が少なく利用が活発でないことから、当面は県立図書館が資料提供や情報提供等で支援をしていくことが必要。県内図書館職員の能力向上を図るために、様々な研修機会を設けることが求められる</p>	<p>4(1) ア 県立図書館は市町村図書館等との役割の違いを考慮した資料選定を行い、県民及び市町村図書館等に資料を提供 イ 県立図書館は全国の最新の図書館サービスについて、常時情報収集し、画像を加える等わかりやすい形で市町村図書館等に提供 ウ 市町村図書館等職員の意識と技術の向上を図り、市町村職員同士のつながりを促進するため、インターネットを活用した遠隔研修や出前研修等の様々な研修を実施 エ 県立図書館職員の能力向上を図るため、県内外の研修等に積極的に職員を参加させ、さらに各種の大会やセミナーに職員をパネリストや講師として派遣することにより、市町村図書館等の支援に生かす オ 市町村図書館等の課題解決支援サービスを促進し、各図書館が役割を分担しながら、それぞれの図書館の強みを生かすことが必要。県立図書館はそのために各市町村の課題を把握しながら図書館事業等への具体的な助言や支援を行う</p>	なし	
<p>Ⅲ 1 他の図書館やその他関係機関との連携・協力</p>	<p>Ⅲ1②横断検索システムへの参加について市町村立図書館に働きかけ ③一括特別貸出について市町村立図書館への広報と利用促進 ④協力レファレンスの充実</p>	なし	現在は、『県立図書館の将来のあり方について』(平成27年3月策定)に基づいて運営。
<p>Ⅳ1 図書館・公民館の活動を支援します</p>	<p>Ⅳ I ①県内の図書館・公民館図書室のネットワーク体制の強化 ②県内の図書館活動の支援 ③県内図書館等職員の養成支援</p>	<p><a href="https://www.library.fks.ed.jp/action_plan.pdf">https://www.library.fks.ed.jp/action_plan.pdf</a></p>	・図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数 等
<p>(左記の実現に向け、1 県立図書館の在り方(5項目)、2 公立図書館サービスのあり方(8項目)、3 公立図書館相互の連携推進、4 公民館図書室、学校図書館との連携、5 これからの図書館運営について具体的方向性を提言)</p>	<p>1(2)高度な専門的情報サービスを提供する図書館(県内図書館等の職員養成・研修等)。(3)図書館ネットワークの中核図書館(情報検索システムや相互貸借等の物流システムの充実等)。(4)県内の図書館未設置町村支援(未設置町村の公民館図書室への配本・運営・研修・実践活動支援のための職員派遣、図書館建設時のアドバイス等)</p> <p>2(1)資料や人との出合いの場の提供。(2)相談しやすい窓口で、どんな情報でも探せる。(3)課題解決の手がかりが見つかる図書館。(4)自分の力で調べ、判断できる力を育てる。(5)地域文化を守り、創造する土壌を育てる。(6)すべての人に応じたサービスを提供する。(7)多様な学習機会を提供する。(8)子どもたちの「生きる力」を育てる(項目ごとに公立図書館に求められる今後のサービスを提示)</p>	<p><a href="http://www.pref.gunma.jp/03/x3800045.html">http://www.pref.gunma.jp/03/x3800045.html</a></p>	

振興計画の名称等	策定年月	計画対象期間 [年]	策定主体	事務局所管課名	全体の方向性、目標
千葉県立図書館の今後の在り方	2011年12月	※5.6年ごとに見直す	千葉県教育委員会	千葉県教育庁教育振興部生涯学習課	県立図書館の役割と機能 1 市町村立図書館充実のための支援強化 2 未来を担う子どもの読書活動の推進 3 県民の役に立つ資料・情報提供サービスの普及 4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承 5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進
大阪府立図書館 基本方針と重点目標	2011年3月	3(アクションプランとして3年ごとに検証・評価)	大阪府立図書館協議会(大阪府立図書館)	大阪府立中央図書館	(大阪府立図書館は) 1 市町村立図書館を支え、大阪府全域の図書館サービスを発展させます 2 幅広い資料の収集・保存に努め、すべての府民が正確な情報・知識を得られるようサポートします 3 府域の子どもが豊かに育つ読書環境づくりを進めるとともに国際児童文学館の機能充実にも努めます 4 大阪の歴史と知の蓄積を確実に未来に伝えます 5 府民に開かれた図書館として、府民とともにあゆみます
鳥取県立図書館の目指す図書館像	2013年3月(改定)	5	鳥取県立図書館	鳥取県立図書館	ミッション…県民に役立ち、地域に貢献する図書館(下記は実現のための柱) 1 仕事とくらしに役立つ図書館 2 人の成長・学びを支える図書館 3 鳥取県の文化を育む図書館 3つの柱を実現するキーワード…ネットワーク、専門性、発信力
島根県立図書館振興計画	2014年6月	5	島根県立図書館	島根県立図書館	基本理念と目指すべき姿を明示。 5つの目標 1 地域の図書館を支援する県立図書館 2 子どもの読書活動を支援する県立図書館 3 郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館 4 県民の課題解決を支援する県立図書館 5 情報の拠点となる県立図書館

注 表は、各県を対象に「域内全体の図書館振興の課題と今後の方向性等を示した図書館振興計画やそれに相当する中長期の方針等(例:県の図書館政策、県の図書館振興計画、県の図書館整備計画、県立図書館振興計画(県全体の中長期の図書館政策を含むもの)」の有無を尋ねて得た回答を基に筆者が作成した。表には2000年以降に策定された政策のみをまとめた。内容は筆者の責任による要約、抜粋である。表に抜粋した内容以外にも、県立図書館の機能強化や子供読書の推進等の章で市町村立図書館支援の方向性が提示されている部分がある。

主な施策	主な取組	掲載URL	備考(関係指標、関連動向等)
1(1) 県内図書館ネットワークの中核的機能の強化、(2) 市町村立図書館への運営支援、(3) 新しい図書館サービス実施のための職員研修プログラムの開発・実施、(4) 図書館未設置市町村への支援、(5) 市町村立図書館で収集し難い資料の収集、提供、保存	1(1) 資料搬送の充実、迅速化、効率化、情報ネットワークシステムへの参加対象館の拡大やシステム改良、図書館運営の向上等を目指すための調査研究、関係機関・団体との協力・連携の推進、(2) 市町村立図書館等のレファレンスサービスの一層の充実、運営相談や課題の分析・解決策の助言、情報提供等、(3) 社会の変化に対応した図書館サービスのための職員研修プログラムの開発や体系的・実践的研修の実施、効果的・効率的研修方法の実施、専門的職員の確保等、(4) 求めに応じて他市町村の取組状況等を情報提供、公民館図書室等への資料・情報提供、職員研修、運営相談等 他	www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/arikata/arikata23.html	
1-1 府域市町村立図書館へのより効果的な資料および情報の提供を行い、図書館間相互の連携・協力を強化、1-2 府域図書館職員のスキルの向上を図るため、研修事業を充実、1-3 府域図書館活動を推進するため、近隣府県の公共図書館のほか、学校図書館、大学図書館等、国会図書館、専門図書館、類縁機関その他の社会教育機関・施設や行政機関等との連携協力を拡大、1-4 図書館サービスを充実させるための調査・研究活動を進めるとともに、府立図書館職員の専門性を高める取組を推進	(H25の主な取組) 1-1 協力貸出/市町村間物流の資料分析 協力貸出対象範囲の拡大等、1-2 府域職員を対象とした研修の体系的な計画の策定等、1-3 大学や関係機関等との連携の拡充等、1-4 図書館サービス等に関する各種調査・アンケートの実施・分析、外部研修への参加と情報共有等	https://www.library.pref.osaka.jp/site/info/summary.html	「大阪の未来をつくる図書館をめざして 大阪府立図書館の基本方針と重点目標」(2011年)に基づくアクションプラン。
(ネットワーク) 全県で県立図書館のサービスを利用できる環境整備(専門性) 図書館が県民の課題解決を支援	(ネットワーク) (1) 市町村立図書館・学校図書館との連携 県内の図書館職員の資質向上につながる研修の充実と訪問相談の実施等、(2) 物流システムの活用促進、(3) 進化する情報化への対応 横断検索システムの維持と利用促進等 (専門性) (1) 所蔵資料の充実及びサービスの充実 専門的な知識と経験を備えた職員の養成等、(2) 専門機関との連携	http://www.library.pref.tottori.jp/hp/menu000002100/hpg000002045.htm	サービス指標 (ネットワーク) ・県立図書館から市町村立図書館への貸出冊数(概ね毎年3%増を想定) ・市町村立図書館、学校図書館からの資料相談件数(概ね毎年5%増を想定) (専門性) ・館が主催する図書館関係者の研修会の参加人数
1(1) 市町村図書館等への運営支援 (2) 図書館ネットワークの活用 (3) 図書館職員の資質向上のための支援	1(1) ①情報と物流ネットワークの拡充による資料支援、②レファレンス支援の充実、③先進的事例のフィードバック、(2) ①館種を越えた県内図書館協力の推進、②巡回訪問の充実等、(3) ②研修プログラムの拡充における県内図書館職員への支援、③研修情報の共有	http://www.lib-shimane.jp/gaiyou/houshin.html	指標・数値目標 ・相互貸借(協力貸出)冊数 ・図書館研修参加人数



表2 策定の意義・メリット

意義・メリットの内容	回答数	%
		11
都道府県行政全体(事務局・図書館等)で目指す図書館像や図書館のビジョンが共有できるようになった	8	72.7
図書館関係の事業に具体的な数値目標や指標が設定され、事業の成果が把握しやすくなった	6	54.5
図書館振興に向けて教育委員会、首長部局、公立図書館等の行政内部の連携が促進された	5	45.5
(図書館予算は増加していないが)財政当局への予算要求説明に不可欠である	5	45.5
図書館振興の取組を通じて行政と地域の関係機関(関係団体、大学等)の連携が促進された	4	36.4
図書館振興の重要性について住民の理解が深まった又は住民へ伝えやすくなった	3	27.3
域内における図書館サービスの質が向上した	3	27.3
域内における図書館サービスの質の格差が改善された	3	27.3
域内における読書活動推進の気運が高まった	3	27.3
図書館予算が増加した	2	18.2
図書館振興が計画－実施－評価－改善のサイクルに基づき計画的・効果的に進められるようになった	1	9.1
都道府県事務局図書館所管課で図書館振興のための人員が増員された	0	0.0
図書館未設置市町村の図書館整備が計画的に進んだ	0	0.0
その他	1	9.1

表3 図書館振興が明文化されている県の行政計画(複数回答)

行政計画	回答数	%
		44
子供読書活動推進基本計画	40	90.9
教育振興基本計画	27	61.4
総合計画	15	34.1
生涯学習・社会教育推進計画	11	25.0
芸術・文化振興計画	5	11.4
情報化推進計画	1	2.3
観光振興計画	0	0.0
特に明文化されていない	3	6.8
その他	3	6.8
無回答	1	2.3

表4 行政計画に明文化されている図書館振興に関する主な内容(複数回答)

明文化されている主な内容	回答数	%
		41
子供読書活動の推進, 県全体の読書活動の推進に必要な施策の方向性	41	100.0
図書館員等関係職員の研修と交流の機会充実	30	73.2
都道府県内の各種図書館ネットワーク・連携の促進	26	63.4
市区町村立図書館の活動を援助するための都道府県立図書館の整備・充実	25	61.0
都道府県民に対する図書館に関する情報・資料の提供	23	56.1
都道府県民が学習の成果を活かした活動やボランティア活動の場としての図書館(社会教育施設)の利用促進	15	36.6
市区町村立図書館(社会教育施設)の施設整備・充実促進	14	34.1
公立図書館未設置自治体に対する設置促進, 情報・資料の提供	14	34.1
市区町村における図書館サービスの望ましい目標(数値目標が設定されている目標がある)	11	26.8
市区町村における図書館サービスの望ましい目標(数値目標は特に設定されていない)	9	22.0
まちづくり, 地域活性化の拠点としての文化施設(図書館等)の機能充実	1	2.4
その他	2	4.9

### 3.2.3 図書館振興策の具体的内容

#### ①財政支援策

次に、実際に行われている図書館振興策の内容について尋ねた。まず、県が市区町村立図書館に対して行っている直接的な財政支援として該当する内容を尋ねた。対象事業は、2014（平成 26）年度及び 2015（平成 27）年度に実施又は実施予定の事業である。結果は表 5 のとおりである。図書館の建設費を補助している県は 2 県のみで、財政支援はほとんど行われていなかった。

なお、「その他」（14 県）の内訳は、「該当なし」（8 県）、「相互貸出の運搬費」（2 県）、未記入が 4 県であった。相互貸借の経費負担は実施していても挙げなかった県もあると見られる。「無回答」（27 県）については追加で確認した結果、内容は「財政支援は行っていない」（20 県）、「不明」（1 県）、「無回答又は回答しない」（6 県）であった。

表5 市区町村立図書館に対する財政的振興策(複数回答可)

振興策の内容	回答数	%
	44	100.0
図書館施設の設置に係る建設費補助(新規設置)	2	4.5
図書館施設の改修費への補助	0	0.0
図書館設備の充実に対する補助	0	0.0
市区町村立図書館へ事業費を交付するパイロット事業(モデル事業)の実施	1	2.3
市区町村立図書館の申請に基づき研究費を助成する調査研究の実施	0	0.0
資料購入費の補助	0	0.0
人件費の補助	0	0.0
市区町村立図書館職員の研修参加旅費を負担	0	0.0
その他	14	31.8
無回答	27	61.4

#### ②その他の支援策

財政的支援以外の振興策について、23 の選択肢を設定して尋ねた。結果は表 6 のとおりである。23 の選択肢は先行研究である濱田が用いた選択肢（29 件の支援策）を参考とし、一部整理、統合、新規に追加して用いた。条件等も異なるので、厳密には比較できないが、濱田の調査結果との違いについては後述する。

結果では、全般的事項で見ると、県内図書館間、関係機関等との協力や連絡調整の推進、図書館経営・運営に関する個別相談・助言、県図書館職員を対象とした連絡会議等、連絡調整や助言といった事務は 90%前後の県で実施されていた。

第 2 章で確認した県の基本的な役割は、連絡調整や指導・助言であったが、法が求める役割に基づく支援が中心となっている。一方、県内の図書館に共通する課題に関する調査研究やホームページによる情報発信等は約 40%にとどまった。

表6 その他の支援策の内容

支援策の内容	回答数	%
		44
<b>図書館運営に関する全般的事項</b>		
県内の図書館間、関係機関等との相互協力や連絡調整の推進	41	93.2
図書館経営・運営(業務、サービス計画、広報等)に関する個別の相談、助言	40	90.9
県内図書館職員を対象とした連絡会議・研究協議会を開催	37	84.1
国の施策や図書館界の動向に関する情報提供	24	54.5
図書館未設置市町村に対する図書館の建設等に関する個別の相談、助言	24	54.5
県内の図書館に共通する課題に関する調査研究の実施	18	40.9
図書館振興に関する情報を掲載するホームページを開設	17	38.6
<b>市区町村図書館職員を対象とした研修</b>		
中堅者研修の実施	36	81.8
初任者研修の実施	35	79.5
その他専門研修の実施	30	68.2
館長・管理職研修の実施	21	47.7
<b>都道府県立図書館による支援等</b>		
市区町村立図書館利用者のリクエストに応じた図書館間相互貸借(都道府県立図書館資料の貸出を含む)	43	97.7
市区町村立図書館の利用者の求めによる市区町村立図書館を経由した都道府県立図書館におけるレファレンスサービスの実施、回答	43	97.7
都道府県立図書館が中心となった総合目録又は横断検索システムの整備、提供	41	93.2
都道府県内の市区町村立学校、団体等に対する資料の団体貸出	38	86.4
市区町村立図書館の資料不足を補うための都道府県立図書館からの資料の団体貸出	32	72.7
市区町村立図書館からの求めに応じた資料の購入(市区町村立図書館が購入しない資料を購入し市区町村立図書館経由で利用者に提供する)	32	72.7
都道府県内の郷土資料の電子化及び市区町村立図書館への公開	28	63.6
市区町村立図書館の利用者の求めによる市区町村立図書館を経由した都道府県立図書館所蔵資料の複写サービス	23	52.3
資料の分担収集、分担保存(利用者からの求めに応じた購入を除く)	21	47.7
市区町村立図書館等の選書支援	16	36.4
地方行政資料の電子化及び市区町村立図書館への公開	10	22.7
その他	7	15.9

2007年に濱田が県立図書館47館を対象に支援策の状況を尋ねた調査を行った結果、実施状況は下記のとおりであった（N=33館、回収率70%）。濱田の調査結果には、都道府県教育委員会、都道府県図書館協議会等の関係団体が実施するものを含んでいる。選択肢も、濱田の方がより詳細に区分しており、筆者の調査との比較には適さないが、分析上の参考とする。

＜濱田による調査の主な結果（2007年）＞

以下は、上位13件を実施率の高い順に示したものである。

市町村立図書館利用者のリクエストに応じた図書館間相互貸借（32件，97%）

市町村立図書館を経由した県立図書館によるレファレンス（32件，97%）

中堅職員を対象とした個別の活動（選書等）を深める研修（30件，91%）

市町村立図書館業務を始めたばかりの職員を対象とした初任者研修（29件，88%）

国の施策や図書館界の動向に関する情報提供（29件，88%）

総合目録又は横断検索システムの整備，提供（27件，82%）

市町村立図書館利用者の求めに基づく県立図書館での資料購入・提供（27件，82%）

市町村立図書館を経由した県立図書館所蔵資料の複写サービス（26件，79%）

図書館の具体的な業務やサービス計画等に関する個別の相談，助言（26件，79%）

市町村立図書館の館長，管理職等を対象とした管理職研修（25件，76%）

県内の市町村立学校，団体等に対する資料の団体貸出（24件，73%）

市町村立図書館の経営や中長期計画等に関する個別の相談，助言（24件，73%）

図書館未設置市町村に対する図書館の建設に関する個別の相談，助言（24件，73%）

結果に基づき、濱田は「図書館間相互貸借やレファレンスサービス等、市町村立図書館の利用者の求めに応じた形での支援策の実施率が高く、図書館運営に関する相談・助言等の実施率が低くなっている」と分析した。

今回、筆者が実施した質問紙調査の結果でも、同様に相互貸借、レファレンス等の実施率が最も高かった。また、総合目録又は横断検索システムの整備、提供は93.2%（41県）、県内の市町村立学校、団体等に対する資料の団体貸出は86.4%（38県）と、2007年当時と比較して普及が進んでいた。図書館経営・運営に関する個別の相談・助言を実施する比率は90.9%（40県）と多くの県が実施していた。

### 3.2.4 域内の図書館振興を図る上での課題

域内の図書館振興を図る上での課題を選択肢にて尋ねた。結果は表7のとおりである。幅広い関係者間での推進体制作りと財政措置を挙げる県が多かった。

次いで、未設置市町村への図書館設置促進が多かった。図書館設置に対する財政的支援はほとんど行われていない現状であるが、未だ50%近くの県に課題として認識されていた。

表7 図書館振興を図る上での課題

課題の内容	回答数	%
	44	100.0
首長部局, 教育委員会, 図書館, 学校等の幅広い関係者間での推進体制作り	28	63.6
図書館関係事業に対する十分な財政措置	27	61.4
図書館未設置市町村への図書館設置促進	21	47.7
図書館施設の老朽化, 耐震化等施設整備への対応	21	47.7
域内の市区町村立図書館に専門職(館長, 司書)の配置を促進することが必要	18	40.9
域内の行政内部で図書館の存在意義や機能に対する関心, 理解が不足	17	38.6
都道府県立図書館と市区町村立図書館の役割分担の明確化	12	27.3
都道府県の将来ビジョンや重要課題を踏まえた各図書館のミッションの明確化	10	22.7
都道府県立図書館等における図書館事業の評価や成果の測定が困難	9	20.5
都道府県の重要政策に対する市区町村立図書館の関心, 理解, 参画不足	4	9.1
都道府県で図書館法第7条に規定される司書・司書補の研修の実施が困難	1	2.3
都道府県立図書館に司書資格を有する館長を配置することが必要	1	2.3
無回答	2	4.5

## 4 結果と考察

### 4.1 結果

調査から明らかとなった主な結果は以下のとおりである。

#### ○域内市町村の図書館振興に係る中長期方針の策定状況

- ・域内の図書館振興の課題と今後の方向性等を示した中長期方針を策定している県は 11 県 (25%)

で、策定していない県の方が多かった。

- ・策定主体は県立図書館が最も多かった。
- ・住民意見の反映方法はパブリックコメントの実施が最も多く、反映していない県もあった。
- ・策定内容は、主に市町村を支援する県立図書館の機能強化、域内のネットワーク強化、研修の実施、未設置市町村への設置促進等であった。
- ・策定の意義・メリットは、都道府県行政全体で目指す図書館像や図書館のビジョンが共有できるようになったこと、事業の成果が把握しやすくなったこと、図書館振興に向けた行政内部の連携が促進されたこと等が上位であった。

#### ○自治体の行政計画における図書館振興の位置付け

- ・域内の図書館振興については、「子供読書活動推進基本計画」に盛り込む県が最も多く、「教育振興基本計画」が2番目に多かった。総合計画や生涯学習推進計画等は30%前後であった。
- ・盛り込む内容は読書活動推進に必要な施策の方向性、職員研修の実施等が上位であった。
- ・学習成果を活かした活動等の場としての図書館の利用促進は40%未満、望ましいサービス目標の設定は30%未満、まちづくりや地域活性化の拠点としての機能充実はほとんど挙げられていなかった。

#### ○図書館振興策の具体的内容

- ・法令に規定される役割に照らして、県内図書館の連絡調整、図書館運営・経営の相談・助言や研修（初任者・中堅）は実施率が高かった（80～90%）
- ・「図書館共通の課題に関する調査研究」や「図書館振興に関する情報発信」の実施率は40%程度であった。
- ・市町村への直接的な財政支援策はほとんど講じられていなかった。

#### ○域内の図書館振興を図る上での課題

- ・首長部局、教育委員会、図書館、学校等との幅広い関係者の推進体制づくりを挙げた県が最も多かった。
- ・図書館振興の課題として施設整備や未設置市町村への設置促進を挙げた県は約50%であった。ただし、行政計画に設置促進等を明文化する県は35%、建設費補助を行う県は4.5%であった。

## 4.2 考察

ほとんどの県では域内の図書館振興について、行政計画に盛り込んでいた。主には、子供読書活動推進基本計画や教育振興基本計画の中で、県民の読書活動の推進に必要な施策の方向性や関係職員の研修等の機会充実を掲げている。しかし、県のグランドデザインである総合計画に図書館振興を盛り込む県は30%前後にとどまった。

さらに、地域活性化やまちづくりの拠点としての機能充実、学習活動の成果を活かす場としての図書館の利用促進や図書館サービスの望ましい目標等を掲げる県は少なかった。

近年、市町村立図書館は、読書支援に加え、多様な関係機関等との連携による課題解決支援サービスの提供等により、まちづくりや地域振興に対する積極的役割を担うことも期待されている。

今後、課題解決支援等、これからの市町村立図書館に求められる機能の充実を県として支援していくことが重要であり、この支援や市町村におけるサービスの充実が県全体の発展にとってどのよ

うな意義があるか、長期的視点に立ち、地域特性・独自性を踏まえて明示し、具体的な振興策を策定していくことが課題であると考えられる。特に、総合計画等、幅広い行政計画に振興策を体系的に位置づけることは行政内の理解や財政支援を得るために必要と考えられる。

また、県が図書館振興を図る上での課題として幅広い関係者間の推進体制づくりを挙げた県が最も多かった。図書館振興に関する中長期方針を策定している県は少ないが、策定したメリットとして、県行政全体で目指す図書館像やビジョンの共有ができるようになったこと、図書館振興に向けて教育委員会、首長部局、公立図書館等の行政内部の連携が促進されたこと等が比較的上位に挙げられていた。このことから、当該方針の策定はネットワーク型行政の推進が求められる今日においても重要である。

行政内部、図書館、図書館協議会、社会教育委員、住民等の関係者により議論を積み上げ、域内の図書館振興に対する方針を策定すること、特に議論のプロセスに住民意思を反映する仕組みを保障することは現状から見た課題といえる。

現状では中長期方針は県立図書館が主体となって策定することが多いが、上記の観点から、策定には幅広い関係者との調整が必要であり、教育委員会主管課の政策立案・調整機能の強化も課題と考えられる。

また、県の図書館振興策として、連絡調整、指導・助言や研修は法令に規定されている役割でもあり、多くの県で実施されていた。しかし、例えば図書館振興に関する情報発信や県内図書館に共通する課題に関する調査研究を実施する県は40%程度にとどまった。

市町村に対する財政的支援がほとんど行われていない現状で、上記のような情報、ノウハウの提供により域内の図書館振興を積極的に図っていくことは今後さらに必要と考えられる。

## 5 まとめ

本研究の成果は県における図書館振興に係る政策の現状を明らかにしたことである。各県の図書館振興の内容は、構成市町村の地域特性の影響を大きく受けると考えられるが、本研究では、地域特性との関連は分析できなかった。また、県図書館協会による振興策の違いによっても振興策の内容は異なると考えられるため、今後は、質的調査によってこれらの点を分析していくことが課題である。

## 謝辞

本調査へご協力をいただきました各都道府県の図書館行政御担当者の皆様に心よりお礼申し上げます。

### <参考文献・注>

- 1)大串夏身. 図書館政策の現状と課題: 国・自治体の行政計画を中心とした. 青弓社, 1985, 200p.
- 2)薬袋秀樹. “都道府県教育委員会における図書館行政の現状と問題点”. 日本における図書館行政とその施策. 日本図書館学会研究委員会編. 日外アソシエーツ, 1988, p.71-103, (論集・図書館学研究の歩み, 第8集).
- 3)濱田幸夫. “都道府県による市町村立図書館の支援等に関する調査”. 地域の人々に役立つ公共図



書館を目指して. 図書館情報メディア研究科, 2009, p.15-78, (図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告, 2).

- 4) 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 第四版, 丸善出版, 2013, p.178.
- 5) 松本英昭. “7 地方公共団体の権能と事務”. 要説 地方自治法[第四次改定版]: 新地方自治制度の全容. 第四次改訂版, ぎょうせい, 2005, p.167-172.
- 6) これからの図書館の在り方検討協力者会議. これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～. 文部科学省, 2006.3, 94p.
- 7) “第5章 都道府県の図書館振興策”. 公立図書館の任務と目標解説. 日本図書館協会図書館政策特別委員会編. 改訂版増補, 日本図書館協会, 2009.4, p.73-81.
- 8) 前掲 3), p.15-18. 本稿では, 濱田がまとめた論考“都道府県による市町村立図書館支援の現状と課題”の分析結果を引用した。引用は p.17.

## 県の役割に関する法令・告示、提言・報告等

### <法令・告示>

#### ○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

##### 第二条

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務（※）で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

※ 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

（以下、省略）

#### ○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

（平成二年六月二十九日法律第七十一号）

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

#### ○社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

## ○図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

## ○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成二十四年十二月十九日文部科学省告示第百七十二号）

### 第一 総則

#### 二 設置の基本

2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

#### 三 運営の基本

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

### 第二 公立図書館

#### 二 都道府県立図書館

##### 1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供に関すること
- イ 情報サービスに関すること
- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館の職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

##### 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

### 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

### 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

### 5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一) (※)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

### 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

※市町村立図書館の基準で次のとおり規定している。

#### 4 職員

##### (一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

### <提言・報告等>

(以下は筆者による要約)

#### ○生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(1998年)<sup>1)</sup>

都道府県（市町村事業との重複を避ける）

- ・市町村の社会教育行政の基盤となる中核施設の運営、指導者の養成研修、学習情報の提供、都道府県レベルの社会教育計画の策定、モデル事業の実施
- ・広域的な学習情報の提供等
- ・市町村の行政を補完・補充する立場から、人的交流等を含めた多様な支援
- ・都道府県、市町村の持つ情報を相互に日常的に交換できるような体制の整備充実

## ○これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』（2006年）<sup>2)</sup>

都道府県教育委員会

本提言で示している図書館の新しい在り方の実現に向けて、都道府県の図書館政策の指針を示すとともに、その実現に向けて主体的に先導すること。

都道府県立図書館

調査・研究機能を活用して、市町村立図書館や地域の大学と連携協力し、図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努めることが求められる。また、市町村立図書館への支援や、公立図書館間や館種の異なる図書館間での連携の中心となること、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施等に努めることが求められる。

## ○日本図書館協会図書館政策特別委員会『公立図書館の任務と目標』（改定増補版）（2009年）<sup>3)</sup>

都道府県及び都道府県教育委員会

- ・県下図書館振興行政は県の責務である（県下にどのような水準の公立図書館サービスをつくりだすかの目標設定、それを達成するための市町村に対する助成策の策定と働きかけ等は（県立図書館ではなく）県の任務）。
- ・県下すべての市町村に図書館が設置され、そのサービスが一定の水準以上に達するよう助成する県としての図書館振興策を策定する。策定にあたっては、県下の専門職員、専門家、市町村関係者の協力、住民意思を反映する。
- ・県が策定する図書館振興策には、概ね次のような内容が考えられる。

（1）市町村における図書館サービスの望ましい目標の設定、（2）市町村に対する図書館施設（移動図書館を含む）整備補助制度の設定、（3）市町村立図書館の活動が一定の水準以上を達成できるための資料購入費補助制度の設定、（4）市町村立図書館の活動の充実に役立つ設備・機器等の購入助成、（5）県下公立図書館職員の研修と交流の機会の設定とそれに要する経費助成、（6）県民に対する図書館に関する情報・資料の提供、（7）公立図書館未設置自治体に対する啓蒙、情報・資料の提供

（参考文献）

- 1) 生涯学習審議会. “社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（生涯学習審議会（答申））”. 文部科学省. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_gakushu\\_index/toushin/1315178.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315178.htm), (参照 2016-02-01).
- 2) これからの図書館の在り方検討協力者会議. これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～. 文部科学省, 2006.3, 94p.
- 3) “第5章 都道府県の図書館振興策”. 公立図書館の任務と目標解説. 日本図書館協会図書館政策特別委員会編. 改訂版増補, 日本図書館協会, 2009.4, p.73-81.

## 第3部 市町村における図書館政策の現状と課題

### — 過疎地域市町村の図書館設置要因の分析から —

第3部では、市町村における図書館政策の中でも、特に過疎地域市町村における図書館振興について論じる。近年、図書館未設置を解消した過疎地域市町村を対象に、図書館の設置経緯や設置に影響を与えた要因を調査し、設置要因の考察を行う。これを踏まえ、過疎地域市町村において図書館振興を図るために、行政として今後どのような課題があるか、政策的課題を論じる。

## 1 過疎地域市町村における図書館の設置要因—研究の背景と目的等—

### 1.1 研究の背景と目的

近年、少子高齢化、情報化、国際化等の社会変化に伴い住民ニーズが多様化、複雑化する中、図書館は住民にとって身近な地域の情報拠点として、課題解決支援等の役割を果たすことが期待されている。その前提として、域内に図書館を適切に設置することは市町村の重要な責務である。文字・活字文化振興法の第七条において、「市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする」と規定されているほか、図書館の設置及び運営上の望ましい基準においても、市町村は住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、図書館の設置に努めるよう規定されている。

しかしながら、全国市町村の図書館設置率は、市区立 98.3%に対し、町立 60.1%、村立 25.0%<sup>1)</sup>と、地域間格差が解消されているとは言い難い。特に、過疎地域市町村の図書館設置率は 45.4%と半数に満たない（日本図書館協会調査、2008年4月現在）<sup>2)</sup>。

過疎地域における図書館設置に関しては、2010年の過疎地域自立促進特別措置法改正によって、過疎対策事業債（以下、過疎債と略す）を起債できる対象施設に図書館が加えられ、財政的支援措置が取られるようになった。しかし、法改正以降、2014年度までに過疎地域市町村で新設された図書館は全国で5館程度である（分館や改修を除く）<sup>3)</sup>。

本研究は、近年、図書館未設置を解消した過疎地域市町村を対象に、図書館の設置経緯や設置に影響を与えた要因を調査し、設置要因の考察を行う。さらに、これを踏まえ、過疎地域市町村において図書館振興を図るために、行政として今後どのような課題があるか、政策的課題を考察することを目的とする。

本研究における「過疎地域市町村」とは、2014年4月1日の段階で総務省の「過疎地域自立促進特別措置法」の第2条1項で定められた財政力要件、人口要件等に該当する616市町村<sup>4)</sup>とする。

なお、第1章の先行研究及び第3章の海士町の事例は、筆者（毛利）の研究指導学生（2014年度）の北藤李津子（筑波大学図書館情報学群）が、卒業研究「日本の過疎地域市町村における公立図書館の設置要因に関する考察」（2015年3月）<sup>5)</sup>で得た知見に基づき、毛利と北藤が共同で一部先行研究を要約及び修正して執筆したものである。

### 1.2 先行研究と分析の視点

#### 1.2.1 先行研究

過疎地域市町村における図書館の設置要因に関する先行研究としては、北藤による研究がある<sup>6)</sup>。

北藤は、過疎地域市町村において、財政的な条件以外に図書館設置に影響を与える要因を分析した。過去の図書館設置運動等に関する文献調査から、4つの設置要因（「図書館のイメージの共有（既存の読書施設の活動等を通じて図書館のイメージが住民に共有される機会を持つこと）」、「住民の行政への働きかけ」、「住民の読書活動」、「首長（行政）の読書活動への意欲」）を抽出した。さらに、過疎地域市町村の事例調査から、「図書館のイメージの共有」、「首長（行政）の読書活動への意欲」等をその要因として考察した（詳細は海士町の考察で後述）。しかし、1県の事例分析であり、さらなる事例の分析が必要である。

この他、過疎地域市町村のみを対象とした調査ではないが、関連する分析として濱田幸夫（筑波大学）が2007年に行った調査（図書館未設置を解消した135館に対する質問紙調査、96館回答（回収率71%））<sup>7</sup>がある。調査では、図書館を設置した理由として、「教育委員会として設置の必要性を感じていた」（40館、24%）、「住民・団体からの要望があった、議会への陳情があった」（34館、21%）、「自治体の地域計画・総合計画等に記載された」（29館、18%）、「首長が図書館の設置を判断した、又は選挙公約であった」（20館、12%）等が挙げられた。このうち特に「直接のきっかけとなった事由」としては「首長が図書館の設置を判断した、又は選挙公約であった」（23館、38%）ことを挙げる自治体が最も多かった（「無回答」（36館）を除く）。

上記調査で、最も多かった理由として、教育委員会が必要性を感じていたことが挙げられているが、なぜ必要性を感じるに至ったのかという点を地域特性とともに分析する必要がある。次いで多かった理由は、住民・団体の要望等があったことが挙げられていたが、図書館に対する住民の要望が生じ、設置を求める運動へと発展させるプロセスに関しては、塩見昇（大阪教育大学）が図書館づくり住民運動に関する論考をまとめている。塩見は図書館要求が運動課題となる要因について次のように論じた。「住民サービスに熱心な図書館活動を知ることにより、そういう図書館をわたしたちの地域にもという要求が顕在化する。住民サービス拡大の胎動を含めた図書館の貧しさと、その動きを認識することから生ずる住民の新しい図書館像の形成の二つが、図書館づくり運動を生みだした日本の図書館自体内に在する要因である」<sup>8</sup>。また、当時、子どもの読書に対する母親たちの関心の高まりによって、各地で文庫活動が展開されたが、活動を継続する中で次第に、文庫に殺到する子どもたちの読書要求に応えるために、図書館づくり運動へ発展したケースが少なくないという<sup>9</sup>。塩見は、さらに運動の直接のインパクトとして、子どもの読書運動と学習要求の高まりの二点を指摘する<sup>10</sup>。

また、日本図書館協会町村図書館活動振興方策検討臨時委員会は、図書館をつくる動きがほとんどない状況下で、町村に図書館をつくってゆく方法を2点論じた<sup>11</sup>。第一に、「形はともかく、資料提供機能—図書館機能をまちの中に生み出すこと」<sup>12</sup>を挙げた。これによって「初めて、まちは図書館というものを理解しはじめ、図書館の必要性を感じる条件をつくってゆく」<sup>13</sup>と論じた。そして第二に資料提供機能（図書室、文庫等）をまちに本物の図書館がないことの問題—矛盾が顕在化するよう経営することを挙げた。「どんな貧弱な条件でも（中略）それが図書館の本質的機能の一部であれば—それを徹底してやる必要がある」<sup>14</sup>であり、徹底して重点をかけた部分については成功を収めること、サービス対象者の多くの利用を生み出し、喜ばれ、多くの人に見えること、このことにより、その活動は広がり、重点をかけていなかった部分のサービス要求を呼び起こし、住民の図書館要求が生まれてくると論じた。このような事例は日野市立図書館等、数多くあるとされ

る。

さらに、濱田の調査では、図書館設置の直接のきっかけとなった理由として、「首長が図書館の設置を判断した、又は選挙公約であった」ことが最も多く挙げられたが、先の日図協臨時委員会も、首長や議員等に先進的な図書館を見学してもらうことを挙げており、図書館視察が図書館建設の引き金になるケースは案外多いと論じる<sup>15)</sup>。典型的には、首長自身が元々強く要望を抱いていた場合や、視察によって図書館の必要性を強く感じた場合を指すと考えられるが、これ以外に、行政職員の中に、図書館の役割や機能に対して、思い入れや理解がある人物が存在し、首長の理解を得る働きかけを行った場合等もあると考えられる。後者の例として、緒方町（大分県）の例等を挙げる。大分県緒方町等で図書館の立ち上げに関わった渡部幹雄（滋賀県愛知川町立図書館長）は著書で過疎の地での図書館づくり私史をまとめている<sup>16)</sup>。緒方町立公民館図書室の運営を任されていた渡部は、緒方町に資料館の建設が決定されたことを契機に、専門家の助言等を得て、資料館に図書館を併設する案を町長に提出して同意を得たことを記している。なお、渡部は同意を得ただけでなく、「図書室から格上げして、実質的に使われる図書館として機能し得る」ために、ブラウン式への変更、職員確保、図書館定着の戦略や什器選びに至るまで尽力できる人物であった<sup>17)</sup>。

### 1.2.2 先行研究から整理した設置要因と分析の視点

これらの先行研究を踏まえて、設置要因は主に次の3項目に整理できる。

#### ①図書館のイメージが共有されること

図書館設置の要因として、特に、図書館が存在しない市町村においては、いかなる形でもまずは資料提供機能－図書館機能を提供すること、部分的にでも徹底した図書館機能を提供すること、あるいは他地域の図書館サービスを知ること等によって、地域の中に本物の図書館に対する要望が生まれること。

#### ②住民からの要望

住民に奉仕する新しい図書館像の形成や読書活動の蓄積が、図書館設置を求める住民運動を生じさせることは塩見が論じた点である。北藤の指摘による「住民の行政への働きかけ（団体・個人による正式な要望・陳情・請願等）」又は「住民の読書活動（母親等による文庫や読書会等の読書活動が積極的に行われて図書館設置運動の主体となること）」の2つの要因のいずれかに該当するような、住民による主体的又は組織的な働きかけがあること。

#### ③首長等の図書館（又は読書活動）に対する意欲

首長が図書館（又は読書活動）に対して意欲的である、あるいは行政に図書館の役割や機能を理解する者の存在があること。

実際の過疎地域市町村の設置事例においてもそれらの設置要因が存在するか、という観点で考察を行う必要がある。

一方、日本図書館協会町村図書館活動推進委員会のアンケート（1988年）<sup>18)</sup>によれば、図書館未設置の理由として、「専門職員の確保が困難」との回答に次いで「財政難、運営費」を挙げる自治体が多かった。財政的条件の整備は図書館設置の重要な要因であることがうかがえる。しかしながら、近年、過疎地域市町村において、財政的に厳しい状況であっても図書館を設置する自治体も見られているところであり、当該自治体における図書館設置の財政的条件整備の道筋を把握することは意



義があるため、設置財源についても併せて調査する。

## 2 調査の概要

図書館を設置した過疎地域市町村を対象に、図書館を設置した経緯と設置要因を調査する。

調査対象の自治体は、『図書館年鑑』（毎年刊行、最新刊 2015 年版）<sup>19)</sup>を参照し、過疎地域自立促進特別措置法改正により過疎債で図書館建設が可能となった 2010 年度以降、2014 年度までの 5 年間で、図書館を新設し、未設置を解消した過疎地域市町村を選出した。分館や、旧館を新館として開館した自治体は除いた。この条件に該当した自治体は島根県隠岐郡海士町（2010 年開館）、群馬県多野郡上野村（2012 年開館）、香川県仲多度郡まんのう町（2013 年開館）、北海道空知郡中富良野町（2014 年開館）、福島県耶麻郡猪苗代町（2014 年開館）の 5 町村であった。本研究では自治体規模が異なる上野村を除き、4 町を調査対象とした。

設置経緯及び設置要因について調査し、1.2 の先行研究で整理した 3 項目の設置要因の有無を分析し、考察を行う。また、過疎地域市町村で図書館振興を図る上での政策的課題を分析するため、調査では、過疎地域市町村の特性、図書館の概要、当該図書館の政策上の位置づけ、財源も併せて調査する。

調査は、当該市町村及び図書館に関する文献調査、設置経緯に関する聞き取り調査（一部質問紙調査）を実施した。過疎地域市町村における文献調査は自治体に関する雑誌記事、政策資料等を対象とした。聞き取り調査は自治体の図書館担当者を対象に半構造化インタビューを実施した。対象者の役職は限定せず、自治体で図書館設置経緯の詳細を把握している担当者を対象とした。聞き取り調査は、海士町は 2014 年 9 月 8 日、まんのう町は 2015 年 3 月 27 日に現地にて行った。北海道中富良野町及び福島県猪苗代町は、質問を送付して書面にて回答いただき、詳細について電話により 2016 年 1 月 25 日に聞き取り調査を行った。

## 3 調査結果

### 3.1 海士町中央図書館（島根県隠岐郡海士町）の事例

#### (1)海士町の概要

海士町は島根県隠岐諸島の島前にある離島の町である。同町は、人口 2,374 人、面積 33.52 平方キロメートルの小さな町で、65 歳以上人口が町民の 38.9%を占める（2010 年現在）<sup>20)</sup>。町内には小学校 2 校、中学校 1 校、高等学校が 1 校ある<sup>21)</sup>。「超過疎、超少子高齢化、超財政悪化」と表現される状況でありながらも、近年は行財政改革に行政と住民が一丸となって取り組み、島に息づく地域資源と島外の若い人材の潜在能力を掛け合わせて新商品・新産業・新規雇用の創出を図っている。例えば、島の食文化を商品化したサザエカレー、海士の漁師の食卓を都会にそのまま届ける「CAS システム」（凍結技術）、流通の仕組みを変えた隠岐海士の岩牡蠣、独自ブランドを確立した島生まれ、島育ちの隠岐牛や「海士乃塩」等がある。これら産業振興の成果として、島外からの移住・定住を増加させている<sup>22)</sup>。全国各地から I ターン者を町の臨時職員として受け入れ、地域資源を活かした商品開発等に取り組んでもらう研修生制度を導入し、数々の新産業を創出してきた。教育面でも、離島・過疎地域が抱える都市部との教育格差を解消するため、地域の子どもの自己実現を地域総がかりで支援する隠岐国学習センター（地域公営塾）を創設するなどユニークな取組

を進める。同センターでは、一人一人の「夢」を明確化し、プロジェクトベースドラリーニング型授業「夢ゼミ」を取り入れている<sup>23)</sup>。この他にも、全国から町の島前高校へ生徒を集める島留学等、島全体で取り組むまちづくりは全国の注目を集める。

## (2)海士町中央図書館の概要

海士町中央図書館は 2010 年に、隠岐開発総合センターの改装に伴い増設されたスペースに開館した。中央図書館の延床面積は 170 m<sup>2</sup>、蔵書冊数 23,064 冊、貸出冊数は年間 10,429 冊、職員は 4 名体制で内 2 名が有資格者である (2013 年)<sup>24)</sup>。中央図書館は、木造で温かい雰囲気の館内、開放的な窓の向こうに田園風景が広がる (図 1)。カフェスペースもある。

中央図書館以外に、港、保健福祉センター、地区公民館、文化センター、保育園、隠岐の國学習センター、研修交流センターに分館を設置している。分館は各施設内の一角に開設されている。無人式になっており、貸出は利用者が貸出カードに記名してポストに投函する方法により各自が行う形になっている。分館には返却ボックスが設置されており、いずれのボックスからでも本を返却できる。2015 年現在、町内 14 か所に拠点が置かれ、9 か所に返却ボックスが置かれている。本の整理や補充などは定期的に職員が行っており、分館の運営管理は図書館職員が行っている。この他に、遠隔地サービスとして「本の宅配便」を行っている<sup>25)</sup>。同図書館では公立図書館で初めて「クラウドファンディング」という、図書館利用者が中心となり、インターネット上で島内外から蔵書購入の寄付を集める活動にも取り組んだ<sup>26)</sup>。2014 年度には先駆的取り組みを行なう図書館として「ライブラリー・オブ・ザ・イヤー」の優秀賞を受賞した<sup>27)</sup>。



図 1 海士町中央図書館 えほんコーナー

## (3)海士町の政策における図書館の位置づけ

2009 年度に「第 4 次総合振興計画」(対象年度:2009 年~2018 年)が始動し、政策に「人間力溢れるひとづくり」を掲げる。施策の一つである「人間力を育む教育の推進」の具体的事業として「読

書活動の推進」が掲げられている<sup>28)</sup>。

図書館開館後、翌年 2011 年度の町長施政方針及び提案理由<sup>29)</sup>では、「読書活動の推進は教育行政の柱のひとつ」であり、「昨年 10 月に開館した「中央図書館」を基軸とした「島まるごと図書館事業をさらに推進し、生涯学習社会の実現を目指」すこと、そのために図書貸借システムの合理化を図り、住民サービスの向上や学校司書の全校配置により幼児期からの一貫した読書活動の充実」を図ることが掲げられている。その後、2015 年度の町長施政方針及び提案理由<sup>30)</sup>では、「教育行政の柱のひとつである「読書活動の推進」を教育委員会の重点施策と位置づけ、引き続き力を入れて」いくこと、「図書館は乳幼児から高齢者まで、すべての自己教育に資するとともに、情報を入手し、芸術や文学を鑑賞するという、地域文化の創造にかかわるとても重要な場」であることが掲げられている。さらに町長は図書館運営について全国的に注目されるようになったことに触れ、「学校図書館の利用も年々増加しており、調べ学習での図書館活用など、着実に読書活動の芽が育ち、人間力あふれる人づくりに大きく寄与していると実感して」いると述べる。中央図書館の利用率向上を課題に掲げており、図書館が教育及び文化のインフラとしての役割を果たしていけるよう、新年度も「島まるごと図書館構想」を基軸に図書館のさらなる充実と利用拡大に取り組むと掲げられている。

#### (4)海士町中央図書館の設置経緯と設置要因

##### ①設置経緯

かつては「図書館未設置町のため、島民は図書館というものを知る機会もなく最低限の図書館サービスを受けることもなく生活していた」<sup>31)</sup>。町には無人式の公民館図書室があるのみであった。

2007 年度より離島であり、公立図書館がないというまちの大きなハンディキャップを逆に活かして「島まるごと図書館構想」という取組を始めた。同構想とは、図書館はないが、地区公民館、港のターミナル、保健福祉センターなど人が多く集まる拠点をそれぞれ図書館分館と位置づけてそこに本を置き、島全体をネットワーク化して1つの「図書館」に見立てる事業である。図書館サービスの拠点として中央公民館図書室の環境整備にも取り組んだ<sup>32)</sup>。

「島まるごと図書館構想」に取り組んだ経緯は、海士町の総合計画の3本の柱の1つである「人づくり」に関して、2006年度の定例教育委員会において5名の教育委員の間で「人づくりには読書活動が大事」ということが話題になり、司書配置の予算を町に要望したことに端を発する。そして、「先進地視察を通して、教育委員会関係者が図書館活動について啓発され」、2007年度に文部科学省の「読む、調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業に申請し、採択されたことで図書館事業に関わる臨時職員を配置できた。これにより「島まるごと図書館構想」に着手した<sup>33)</sup>。

当時の状況について磯谷奈緒子（海士町中央図書館）は「図書館も本もなく、また他の図書館未設置地域と違い離島のため隣接する地域の図書館を利用するという選択肢がないため、島民のほとんどが図書館を知らないというマイナスからのスタートであった」<sup>34)</sup>と論じている。なお、島まるごと図書館事業のきっかけを作った教育委員長と事業を担当した司書は、県外で図書館の利用経験があるIターン者であった<sup>35)</sup>。図書購入費も2008年度までは町費で年間5万円だけであった<sup>36)</sup>。しかし、磯谷は「立派な施設環境がなくとも、「最低限の本」と「本を活かし、つなげる人」がいれば図書館サービスは提供できる」<sup>37)</sup>と論じている。「当初は公共図書館がないというハード面での理

由から、学校図書館を児童・青少年サービスの拠点と位置づけ<sup>38)</sup>、学校図書館の環境整備に重点を置いた。

2007年度に、先述の文部科学省事業で任用した職員を幼稚園から高校まで配置し、書庫同然で会議室として使われ、図書館として全く機能していなかった学校図書館の空間整備、図書資料の整理・充実、教員の意識改革に取り組んだ。その後、学校図書館活動の成果がみられ始め、海士小学校の貸出冊数は2007年度の347冊から2008年度には2,314冊と飛躍的に増加した<sup>39)</sup>。同年以降、保健福祉センター等へ分館を設置していくが、分館設置は、島まるごと図書館事業を担当していた司書が直接施設に赴き、分館を設置していただけないかという交渉を重ねて少しずつ増やしていった<sup>40)</sup>。しばらくは、図書資料の購入費が十分に確保できず、国だけでなく民間の補助事業にも申請し、年度によっては6～7個の様々な補助事業に申請していた<sup>41)</sup>。この一環で過疎対策事業債（ソフト事業）も活用した。

島まるごと図書館事業により、学校図書館の貸出冊数が増加し、2009年度には海士小学校が「子どもの読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を受賞するなど<sup>42)</sup>。次第に事業の成果が見られ始めた。それまで、中央公民館図書室を島まるごと図書館事業の中央館に位置付けていたが、2010年度に新たに中央図書館として整備することとなった。当時、小学6年生の児童がまちづくりを俯瞰した上で町に要望を出す「子ども議会」という模擬議会が開催された際に、児童が図書館建設を要望し、町長がこれに応えた<sup>43)</sup>。

島まるごと図書館事業が成功した「キープポイント」として、「図書館の利用経験がない島内の関係者に、図書館のサービス、機能について理解してもらい、図書館の必要性について共通理解することから始めた。先進地視察などを通しての関係者の意識の改革がこの事業の推進につながった。特に学校関係者が図書館の必要性を理解してからは、図書館の整備や児童・生徒の利用に関して積極的な協力があり、学校における図書館活用が促進された」ことが挙げられている<sup>44)</sup>。

なお、県立図書館からは開館前より人的支援として運営ノウハウの助言、物的支援として一括貸出が行われていた。聞き取り調査では、海士町では近隣に図書館を設置している自治体が無かったため、県立図書館からの支援は司書の「精神的な支え」であり「助けられた部分も非常に大きい」と論じられていた<sup>45)</sup>。

## ② 設置要因

聞き取り調査で図書館設置を可能にした要因を尋ねたところ、先述の島まるごと図書館事業が成果をあげたこと、子ども議会の要望があったこと、「離島滞在体験交流促進事業（国土交通省）」、「森林整備加速化林業再生事業（林野庁）」等の国の事業が活用できる時期にあったことが挙げられた。そして中央図書館があった方が良いとの流れができあがり、当時の生涯学習課長が設置計画を策定した。図書館建設や事業全般への反発はなく円滑に進められたという。図書館建設や事業全般に対する町民の反発がなかったことや、町が小規模であるため成果が上げやすかったことも図書館の設置要因として挙げられた。また、島まるごと図書館事業開始の2年後に、島根県が全学校に司書を配置する事業を開始したことが追い風になったことも挙げられた。同時に、海士町が先進的な取組をしていたという雰囲気もできあがったという<sup>46)</sup>。

## ③ 設置要因に関する考察

海士町では、図書館設置に向けた住民運動は見られなかった。しかし、図書館イメージの共有や行政内に図書館の役割や機能を理解する者の存在については、これに該当する点が確認できた。「図書館のサービス、機能について理解してもらい、図書館の必要性について共通理解することから始めた」<sup>47)</sup>と論じられるように、県外で図書館サービスに触れた人物から、図書館をほとんど知らなかった町に、実践を通じて図書館のイメージが伝えられ、共有されていた。

さらに、②で図書館設置を可能にした要因の一つとして「島まるごと図書館事業が成果をあげたこと」が挙げられていたが、事業が成果を挙げた要因として、以下の点が考えられる。

- ・継続的な図書館運営を支えるノウハウの集積

町には以前から公民館図書室や学校図書館があったが機能していなかった。しかし、委託事業で職員が配置されたことで、図書館サービスが開始された。また、教育委員会所管ではない港や社会福祉施設等、首長所管の施設に分館設置が可能となった要因が司書の交渉によるものであった。町の気質や規模にも依るが、保育園から高校まで協力体制が構築できたことにより短期間で読書推進の成果を挙げられたと語られている。連携が円滑にできた背景には、教育委員会事業の職員が学校図書館職員を兼務していたことがあった。さらに、図書館設置前の島まるごと図書館事業は、司書が複数の補助事業に申請して資金調達できたことにより事業を継続できた経緯があった。このように、ネットワークづくりや資金調達等、継続的な図書館運営に関するノウハウを持った人材を得たことは事業が成果を挙げる要因と考えられる。図書館を利用した経験がない住民がいる地域において図書館を設置するためには、図書館利用経験のない住民や行政に図書館の意義を認識してもらう最初のプロセスが重要となる。このためには、学校図書館や公民館図書室等の既存の読書施設の活動を盛り上げるキーパーソンの出現は非常に重要であると考えられる。また、特に離島のように、近隣に図書館を設置している自治体が無い地域では県立図書館による支援もこの一つに挙げることができる。

- ・資料と住民の距離を近づける仕組

過疎地域市町村では広域に疎らに在住する住民に少ない職員で図書館サービスを提供することが課題となる。海士町では学校図書館と連携し、また、公民館図書室の分館を町内の人が集まる各地域に設置したことで、住民と資料との物理的あるいは心理的距離を近づける仕組が作られていた。財政的にそれほど大きな負担を抱えることなく創意工夫によってこの仕組を構築したことも事業の成果に影響を与えた要因と考えられる。

海士町の山内道雄町長は、閉鎖的だった町が、新しい地域産業の創出や高校の活性化等、外部からのIターン者やUターン者による化学反応が見られていることに触れ、「まちづくりは人づくり」であり、財政状況が厳しくともこれを支える高校や図書館に目を向けていきたいと論じている<sup>48)</sup>。

高齢化や地域活性化等、多くの課題を抱える過疎地域において、既存の読書施設の活動により一定の成果を顕在化し、地域経営において、人づくりに寄与する図書館の存在意義を示すことができれば、大きな設置要因となりうる事が考えられる。

### 3.2 まんのう町立図書館（香川県仲多度郡まんのう町）の事例

#### (1)まんのう町の概要

まんのう町は、香川県仲多度郡の3町（旧琴南町、旧満濃町、旧仲南町）が、2006年3月に合

併して誕生した新しい町である。面積は約 194.33 km<sup>2</sup>、人口は 19,362 人、65 歳以上人口は 6,603 人（34.1%）である。西の山間部には町名の由来にもなっている日本一の灌漑用ため池、「満濃池」をはじめ、約 900 のため池が点在している<sup>49)</sup>。この他、国営讃岐まんのう公園がある。

同町では、合併後、数々の行政改革に取り組んできた。行政の事務事業評価制度に SWOT 分析や目標達成手法である BSC 等、民間の経営分析の手法を取り入れた<sup>50)</sup>。また、それまで個別で対応していた公共施設の法定保守点検業務を包括契約とするなど、業務の見直しによりコスト削減等を図ってきた<sup>51)</sup>。当時、建築後 50 年が経過する満濃中学校の改築と、図書館新設は課題であったが、財政状況の厳しい中で手法を模索する中で PFI 方式を採用し、中学校の改修とともに、図書館・体育館の複合施設を整備した<sup>52)</sup>。国内の PFI 事業の中でも同町の事業は特徴的であった。具体的には、民間事業者が最適と考える事業方式や期間を選択できること、施設提案のみならず、町の行政全般を対象にサービス向上や効率的な運営に資する任意提案を事業者選定基準に含めたこと、入札前から官民による充実した競争的対話を導入したことなど<sup>53)</sup>、民間の創意工夫が最大限活かされる仕組は全国的に注目を集めた。

## (2)まんのう町立図書館の概要

まんのう町立図書館は、2013 年 6 月に開館した。合併前の 3 町には図書館がなく、初めて設立された。図書館は、満濃中学校、町立体育館（中学校の体育館も兼ねる）との合築で、学校図書館と隣接している。運営は、株式会社リブネットと宮脇書店による共同企業体に委託されている。図書館の延床面積は 1022.04 m<sup>2</sup><sup>54)</sup>、蔵書は 4.8 万冊である（2015 年現在）<sup>55)</sup>。館内の閲覧室中央には、長いセンターテーブルがあり、テーブル右側のエリアは子供向けの本、家事、料理、ペット等の暮らしに役立つ本や、子育て支援コーナーがある。ソファやブースもあり、親子でゆっくり過ごせる空間となっている。左側は参考図書等の調べ物の本、郷土資料やレファレンスデスクがあり、どうしても音が出てしまう子供連れ利用者と静かに調査をしたい利用者が共存できるフロア構成になっている。書架は平行ではなく斜めに配置され、蔵書が一目でわかるよう工夫されている<sup>56)57)</sup>（図 2）。



図 2 まんのう町立図書館 館内の様子（閲覧室中央）

また、「ハイブリッド図書館」として、電子書籍の貸出も行っている。楽天株式会社の寄贈により電子書籍端末の kobo を 100 台導入し（図 3）、個人への貸出、学校等への団体貸出を行なっている<sup>58)</sup>。このほか、iPad（17 台）を館内に貸し出している（図 4）。館内の専用端末（iPad）、あるいは個人所有の iOS 端末に専用アプリを入れ、図書館のサーバーにある電子書籍を最大 2 週間、図書館の外、自宅等からもネット経由で自由に借りることができる。電子書籍として利用できる蔵書は、青空文庫とビジネス書 100 冊程度である（2015 年現在）<sup>59)</sup>。館内には LAN、電源も用意されている。



図 3 kobo



図 4 電子書籍コーナー（iPad と kobo）

図書館の貸出はセルフ貸出となっている（IC タグ使用）。利用者のプライバシーへの配慮とともに、カウンタースタッフの仕事量の削減に繋がり、その分レファレンス等に時間を割くことができるという<sup>60)</sup>。読書通帳を導入しており、機械に通帳を入れると借りた日時や本のタイトル等が記録される（図 5）。返却は館内のボックスへ返却する。旧 2 町の役場であった各支所にもブックポストが置いてある<sup>61)</sup>。

図書館ではこれまでお話し会の他、ベビーマッサージ、小中学生向けの無料塾、高齢者向けスマートフォン講座、図書館祭りではお茶会、縁日や物々交換会等、ユニークな行事を実施してきた。一般的な図書館の枠にとらわれず、図書館がない地域に設置された図書館であったので、広い意味で町民の役に立つ取組によって、本以外にも図書館に来てもらう、来れば何かあるという雰囲気作りを目指したという<sup>62)</sup>。併設する満濃中学校に図書館サポーターを募って、勧めたい本のポップ作成や館内展示を行ってもらおうなど、地域住民と一緒に作る図書館を目指す<sup>63)</sup>。



図 5 読書通帳機

### (3)まんのう町の政策における図書館の位置づけ

まんのう町では、2008年に「まんのう町総合計画」（基本構想・前期基本計画）を、2013年に同後期基本計画を策定した。「元気まんまん まんのう町ー改革と協働、輝きのまちー」を町の将来像に据え、「誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり」を進めている<sup>64)</sup>。後期基本計画では分野別施策の重点化を図るために4つのシンボルプロジェクト（「子ども・若者輝き」, 「いきいき輝きライフ」, 「まんのう堪能」, 「人・絆づくり」）に取り組む。図書館は、このうち「人・絆づくり」プロジェクトに位置付けられている。「人は財産」の理念を重視し、新たに整備された町立図書館・体育館を活用して生涯学習・生涯スポーツを一層推進するとともに、地域資源を仕事や地域活動等で活かしたり、自主防災活動など公益的な活動に取り組む「まちづくり人材」の育成を図っている<sup>65)</sup>。施策ごとの目標では、「生涯学習の支援」（施策目標4）のための具体的施策として「読書環境の充実」を掲げ、町立図書館を中心に、地域の読書環境の充実を図るほか、「芸術・文化振興」のため、「歴史・文化の活用」を掲げ、町立図書館等での収集・展示の充実を図ると掲げている<sup>66)</sup>。

また、2015年に策定された「まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「ひとの創生」の分野別施策に「生涯学習・生涯スポーツの推進」を掲げる。具体的な施策として、町立図書館やスポーツセンター等、子育て世代をはじめとする住民の生涯学習、生涯スポーツの拠点として、様々な学習・スポーツ事業を推進していくことを掲げている。KPIとして2019（平成31）年までに町立図書館登録者数を8千名（2014年現在6,145名）にすることを掲げている<sup>67)</sup>。

#### (4)まんのう町立図書館の設置経緯と設置要因

##### ①設置経緯

合併前に図書館がある町がなく、町長が子供達と話をする中で、新しい町に何が欲しいか尋ねたところ、図書館が欲しいという子供が多く、住民の要望が多かったことが図書館を設置した経緯である<sup>68)</sup>。合併前の2004年、琴南町・満濃町・仲南町合併協議会が作成した「新町建設計画」（計画年度2005～2014年度）には、「心豊かな人材を育てるまちづくり」の具体的施策として、「図書館の整備」が掲げられた<sup>69)</sup>。アクセス道整備、図書館整備、情報基盤整備に合併特例債を活用することが検討されていた<sup>70)</sup>。

合併後、新町の前期総合計画には「図書室の整備を図るとともに、移動図書館事業の推進、学校図書室との連携、県立図書館や周辺市町の図書館との連携、図書館情報ネットワークシステムの導入などを検討」することが盛り込まれた<sup>71)</sup>。当初、学校図書館を地域開放する方向と、図書館単独で建設する方向を検討していた。合併後に行政改革推進室が設置され、PFIの導入が検討されていたが、PFI事例を視察した結果、セキュリティ上の理由等で学校を地域開放しているところがほとんどなかったことから、図書館として設置することとなった。改築予定であった中学校と同時に複合施設にした方がコスト削減を見込めたため、中学校、図書館と体育館の複合施設として建設することとなった<sup>72)</sup>。2009年に教育委員会事務局学校教育課に満濃中学校改革対策室が設置され、民間活力導入可能性調査を実施した結果、定量的には8%の削減、定性的には効率的な事業運営、リスク分担の明確化、教育環境の向上などの効果が期待できることからPFI手法を用いた改築が望ましいとの結論に達した<sup>73)</sup>。2010年に、「まんのう町立満濃中学校改築と町立図書館整備検討委員会」を設置し、学校関係者、学識経験者、地域住民等の公募委員により作成された整備計画を作成



した。整備計画では「デジタル時代の到来に対応し、本と出会い、人と出会う地域のコミュニティとなる図書館」を目指すこと、町内教育施設をサポートできる体制を構築すること等が掲げられた<sup>74)</sup>。同年に PFI 事業の募集要項を公表し、2011 年に事業者を決定し、2012 年着工、2013 年に竣工した<sup>75)</sup>。

複合施設の整備に必要な財源については、中学校と体育館は公立学校施設整備費国庫負担金（国庫補助金）等を活用した。中学校部分には、合併特例債及び緊急防災減災事業債も活用した。なお、図書館部分の建物は PFI 事業者の所有で BOT(Build Operate Transfer)方式を採用しており、事業者が資金調達を行った<sup>76)</sup>。BOT は、PFI 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設並びに所有し、事業期間にわたり施設を運営・管理し、事業期間終了時に無償もしくは有償で公共に所有権を移管する方式である。施設の所有権が PFI 事業者にあるため、柔軟な施設管理が可能になるなどのメリットがある<sup>77)</sup>。

この他、PFI 事業は、内閣府の地域再生支援利子補給金制度の対象に認定されている。同制度は、特別目的会社が民間金融機関から調達する資金の支払い利息について国が補給を行う制度であり、官民が連携し、より高い住民サービスの提供の実現を目指す制度である<sup>78)</sup>。補給金を図書館に設置する読書通帳機の前原資等に活用した<sup>79)</sup>。

## ②設置要因

### <市町村合併>

教育委員会担当者に対する聞き取り調査で、図書館設置を可能にした要因を尋ねたところ、一つに「市町村合併」が挙げられた。担当者は、「合併していなければどの町も作っていただろう」とコメントしている<sup>80)</sup>。また、中学校の改築がタイミングとして一緒であったことが設置に有利に影響した事項として挙げられた。県外に PFI で図書館を設置していた自治体はあったが、まんのう町の人口規模から見るとそこまで大きな図書館は必要なかった。図書館単独であれば、従来の建設と同様になったと思われるが、中学校との合築により事業規模が大きくなった点が有利に影響した点に挙げられた。

### <住民の要望>

聞き取り調査によると、図書館の設置は町長の公約で掲げられた事案ではなく、また、住民による組織的な図書館設置運動や、設置運動につながる読書運動、陳情等はなかった<sup>81)</sup>。

図書館を求める住民運動はなかったが、文献調査によると町民の要望は多かったと見られる。

「まんのう町要覧 2008」には町内の各小中学校の生徒と町長による「子ども座談会」の様子が掲載されている<sup>82)</sup>。「まんのう町にあたらうれいもの」というテーマについて、参加した子ども達 9 名のうち 4 名が「私は図書館が欲しいです。前に住んでいた町には時々移動図書館が来ていて、まんのう町にもそういうのがあるといいと思います」、「私も図書館があれば便利だと思います。飯山町には中学生向けの図書館があったんですけど、今度小学生向けの図書館ができて便利だと思っていました」、「私も図書館です」、「本がたくさんあってインターネットもできる図書館があったらいいです」と希望を述べていた。同要覧の中で、栗田隆義まんのう町長は、新町の将来像の実現に向けて要となる戦略的な事業について、「町民の方からの一番多い意見は、図書館が欲しいということなんですが、満濃中学校の図書室をグレードアップさせて、誰もがいつでも使えるようなものに

したらどうかと考えている」と述べている<sup>83)</sup>。

当時の状況としては、地区公民館に図書室はあったが、どこもよく似た蔵書構成となっており、利用者数は多くなかった（公民館 8 館の図書室年間利用者数 4,543 人（2009 年度）<sup>84)</sup>。整備計画の中では、課題として、「自習学習スペースやコミュニケーションスペースがない」、「母子向けやお年寄り向けのコーナーなど各種コーナーがない」、「さまざまな利用者に応じたきめ細やかな対応ができていない」、「AV 資料が不足している」、「図書管理システムを導入しておらず、蔵書管理が困難である」、「専門職員がおらず、図書サービスの充実・向上が図れない」こと等が挙げられていた<sup>85)</sup>。

聞き取り調査では、担当者から「公共交通機関がないので、町民は車を利用する。車で行ける隣接の市には図書館があるので、幼稚園児の親たちは利用していた。図書館には慣れていたというか、そういうところで要望はあった。公民館図書室も利用はあった」との意見があった<sup>86)</sup>。

なお、図書館に対する要望は合併前からあったと見られる。新町建設計画に既に図書館の整備が掲げられていたが、同計画には、アンケート調査で同様の意見があったことが記載されている<sup>87)</sup>。また、合併前の旧満濃町の広報誌に掲載された「子育てに関するアンケート調査結果」では、「町行政に望むことは？」という設問に対して、「小さな子が近くで遊べる場（公園）がほしい（34 人）」に次いで「小さな子が本を読める場・貸し出しできる場（図書館など）がほしい（16 人）」との声が挙がっていた<sup>88)</sup>。このほか、2006 年 1 月に旧満濃町長の香川重広元町長と満濃町青年会が新春座談会を行った際に、「行政に望むこと」を尋ねられた青年の 1 人は「図書館の整備をぜひお願いしたい」と発言していた<sup>89)</sup>。

### ③設置要因に関する考察

「分析の視点」で挙げた「図書館のイメージが共有されること」、「住民からの要望（ここでいう住民の要望とは、図書館設置を求める住民運動や陳情の存在）」、「首長等の図書館に対する意欲」の 3 要件の有無に関して考察を行う。

まんのう町の場合、図書館設置は町長等の公約やトップダウン、組織的な住民運動によるものではなかった。潜在的にあった住民の要望が、市町村合併によって実現する時機を得たものであった。合併特例債により、財政的な条件を備えることができたことが、重要な要因であったと見られる。

ただし、その前提として、青少年や子育て中の親等、住民の一部であっても、図書館を理解している者が存在し、図書館を要望する声があったことも要因として指摘できる。つまり、町民の一部には、他自治体の図書館、公民館図書室や移動図書館車等の利用経験を通じて、自分の町にも便利な図書館が欲しいと思うなど、「図書館のイメージが共有」されていたことが要因として考えられる。

なお、公民館図書室や近隣の図書館も利用できる状況下であれば、その後の議論の過程で、逆に図書館は不要であるとの声が挙がることも考えられる。まんのう町では、先述のとおり、学識経験者や住民による整備計画の検討過程で、図書館独自の機能（豊富な蔵書やスペース、多様な利用者に応じたサービス、専門職員等）が十分でないことが課題に挙げられていた。さらに、デジタル化時代に対応したハイブリッド図書館や、本と出会い、人と出会う地域のコミュニティとしての図書館等、他市町にはない、まんのう町に必要な新しい図書館像が明確にされていた。市町村合併のよ

うな特別な牽引力がない自治体の場合は、このような図書館の意義やイメージの明確化は特に必要と考える。

なお、図書館の設置要因ではないが、事例から示唆に富む点を1点挙げる。新しい施設を整備することは、設置時だけではなく恒常的に町の歳出が増大することを意味する。近年は、公共施設等管理計画の策定等、自治体はより長期的な視点に立った施設整備が求められている。今後の施設整備には、まんのう町のように、歳出削減のみならず、施設の長期維持管理や公共サービスの向上に向けた創意工夫が最大限活かされる事業手法の模索がより一層重要となるだろう。

### 3.3 中富良野町図書館（北海道空知郡中富良野町）の事例

#### (1)中富良野町の概要

中富良野町は、北海道のほぼ中央に位置する東西に細長く広がる町で、面積は 108.65 km<sup>2</sup>、人口は 5,477 人、65 歳以上人口は 1,609 人（29.4%）（2010 年現在）である<sup>90)91)</sup>。男女別産業人口ともに農業の就業者が非常に多く農業中心の町となっている<sup>92)</sup>。稲作では、地域の自然条件に適した良質な米を出荷し高い評価を受けている。畑作ではメロン、スイカ等多様な作物を生産し、近年は消費者の健康志向等に対応し、有機栽培や減農薬農法も推進している。また、昭和 50 年以降のラベンダーブームにより、中富良野を含む富良野盆地は観光地として定着した。産業構造の長期的な変化を見ると、第一次産業の比率は農産物の輸入増加や価格低迷、担い手不足、高齢化等により減少傾向にある反面、年間 100 万人の観光客が訪れるラベンダー等、豊かな自然を背景とした観光の振興により、第三次産業、特にサービス業の比率が増加している<sup>93)</sup>。

これまで過疎対策として、町の活性化のためにホテルなど開発を進めてきたが、バブルの崩壊により効率的な施設の活用が図られなかった。今後は老朽化した施設の更新と有効活用のため、複合施設の建設や生活関連施設の整備をソフト面も含めて検討するとしている。また、中富良野町は中核都市旭川市からの車で 1 時間と物流条件に恵まれていることから、近年、従来の稲作専業形態から野菜を中心とした収益性の高い農業の展開を図るとともに、付加価値の高い食料品開発を進め販路の拡大に努めている。さらに、町民のホスピタリティをもとに町の文化、食、イベントの魅力を高め農業や商店街、ボランティアとの連携による体験、滞在型のグリーンツーリズムをめざし、広域的な観点から地域の人々を快適にする施設の整備や観光リゾートの整備を図り、地域にあったまちづくりを形成するとしている<sup>94)</sup>。

#### (2)中富良野町図書館の概要

中富良野町図書館は 2014 年 4 月に開館した。旧公民館の老朽化に伴い「ふれあいセンターなかまーる」を建設し、1 階には役場福祉課、社会福祉協議会、デイサービスセンターが、2 階には公民館、教育委員会、図書館が入っている<sup>95)</sup>。また、防災対策の拠点となる避難所を兼ね備える複合型機能を有しており、既存の農村環境改善センターとの一体的な利用ができるなど、利用者の利便性を重視した施設となっている<sup>96)</sup>。

延床面積は 516 m<sup>2</sup>、職員は 6 名（兼任 4 名、非常勤 2 名（内有資格者 2 名））で、蔵書は約 23,000 冊（2014 年現在）である<sup>97)</sup>。図書館は、旧公民館図書室の約 2 倍の面積となり、フロア全体は低書架にし、車椅子が通りやすいよう書棚間の通路を広げた<sup>98)</sup>。複合施設であり、様々な来館者に利

用しやすいよう配慮されている。開館時間は、10～18時であるが、水曜日のみ夜間延長として20時45分まで開館している。新たに、AVコーナーやインターネットコーナーや、専用のコーナーとして学習スペースを設けた。学習スペースは中高生が学習に来館するようになったという。また、事業としては、それまで福祉課で行っていたブックスタート事業の所管を教育委員会に移行し、1階の健康ホールで乳幼児相談、各種健診を終えた母子が足を運びやすいようにし、読み聞かせコーナーで読み聞かせ会を実施するようになった。旧公民館図書室と比べて利用者は倍増している<sup>99)</sup>。2015年秋に開催した図書館まつりでは、1日司書体験、古本市、ミニ絵本作りとといった本に関係した行事とともに、大道芸パフォーマンスや駄菓子販売等も行われ、小さな子どもからお年寄りまで多くの来場者を迎えた<sup>100)</sup>。複合施設となり、公民館図書室時代と比べて高齢者の利用も増えているという<sup>101)</sup>。

### (3)中富良野町の政策における図書館の位置づけ

第5期なかふらのまちづくり総合計画（2011～2020年度）における「ともに育む心豊かに個性輝く人づくり」の施策として「社会教育の充実」を図るとする。地域間格差や過疎化等が深刻化する中で、心豊かな生活を実現するため、自己実現を図ることの重要性、生涯学習の必要性を指摘する。中富良野町では、「公民館などの社会教育施設において各ライフステージに合わせた講座・教室などを開催しながら町民の自主的な学習を推進している」が、「参加者の固定化や学習した成果が生かせる場が少ないことや施設の老朽化が課題」になっているとし、主要施策に「読書環境の充実」等を掲げ、具体的には「施設・設備の拡充や蔵書の充実など図書館機能の整備を図るとともに、利用の促進と読書環境の充実に努める」とする<sup>102)</sup>。その他、第6次中富良野町社会教育中期計画（2010～2015年度）では、読書による家庭教育支援や社会教育基盤整備の充実について掲げられている<sup>103)</sup>。第2次なかふらの町読書活動推進計画（2013～2017年度）においても、整備（策定当時は整備予定）であった図書館で読書活動を推進していくことを掲げている<sup>104)</sup>。

### (4)中富良野町図書館の設置経緯と設置要因

#### ①設置経緯

教育委員会担当者に書面・聞き取りにて設置経緯について尋ねた。中富良野町図書館が建設される前は、旧中富良野町公民館において公民館図書室として運営されていた。当時、老人福祉センター、コミュニティセンターが老朽化しており、まちづくり懇談会やアンケート等で、これらの施設をもっと良くしてほしい、機能を拡充して欲しいとの住民からの声があがっていた。町では、新しく包括的な施設にするという方向で検討されていた<sup>105)</sup>。

同じく、旧公民館は1966年に建設された建物であったため、老朽化への対応、並びに防災施設の役割上耐震機能、図書館機能の分化発展等の必要性について検討されており、より時代に即した公民館が求められていた<sup>106)</sup>。公民館の建て替えを検討していた当時、公民館図書室をそのまま新しくするか、図書館とするかという検討もされた結果、現状の公民館をより改善して欲しいという住民の意向があったこと<sup>107)</sup>、「教育委員会として、既存の公民館図書室の機能を継承発展させ、図書館法に位置づけされた図書館として、子どもから一般町民まで広く利用できる、住民の学習活動を支援する社会教育施設としたい考えがあった」<sup>108)</sup>こと等から、最終的に図書館を建てるという方

向性となった。

これを踏まえて、第4期まちづくり総合計画（2001～2010年）に、2004～2006年度に新施設の計画を作ること、2010年度以降に「図書館建設及び情報システム整備事業」を行うことが盛り込まれた。このことにより「図書館」としての建設が具体的に動き出した<sup>109)</sup>。

第4期中における新施設の計画は、まちづくり懇談会、町民アンケート、各種団体の意向調査等を踏まえ、町議会、まちづくり策定委員会等が基本的な考えをまとめた<sup>110)</sup>。行政側からどのような施設を作るという説明を行い、住民の意向とすりあわせた<sup>111)</sup>。

この間、2008年に公民館図書室の大改造も行われた。当時の公民館図書室は、暗く、書架も高く使い勝手が悪いとの利用者の声があった。その頃、道立図書館の事業として図書館改造事業が実施されており、協力を得ることができた。道立図書館職員、教育委員会、地域住民、読み聞かせサークルの方達にご協力いただき、利用しやすい図書室へと整備された<sup>112)113)</sup>。同時に図書館支援ボランティアの募集も開始した。最終年度（2013年度）の利用状況は、貸出冊数は9,628冊／年、来館者数は4,679人／年であった<sup>114)</sup>。図書室の改造に協力いただいた方達は、現在も継続して図書室事業に関わっており、2013年度の移転の際にも多く支援・協力をいただいた<sup>115)</sup>。

また、2008年には「なかふらの町読書活動推進計画」（第一次）が策定された。同計画の基本目標に、「(2)読書活動を推進するための読書活動の整備」を掲げた。ここに「①公民館図書室の整備・充実」を掲げており、具体的には、「公民館図書室は、全ての町民が本と出会い、読書をたのしむことができる場であり、読書活動の推進に大きな役割を担っている」こと、「本の貸出業務のみならず本町の自然や歴史、文化に関する資料の収集・保存やレファレンスサービスなど図書室の整備・充実を図る」ことが掲げられていた。具体的な取組内容としては、読書スペース・読書環境の改善、道立図書館との連携の推進、他市町村図書館等との連携の推進が掲げられた。この他にも、公民館図書室で、「読書活動の推進」、「読書活動に関わる学習機会の提供」、「読書活動ボランティアの養成」を図ることが掲げられた<sup>116)</sup>。

なお、当時の教育長は司書資格の有資格者で、図書館の計画づくりに関して担当者への助言等、よく行っていたとのことである<sup>117)</sup>。2010年には厚生労働省の緊急雇用創出事業で図書システムの推進に充てた<sup>118)</sup>。諸条件の整備を経て、2011年度基本設計、2012年度実施設計、2013年度工事着工、2014年4月1日の開館となった。

財源としては、図書館部分は国庫補助金である防衛調整交付金（2013年度交付）を用いた。共用部分は、国庫補助金である防衛調整交付金及び地域の元気臨時交付金、この他に、基金（公共施設整備基金、地域振興基金）と起債（過疎対策事業債、介護サービス事業債）を活用した<sup>119)</sup>。

## ②設置要因

教育委員会担当者に、図書館の設置要因について尋ねたところ、「最終的には住民の意向」が挙げられた<sup>120)</sup>。具体的には「懇談会やアンケートの中で、機能を拡充したもっと良い施設が欲しいという意見があったことが要因」とのことである<sup>121)</sup>。住民から、図書館を作ってほしいという請願や運動はなかったが、より良い施設を望む意向があった。そして、教育委員会としては、公民館図書室を建て替えるのであれば、法で掲げる社会教育施設としての図書館をという意向があり、行政と住民との対話等を経て、図書館を含む複合施設を作るという方向性に決まった経緯があった。

担当者は、「これだけ大きな施設を作る場合はそのような民意が必要である。施設を作るだけなら行政だけでもできると思うが、その後の利用を考えると、住民が利用しやすい施設にするためには、住民とともに進めることが必要である。また、住民の方々にも、自分が関わっているという気持ちになっていただいたことで、その後の活動を支える人間関係をつなげることができた」<sup>122)</sup>と述べている。

また、図書館の設置が決まった段階で、図書館を実際に設置するために必要であったという意味で、その他の要因も挙げられた。一点目は、「地域で読み聞かせ活動を行っていた関係者との協議」で、書架の望ましい高さ、読み聞かせをするためのスペースづくり等について助言をもらったことが挙げられた。二点目は「先進地視察を実施したこと」が挙げられた。近隣の図書館を見学し、意見交換を行ったことで、設置に向けた具体的な進め方、子供向けの蔵書やサービス等を具体的に学ぶことができたという。三点目は、「北海道立図書館の支援」が挙げられた。道立図書館から、新築予定の館に対する支援として、コンセプトづくり、レイアウトや蔵書に対する助言等、支援等があったことも挙げられた。なお、道立図書館では図書的大量貸出の他、年に1度の運営相談を実施しており、郷土資料の展示方法等、支援活動を行っており、中富良野町図書館では、開館後もこれらの支援を受けている<sup>123)124)</sup>。

### ③設置要因に関する考察

以下、「図書館のイメージが共有されること」、「住民からの要望（図書館設置を求める住民運動や陳情の存在）」、「首長等の図書館に対する意欲」の3項目の観点から考察を行う。

はじめに、設置を決定できた要因は、「最終的には住民の意向」であったことが挙げられていた。公民館等の施設の機能をより良くして欲しいという意向がベースにあったということである。ただし、図書館設置を求める陳情や署名活動のように、住民からの働きかけという意味での「住民からの要望」はなかった。中富良野町では、公民館の改修という検討の契機を得て、行政として公民館図書室のままではなく、図書館法上に位置付けられた図書館を求めるという意向があった。行政内に、図書館の機能に対する理解や志向があったという点で、3項目に照らすと、「首長等（行政）の図書館に対する意欲」があったとみられる。

ただし、「首長等（行政）の図書館に対する意欲」だけでは、住民に利用される施設を作ることはできないことが示唆された。まず、住民に既存の施設を良くしたいという声生まれること（あるいは生むこと）、これを踏まえて行政側から、図書館設置という選択肢を、既存の施設を改善する手段として提示できること、さらに住民の希望とすり合わせることができること、これらの各プロセスを大きな反対なく進めることが、住民に利用される図書館を設置するために必要であろう。

「図書館のイメージの共有」については、行政内では法に位置付けられた図書館を設置する意義等が認識されていた。住民に資料提供機能等を通じて図書館のイメージが共有されていたか、という点では、町内には、既に資料提供機能としての公民館図書室があり、2008年の大改造を経て、利用しやすい図書室に整備され、住民にも利用されていたことから、利用者の間では、図書館の意義や機能に対する理解が進んでいたと考えられる。

### 3.4 猪苗代町図書館歴史情報館（福島県耶麻郡猪苗代町）の事例

#### (1)猪苗代町の概要

猪苗代町は、福島県のほぼ中央に位置する猪苗代湖の北岸に面し、福島県を浜通り、中通り、会津に3分するところの、会津の東端に位置している。面積は395 km<sup>2</sup>、人口は15,805人で、65歳以上人口は4,890人（31.0%）である（2010年現在）<sup>125)126)</sup>。同町は、農業と観光の町として、稲作を基幹に野菜・花き・畜産・そばなどの農業生産活動と美しい自然資源等を活用した観光・リゾート地として振興を図ってきた。しかし、稲作依存度は高いが、生産行政や米価引き下げ等により経営構造は不安定で、観光産業もバブル崩壊の影響や、近年は同町のような“見る観光”から“体験交流する観光”への志向変化等により、新しい体験型観光レクリエーションの推進が課題となっていた。農業を主産業としてきた同町では、経済成長以降、より生産性の高い産業が集中する都市部への人口流出が進み、児童生徒の減少、労働力の減少と高齢化、地域連帯感の希薄化等、過疎化の諸問題を抱えた。しかし近年、その対策として、新農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業等を取り入れ強気に推進し、カントリーエレベーターなどの設備整備を進め、農業の近代化によって若年労働力の定着を図り、農業生産性の向上を期するとともに、米の生産調整対策に伴う転作作物としてのそばを地域の特産物に位置付け、貯蔵施設の整備を図り農家の経営安定に努めている。また、観光と農業の調和ある発展を目指す事業として、農林水産物直売所の整備等を進め、観光については、観光施設の整備充実、観光宣伝の拡充強化、会津フレッシュリゾート構想の積極的な推進を図り、活動滞在型リゾートの形成を図っている。さらに、生活環境の整備を進め、都市計画による土地利用、都市施設、市街地開発事業の推進、小学校校舎の改築・統合、中学校の統合、疎遠化・希薄化した地域連帯意識の醸成の強化を図るため、地区集会所、コミュニティセンター等の施設整備の充実強化に努めている<sup>127)</sup>。

#### (2)猪苗代町図書館歴史情報館の概要

猪苗代町図書館歴史情報館は2014年4月に開館した。町民の自発的な学習や余暇への要求に応える図書館サービスの充実と、郷土の歴史や自然に関する資料を公開する歴史情報室との複合施設として開館した<sup>128)</sup>。町民の応募から選ばれた愛称「和みいな（なごみいな）」と名付けられている。延床面積は893(複合施設全体1,077 m<sup>2</sup>)m<sup>2</sup>、職員は6名（専任2名（内司書有資格者1名）、兼任1名、非常勤2名（内司書有資格者1名）、臨時職員1名）、蔵書冊数約31,500冊（2016年現在）である<sup>129)</sup>。特に児童書の充実が図られており、閲覧や学習用のスペースを多く確保し、持ち込んで飲食ができる喫茶ラウンジも設置されている。歴史情報室の方では、遺跡の発掘調査や資料調査によって明らかとなった町の歴史を資料やパネル、映像で解説している<sup>130)</sup>。なお、館内では公衆無線LANも利用できる<sup>131)</sup>。

図書館歴史情報館では、七夕、ハロウィン、クリスマス、おひなさまに合わせ、お話会と音楽鑑賞会、歌、おばけ探しやかるたとりなどを組み合わせたイベントを開催し、これに合わせて関連した資料の展示（コーナー設置）も行っている。また、各種学校支援事業も行っており、児童・生徒の調べ学習や読書活動の環境づくりと図書館資料の利活用促進のため、学校で希望する図書等を貸出し、図書館に自分で来館できない子供達が図書館の資料を利用できる機会になっている。町内の小学生を対象にした図書館利用案内、中学生や高校生の職場体験の受入も行っている。この他、前身の公民館図書室時代より、町内児童クラブでの読み聞かせを行っている<sup>132)</sup>。

### (3)猪苗代町の政策における図書館の位置づけ

猪苗代町の「第6次振興基本計画」（2007～2016年度）の基本理念に「豊かな自然と全ての命を大切に作る活気のあるまちづくり」が掲げられている。計画には「歴史と文化が耀くまちづくり」の具体的施策として「地域文化の振興」を図ることが盛り込まれている。文化施設は、将来を担う子供の郷土理解や関心を高めること、町内外へ文化を発信する上で大きな役割を担い、また、地域に根ざした文化芸術活動等の育成は、地域社会の連携を強め、地域づくりを進めるうえで重要な役割を持つとしている。その主要施策として、「図書館や歴史民俗資料館を整備し、図書機能の充実や文化財の保存・調査、まちづくりへの活用を積極的に進め、生涯にわたる学習活動の支援や人と人とのコミュニケーションを広げる場の提供を行い、多くの人々が文化や歴史、伝統文化にふれあうことのできる機会を増やして、町民に対する文化生活への寄与と資質向上を図る」としている<sup>133)</sup>。

また、同基本計画の中では、「人が耀くまちづくり」として生涯学習の推進を挙げている。猪苗代町生涯学習推進計画（2001年策定）の基本目標を引きつぎ、町民一人ひとりが充実した生涯学習活動ができるよう、様々な学習機会の提供と指導者の確保、生涯学習を展開するための施設の整備や生涯学習の普及・啓発等に努めるとし、学習活動で得た知識や成果が単に個人のものとして終わることなく、まちづくりに結びつくような活用の促進を図るとしている<sup>134)</sup>。

さらに、「子ども読書活動推進計画」（2011～2015年度）では、「子どもの読書活動の意義や重要性について、周囲の理解と関心を深めるための普及・啓蒙活動を展開」し、「家庭、学校、猪苗代町図書室、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力をして子どもの読書活動を推進」することを基本方針として掲げている<sup>135)</sup>。特に、「猪苗代町図書室が、読書施設の中心的役割」を担っており、司書の配置促進、読み聞かせボランティアの推進等の具体的取組を進めることが掲げられている。

この他、町長が掲げる5つの柱（政策目標）の1つに「未来を開く人づくり」が掲げられているが、町長はこの「未来を開く人づくり」の具体的内容の一つとして、「学びいな（体験交流施設）や和みいな（図書歴史情報館）は、年齢や性別を超えて学習できる施設として町民の皆様方にご利用いただいている」、「今後も町民の皆様の学習の場として快く利用いただけるよう情報を提供」していくことを論じており、「本町の未来のための人づくりにも力を注ぐ」と掲げている<sup>136)</sup>。

### (4)猪苗代町図書歴史情報館の設置経緯と設置要因

#### ①設置経緯

教育委員会担当者の回答に基づき明らかとなった設置経緯は次のとおりである<sup>137)</sup>。図書館は、猪苗代町の中心部に位置する亀ヶ城公園の一角に図書館と歴史情報室を兼ね備えた公共施設として開館した。従前は猪苗代町公民館図書室であった。

1989年に亀ヶ城公園を核としたまちづくりについて、県と町との共同作業により「物語のあるまちづくり」が計画され、住民参加によるまちづくり会議が立ち上がり、この中で亀ヶ城公園を核としたまちの活性化策「亀ヶ城公園周辺地域整備構想」が策定された。構想は、公園周辺地域を教育ゾーン、歴史・文化ゾーン、スポーツ・レクリエーションゾーンの3ゾーンに分け、教育ゾーン以外はそれぞれ公園事業で整備するものである。整備計画の策定後、1995年度に「あいづ地方拠点都市地域整備計画」に亀ヶ城公園周辺整備計画が編入され、1997年度に事業に着手した。その後、教



育ゾーンも亀ヶ城公園区域に編入し、公園の整備を進めた。公園の広場をはじめ、2002年度に猪苗代町総合体育館、2009年度に猪苗代町体験交流館が建設された。その際、公民館機能は体験交流館に移ったが、公民館図書室は公園内の建蔽率の関係から、体験交流館内に設置することが出来ず、猪苗代町公民館だった建物内に残った。なお、当時、公民館図書室の利用者数は3,074人（2010年現在）で前年度より500人の増加があった。それまで過去3年度も増加傾向にあり、主に公民館利用者が利用していたとのことである。

建物は、猪苗代町ふるさと歴史館に名称及び用途を変更して供用していた。ふるさと歴史館では、図書室による本の貸出と埋蔵文化財等の展示も行っていた。なお、2010年に策定された「猪苗代町過疎地域自立促進計画」によると、「近年の長寿化、余暇時間の増大、価値観の多様化が進んでいる中で、町民の学習意欲が向上しているものの、猪苗代町ふるさと歴史館の老朽化や手狭なことが活発な地域づくり活動の阻害要因となってい」ることが指摘されており、当時、「ふるさと歴史館の建替えに努め、町の歴史、文化、史跡等といった学習要求の多様化の充実を図るとともに、学習情報の収集、提供を積極的に進め」ることが掲げられていた<sup>138)</sup>。

近い将来、大規模改修や耐震化等を図る必要があることから、リフォームや再整備の検討を行っている中、2011年3月11日発生の東日本大震災の影響により、供用に耐えがたい施設となってしまった。町として、これを期に新たに図書館機能と歴史情報館機能を兼ね備えた複合施設として再整備する方針を固め、2012年度から2か年事業として猪苗代町図書情報館の整備を行ない、2014年に開館となった。なお、図書館建設にあたり、開館後の図書歴史情報館が多くの方から親しまれ、利活用されるよう、関係団体の長や有識者で構成する「(仮称)猪苗代町ふるさと歴史館運営会議」を2013年4月に立ち上げ、開館するまで合計7回の会議を開催した<sup>139)</sup>。

財源は、社会資本整備総合交付金（通常枠及び防災・安全枠、2012年度）、地域の元気臨時交付金（2012年度）、過疎対策事業債（2013年度）を活用した<sup>140)</sup>。

## ②設置要因

教育委員会担当者に設置要因を尋ねたところ、「町民の意見と町長の意向」が挙げられた<sup>141)</sup>。図書館が開館するまで、小中学校の図書室以外の町民の読書環境は町に1つの公民館図書室であった。この図書室を建物の建て替えを機に公共図書館として設置した要因は、「子どもの育成や生涯学習が大事」という町民の意見と、町長が事務事業の打ち合わせの際等に、「子どもの学力向上のためには学習に対応する資料や成長に合わせた読み物が揃っている図書館が必要である」との考えを示しており、図書館整備を望む意向を持っていたことにあった<sup>142)</sup>。

なお、「町民の意見」とは、図書館を求める請願や住民運動ではなかったが、住民の声として先述のように子どもの育成や生涯学習を重視する声や公民館利用者等の声として聞くことがあったことを指している<sup>143)</sup>。例えば、前身の公民館図書室には、十分な学習スペースがなかったため、そのような場を望む声があった。また、公民館の機能移転先である新しい体験交流館を整備する以前、町民運営会議の場で、どのように新しい体験交流館を使いたいかが検討していた際、当時は公民館図書室も一緒に体験交流館へ移ると思われていたので、参加者からの意見として、公民館も大事だが、活動する上で図書資料等も近くにあると使いやすい、ソフトも大事である、という声や、子供のためには、本が近くにあると良いという意見が上がっていたという。結局、建蔽率の問題で、公民館

図書室は体験交流館には移動できなかったが、教育委員会として、ふるさと歴史館を建て替えるのであれば、公民館利用者から出ていたような、使いやすい、子供の成長に大事な本がある施設に、という話が出ていたという<sup>144)</sup>。

また、震災後、町総合体育館では避難所対応もしていたが、避難生活が長くなると、休憩スペースに図書や雑誌があると人々の癒しになることや、別の場所ではあるが、子供達の勉強を見てくれる学習コーナーが避難所にできたこともあり、教育委員会内では、このような場所が町にあると良いのではという意見もあったという<sup>145)</sup>。

### ③設置要因に関する考察

以下、「図書館のイメージが共有されること」、「住民からの要望（図書館設置を求める住民運動や陳情の存在）」、「首長等（行政）の図書館に対する意欲」の3項目の観点から考察を行う。

回答でも、町長の意向が挙げられていたことから「首長等（行政）の図書館に対する意欲」は要因として存在したことが確認できた。行政として、公民館図書室の現状維持よりも、発展した図書館に対する志向があったことが確認できた。

また、図書館設置に対して、住民からの正式な請願や住民運動はなかったため、ここでいう「住民からの要望（図書館設置を求める住民運動や陳情の存在）」はなかった。しかし、個々の利用者の声としてであっても、図書室に対する住民の意向が設置要因として必要である点を確認された。

「図書館のイメージが共有されること」に関しては、町長や教育委員会等、行政の中で図書館設置の意義が理解されていた。住民に資料提供機能等を通じて図書館のイメージが共有されていたか、という点については、町内には、既に資料提供機能としての公民館図書室があり、利用者は増加傾向にあったこと、利用者から施設に対する要望が声としてあったこと等から、利用者の間では、図書館の意義や機能に対する理解は進んでいたと考えられる。

## 4 結果と考察

### 4.1 結果

以下、4事例の調査で得た主な結果をまとめる。

#### 設置経緯について

- ・公民館図書室を前身とする図書館が多かった（海士町、中富良野町、猪苗代町）。なお、公民館図書室と新設された図書館との違いとしては、児童書や郷土資料等、資料の充実、閲覧や学習スペースの充実、親子で過ごせる空間や絵本コーナー・喫茶ラウンジ等の設置、書架間の通路拡張、電子書籍の導入によるハイブリッド化、各種行事の充実等が見られた。
- ・施設の老朽化に伴い、建て替えの折に図書館設置を実現する契機を得た自治体が見られた（中富良野町、猪苗代町）。
- ・いずれの館も複合施設として建設されていた（海士町、まんのう町、中富良野町、猪苗代町）。なお、併設されている施設は公民館、歴史資料室、社会体育施設、学校といった教育施設のみならず、デイサービス等の福祉施設等もあった。
- ・財政的には、図書館の施設に防衛調整交付金、地域の元気臨時交付金、社会資本整備総合交付金等、多くの自治体で国の補助金を活用していた（海士町、中富良野町、猪苗代町）。過疎対策事業

債の起債を行った自治体もあった（中富良野町（共用部分）、猪苗代町）。この他、基金を活用した自治体（中富良野町）や、PFIを導入し、事業者が図書館建設部分の資金調達を行っていた自治体もあった（まんのう町）。

#### 設置要因

- ・住民からの請願、住民運動によって、図書館が設置された自治体はなかった。
- ・全ての自治体で、住民の意見聴取の機会（子ども議会、町長との座談会、まちづくり懇談会等）で図書館や新しい施設に対する要望が出ていた。これらの住民からの要望や意向を設置要因として挙げた自治体が多かった（海士町、中富良野町、猪苗代町）。なお、これらの要望は小中学生の声や、子どものため、という観点からの住民の声等、比較的子どもの将来に照らした要望が目立った。
- ・「町民の要望」とともに「町長の意向」も挙げられた（猪苗代町）。
- ・「市町村合併」（まんのう町）や「国の補助金を活用できる時期にあったこと」（海士町）といった、財政的条件を備えられる時機にあったことが挙げられた。
- ・前身となる公民館図書室の活動で成果をあげたことが挙げられた（海士町）
- ・現実的に図書館を設置するために必要な要因として、「県立図書館の支援等」、「先進地視察」や「読み聞かせサークルとの協議」等、具体的なノウハウや助言が挙げられた（中富良野町）。

#### 図書館の政策的な位置づけについて

- ・全ての自治体で、総合計画に読書活動の推進や図書館に関係する施策が掲げられていた。概ね、将来の町を支える人づくりに寄与する具体的施策として、生涯学習や社会教育を充実する観点から読書活動の推進や読書環境（図書館）の整備・充実を位置づけていた。また、複数の自治体では、教育政策だけではなく、文化政策に図書館を位置付けていた。芸術・地域文化の振興施策として図書館（図書機能）の充実等が掲げられていた。図書館は、「乳幼児から高齢者まで、すべての自己教育に資するとともに、情報を入手し、芸術や文学を鑑賞するという、地域文化の創造にかかわるとても重要な場」（海士町）であること、また、文化施設は、将来を担う子供の郷土理解や関心を高めること、町内外へ文化を発信する上で大きな役割を担うこと（猪苗代町）が政策の中で示されていた。

## 4.2 考察

調査で設置要因として担当者から挙げられた事項や文献等から明らかになった事項は、4.1の結果で整理したとおりである。これを3項目の要因の有無から分析した各事例の考察をまとめる。

#### 住民の要望

事例では、住民の請願や運動等によって図書館を設置した自治体はなかった。このことから、住民が「運動主体であること」は図書館設置に不可欠とはいえない。ただし、多くの自治体担当者の回答から、請願や運動等ではなくとも、個々の住民の要望や意向は設置に必要な要因としてとらえられていた。

事例では、全ての自治体で、子ども議会、町長との座談会、まちづくり懇談会やアンケート等、何らかの手段で図書館に対する要望や施設の改善に対する要望等が示されていた。住民運動や請願の動きがない場合、行政として、住民に利用してもらおう施設を作るためには、大小様々な要望や声

をとらえていく必要があると考えられる。過疎地域市町村では、都市部への人口流出や労働力人口の減少、高齢化等の課題を抱える。将来のまちづくりを担う人づくりのための教育や、子育てしやすいまちづくり、地域に愛着を持って定住し、貢献したいと思えるような地域理解や生活環境づくりは喫緊の行政課題である。人口比から見ると少ない小中学生の声であっても、将来を見据えて重視する必要がある。同時に、人口比が多い高齢者のニーズに応える必要もある。この他防災や福祉等様々な課題を抱える過疎地域市町村で、図書館単独ではなく、複合施設として整備している自治体が多い理由は、上記のような複数の住民要望に、少ない資源を有効活用して応えたためと考えられる。事例からは、多様な用途の国庫補助金の活用、PFIの導入等の創意工夫が見られた。

ただし、住民の要望のみがあれば施設が作れるとは限らず、事例に見られたように、改修等の契機、財政的条件の確保、施設の複合化に見られるように住民の要望と地域の多様な要請に同時に応える施設機能を備えることも必要となることがあると考えられる。

### 図書館のイメージの共有

全ての自治体には、図書館設置以前より資料提供機能（公民館図書室）があった。住民による文庫活動の動きは見られなかった。資料提供機能は、全て行政によって提供されていた点が特徴的である。子供の人口が少なく、高齢人口が多いという過疎地域の地域特性が背景にあると考えられるが、この点の分析にはさらなる事例の研究を要する。

本研究の事例では、行政が、公民館図書室を住民に活用してもらうための環境改善や工夫（使いやすい図書室整備への大改造や、人が集まる場所へ分館を設置する仕掛けづくり等）に取り組んでいた。このような工夫によって、住民に図書館機能を経験してもらい、意義を理解してもらうことで日常利用につながり、より充実した学習スペースや蔵書、子供を中心とする多様な利用者サービス等、さらなる図書館機能の充実へと発展を求める要望を生み出すと考えられる。また、事例では近隣自治体での図書館の利用体験も要望を生むきっかけになっていた。住民が資料提供機能を体験し、図書館機能の意義を理解するようになる「図書館のイメージの共有」は、住民の要望や意向を形成するためにも必要であるといえる。

行政等関係者内の図書館に対する理解も必要であると考えられる。事例では、町長や教育委員会担当者等の行政関係者が図書館整備を志向していたケースが複数見られた。一方、離島のように、図書館の利用経験がない関係者が多い場合は、関係者が図書館のサービス、機能について理解し、図書館の必要性について共通理解することや、先進地視察などを通じて関係者の意識を改革できたことが、普及事業の推進につながったことが事例で示されていた。そして「成果を上げたこと」によって、「図書館があった方が良い」という流れが町にできていた。

上記から、住民、行政関係者等間における図書館のイメージ共有は、図書館設置に必要な要因であると考えられる。なお、厳しい財政状況の中で、行政が普及活動を継続的に行ない、成果を上げていくためには、補助金申請等を始めとする資金調達、ネットワーク構築、図書館運営に関するノウハウ（ノウハウを有する人材）や、広域に疎らに在住する過疎地域で効果的に普及活動を行う仕組みづくり等が重要であることが事例から確認できた。また、公民館図書室の改造や、実際に図書館づくりを計画する際に外部からの図書館運営に関するノウハウや助言等の提供が必要であったことも事例から確認できた。

## 首長等（行政）の図書館（又は読書活動）に対する意欲

調査では、設置要因として住民の要望とともに町長の意向が挙げられていた（猪苗代町）。また、図書館の利用経験がある町外から来た教育委員長が読書を重視する意向を示し、このことが後の図書館事業を開始するきっかけを作った事例もあった（海士町）。さらに、「教育委員会として、既存の公民館図書室の機能を継承発展させ、図書館法に位置づけされた図書館として、子どもから一般町民まで広く利用できる、住民の学習活動を支援する社会教育施設としたい考えがあった」ことを挙げた意見も見られた（中富良野町）。図書館のイメージを行政内外で共有していることが必要であり、さらに、公民館図書室の充実という選択肢も考えられる中で、首長等（行政）が図書館（又は読書活動）を意欲的に政策や計画に位置づけて、設置への具体的な道筋を作ることができたことは設置の要因であったと考えられる。

なお、本要因の存在が顕著でない事例も見られたが、当該事例では住民から「一番多い意見は図書館が欲しいということ」を町長が認識し、設置した経緯が見られた（まんのう町）。少なくとも町長や行政がそのような要望を体感し、重視するに至るプロセスの必要性が示唆された。

## 5 結論

### 設置要因 について

分析した過疎地域市町村の事例からは、「図書館のイメージの共有」、「首長等（行政）の図書館（又は読書活動）に対する意欲」の2つの要因は過疎地域市町村において設置要因として機能していたことが明らかとなった。一方、今回対象とした過疎地域市町村では、請願や住民運動という意味での「住民の要望」は見られなかった。ただし、個別の住民の要望や意向が設置要因として機能していたことが明らかとなった。さらに、住民の要望・意向とともに、改修等の契機、財政的条件の確保、住民の要望と地域の多様な要請に同時に応える施設の構想等も必要となりうることが示唆された。

また、「図書館のイメージの共有」が図書館設置に結びつくためには、普及活動を継続的に行ない、成果を上げ、図書館があった方が良いという流れを作る必要がある。このためには、資金調達、ネットワーク構築、図書館運営に関するノウハウやこれを有する人材の存在、広域に疎らに在住する過疎地域で効果的に普及活動を行う仕組みづくり等も重要であることが示唆された。

さらに、「首長等（行政）の図書館（又は読書活動）に対する意欲」の存在が、設置要因として機能していたことも多くの事例から確認できた。首長等（行政）が図書館（又は読書活動）を政策や計画に位置づけて、図書館設置への具体的な道筋を作ることが必要であると考えられる。

なお、今回の研究では明らかにできなかったが、今後は、これらの要因の相関関係の分析、過去に請願や住民運動によって設置された過疎地域市町村の図書館設置事例の分析、公民館図書室等がない自治体における図書館設置事例の分析、過疎地域市町村のより深い地域特性（就労形態、生活様式の特徴と図書館要望・利用の関係等）の分析が必要である。

### 過疎地域市町村において図書館振興を図るための政策的課題について

過疎地域市町村の財政状況、人口規模、その他に山積する課題を考えると、都市部にあるような図書館を設置することは容易ではない。しかしながら、事例は、財政が厳しい状況にあっても、今

ある資源を活用し、創意工夫によって図書館設置の道筋を作ることができることを証明した。今後、多くの課題を抱える過疎地域市町村において図書館振興を図る上では、行政・住民の中に図書館のイメージが共有されていない段階で、ハードの整備を検討したとしても、財政上の理由や住民の理解等、あらゆる面で障壁を生むと推測される。現在、自治体にある公民館図書室や学校図書館等の担当者が協力し合い、住民が利用する生活圏のあらゆる施設等も活用して図書館機能を町全体に浸透させることが重要であると考え。そして、首長を含む行政内でも、図書館法が掲げる図書館の目的—図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資すること—をいかに実現するか、地域の特性を踏まえた検討が求められる。近隣図書館や複合施設の視察等、専門家・民間企業・県立図書館の支援・助言等を積極的に取り入れ、図書館機能の可能性を理解し、ノウハウの蓄積に取り組むことが必要と考える。また、特に財政条件の整備は設置の大きな障壁になると思われるが、資金調達には、過疎対策事業債等のほか、教育の枠組みだけでなく、福祉、防災、地域振興やまちづくりの観点から図書館を拠点としてとらえれば、様々な国庫補助金が活用できる場合もある。民間活力の導入も一考である。図書館の姿は多様である。過疎地域市町村において、小さくともまちづくりを支え、住民に貢献できる図書館像の浸透を図る取組の積み重ねが、図書館設置の大きな原動力となると考える。

## 謝辞

本調査へご協力をいただきました海士町、まんのう町、中富良野町、猪苗代町の御担当者の皆様に心よりお礼申し上げます。

## <参考文献・注>

- 1) 文部科学省. 社会教育調査 平成 23 年度. 2011. 入手先, 政府統計の総合窓口, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001047459&cycode=0>, (参照 2015-12-17).
- 2) 日本図書館協会. 出版界スコープ 都道府県別過疎地域の図書館設置状況. 出版ニュース. 2009, no.2168, p.19-20.
- 3) 日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編.” 記録でみる図書館概況(新しい図書館)”. 図書館年鑑 2011～2015. 日本図書館協会, 2011～2015, p.211-212 (2011), p.223-224 (2012), p.223-224(2013),p.226-227(2014), p.221-222(2015).
- 4) 総務省. 過疎地域市町村等一覧. [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000291622.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000291622.pdf), (参照 2015-12-17).
- 5) 北藤李律子. 日本の過疎地域市町村における公立図書館の設置要因に関する考察. 2015, 52p.
- 6) 同上
- 7) 濱田幸夫. 公立図書館を新規設置する市町村における取組と課題. 図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告 2. 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科. 2009, p.155-158. [https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=18174&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=83](https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=18174&item_no=1&page_id=13&block_id=83), (参照 2016-01-04).
- 8) 塩見昇.” 図書館づくり住民運動と地方自治”. 図書館づくり運動入門. 図書館問題研究会編. 草

- 土文化, 1976, p.200-240. 引用は p.215-216.なお, 塩見が論じる図書館づくり住民運動とは「住民が公共図書館についての要求を共有し, その実現のために組織をもち, 地方議会や自治体の首長等に請願・陳情その他の方法ではたらきかける運動」のことである。運動には図書館の設置・増設等に加え, 既設図書館におけるサービス内容の改善を求める運動等も含まれている。
- 9) 塩見昇. 市民文化の創造—二つの市立図書館設置条例制定をめぐって. 法律時報. 1978, vol.50, no.1. p.75-79.参照は p.76.
- 10)前掲 8), p.220.
- 11)町村図書館活動振興方策検討臨時委員会.” 3. 図書館のつくりかた”. 町村の図書館: そのつくり方と活かし方. 日本図書館協会. 1986. p.35-50.
- 12)同上, p.38.
- 13)前掲 11),p.38-39.
- 14)前掲 11),p.39.
- 15)前掲 11),p.41-42.
- 16)渡部幹雄.“7 地域の図書館づくり私史”. 地域と図書館: 図書館の未来のために. 葎文社, 2006, p.109-131.
- 17)同上, p.111-119.
- 18)JLA 町村図書館活動推進委員会. 図書館未設置町村問題についてのアンケート結果(報告). 図書館雑誌. 1988, vol.82, no.5, p.268-274.
- 19)前掲 3).参照箇所も同じ.
- 20)海士町.“2013 海士町勢要覧資料編”. 海士町島根県隠岐郡.  
<http://www.town.ama.shimane.jp/about/pdf/2013tyouseiyouran.pdf>, (参照 2016-01-04).参照は p.1.
- 21)同上, 参照は p.7.
- 22)総務省.“地場産品を有効活用した新商品開発”.地域力創造優良事例集.  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000063232.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000063232.pdf), (参照 2016-01-04).参照は p.1
- 23)“隠岐國学習センター”.島前高校魅力化プロジェクト. <http://miriyokuka.dozen.ed.jp/>, (参照 2016-01-04).
- 24)海士町中央図書館から提供されたデータを参照
- 25)“海士町中央図書館ご利用案内”. 海士町中央図書館.  
[http://lib.town.ama.shimane.jp/mkpage/hyouzi\\_editor.php?sid=4](http://lib.town.ama.shimane.jp/mkpage/hyouzi_editor.php?sid=4), (参照 2016-01-07).  
図書館へ直接来館できない高齢者の方々を対象に, 本の出張貸出しサービスを行っている。(健康福祉課の健康相談にあわせて, 全 14 地区を 2 ヶ月に 1 回巡回)
- 26) 磯谷奈緒子. 特集, 図書館とファンドレイジング: 島根県海士町中央図書館へのクラウドファンディングによる図書購入支援. 図書館雑誌. 2014, 108(7), p.476-477.
- 27)“海士町島まるごと図書館構想とは?”. 海士町中央図書館.  
[http://lib.town.ama.shimane.jp/mkpage/hyouzi\\_editor.php?sid=6](http://lib.town.ama.shimane.jp/mkpage/hyouzi_editor.php?sid=6), (参照 2016-01-07).
- 28) 海士町編. 第四次海士町総合振興計画 島の幸福論: 海士ならではの笑顔の追及. 2009, p.19,p33.

- 29) 海士町. 平成 23 年 3 月定例議会町長施政方針及び提案理由. p.25.  
<http://www.town.ama.shimane.jp/about/pdf/%EF%BC%A823%E6%96%BD%E6%94%BF%E6%96%B9%E9%87%9D%EF%BC%92.pdf>, (参照 2016-01-07).
- 30) 海士町. 平成 27 年 3 月定例議会町長施政方針及び提案理由. p.34-35.  
<http://www.town.ama.shimane.jp/about/pdf/H27%E6%96%BD%E6%94%BF%E6%96%B9%E9%87%9D.pdf>, (参照 2016-01-07).
- 31) 島根県海士町教育委員会. "13. 島根県海士町". 「地域の図書館サービス充実支援事業」に関する調査結果報告書. 株式会社インテージ. 2009, p.117-127, 参照は p.119.  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2009/07/30/1282360\\_14.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2009/07/30/1282360_14.pdf) (参照 2016-01-07).
- 32)同上, p.117.
- 33)前掲 31), p.119.
- 34) 磯谷 奈緒子. 特集, 小規模校の学校図書館活動: 海士(あま)町発"島まるごと図書館構想", 小さな島だからこそできる図書館活動 . 学校図書館. 2012, (746), p.26-28.参照は p.26.
- 35)海士町中央図書館担当者への聞き取り調査, 於海士町中央図書館, 2014.9.8.
- 36)前掲 31), p.117.
- 37)前掲 34), p.28 .
- 38)前掲 34), p.26.
- 39)前掲 31), p.121.
- 40)前掲 35).
- 41)前掲 35).
- 42)前掲 27).
- 43)前掲 35).
- 44)前掲 31), p.126.
- 45)前掲 35).
- 46)前掲 35).
- 47)前掲 31), p.126.
- 48)第 15 回図書館総合展. 首長が語る地方行政の現状と図書館への期待 2—鯖江市, 海士町, 恩納村の取り組みに学ぶ—. 2013,  
<https://www.youtube.com/watch?v=P1J6LoJjVYQ&list=PL55Oy-s4o9z1H6jdS-WaoXN4ISMImepc8&index=11>, (参照 2016-01-07).
- 49) まんのう町. "まんのう町プロフィール". まんのう町. <http://www.town.manno.lg.jp/info/>, (参照 2016-02-05).人口は 2016 年 2 月 1 日現在.
- 50) 総務省. "NPM の視点から 事務事業評価と目標管理". 総務省 (平成 20 年度地方行政改革事例集 (平成 21 年 1 月末現在)). [http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/090313\\_1\\_8.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/090313_1_8.pdf), (参照 2016-01-08).
- 51) まんのう町教育委員会担当者への聞き取り調査, 於まんのう町役場, 2015.3.27.
- 52)同上.



- 53)前掲 51).
- 54)前掲 51).
- 55) 総務省. "香川県まんのう町立図書館の ICT 活用<<IC タグを利用したセルフ貸出や電子書籍貸出の試み>>". 四国の ICT 注目の取組事例.  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ict-jirei/chuumoku27.html>, (参照 2016-01-08).
- 56) 香川県立図書館. 県内公共図書館の新しい顔 新館: まんのう町立図書館平成 25 年 6 月 1 日オープン. 図書館かがわ香川県立図書館報. 2013, 101, p.2.  
[http://www.library.pref.kagawa.jp/kgwlib\\_doc/kanpou/kanpou101.pdf](http://www.library.pref.kagawa.jp/kgwlib_doc/kanpou/kanpou101.pdf), (参照 2016-01-09).図 2 の写真は筆者撮影.
- 57) まんのう町立図書館, スポーツセンターまんのう.まんのう町立図書館 スポーツセンターまんのう ひと目で分かるご利用ガイド.4p.
- 58)楽天株式会社. "香川県「まんのう町立図書館」, 電子ブックリーダー「kobo Touch」を 100 台導入- まんのう町, 町内初の公共図書館新設で民間と連携 -". ニュース. 2013-05-31.  
[http://corp.rakuten.co.jp/news/press/2013/0531\\_01.html](http://corp.rakuten.co.jp/news/press/2013/0531_01.html), (参照 2016-01-08).
- 59)前掲 55).
- 60)株式会社リブネット.まんのう町立図書館 (香川県仲多度郡まんのう町) 平成 25 年 6 月 1 日オープン. (株式会社リブネット提供資料) 13p.参照は p.9.
- 61)前掲 51).
- 62)株式会社リブネット担当者への聞き取り調査, 於まんのう町立図書館, 2015.3.27.
- 63)前掲 60).p.8.
- 64)まんのう町.まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略.2015 .p.1.  
<http://www.town.manno.lg.jp/download/?t=LD&id=4488&fid=6211>, (参照 2016-01-09).
- 65)まんのう町.まんのう町総合計画後期基本計画.2013.p.12.
- 66)同上, p.26.
- 67)前掲 64),p.13.
- 68)前掲 51).
- 69) 琴南町・満濃町・仲南町合併協議会. 新町建設計画 .2004, 35p. 参照は p.19.  
<http://www.town.manno.lg.jp/old/kmc-gappei/kensetsu.html>,(参照 2016-01-09).
- 70)同上,p.26. 合併特例債とは, 合併に必要な事業の経費を市町村が借り入れた場合, 元利返済額の 7 割を国が地方交付税として交付する地方債のことである。
- 71)まんのう町総合計画平成 20 年度～平成 29 年度元気まんまん まんのう町～改革と協働, 輝きのまち～.p.48.
- 72)前掲 51).
- 73)まんのう町.まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業～まんのう町 P F I 事業.2014,22p.参照は p.2. (聞き取り調査時にまんのう町教育委員会担当者より提供された資料)
- 74)まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館整備検討委員会.まんのう町立満濃中学校改築・地域開放施設整備計画～学び会う 笑顔の向こうに 未来の夢～. 2010,29p.  
[http://www.pfi.town.manno.lg.jp/htdocs/?page\\_id=87](http://www.pfi.town.manno.lg.jp/htdocs/?page_id=87)(参照 2016-01-09).

- 引用は上記 URL にある満濃中学校改築対策室公表ページ中の「計画の要点」.
- 75)前掲 73),p.2-10.
- 76)前掲 51). なお, 学校, 体育館は BTO (Build Transfer Operate) 方式である。
- 77)全国地域 PFI 協会. "PFI について". 全国地域 PFI 協会. [http://pfi-as.jp/pfi/pfi/post\\_8.html](http://pfi-as.jp/pfi/pfi/post_8.html), (参照 2016-01-12). なお, BTO 方式は, PFI 事業者が施設を建設し, その後, 一旦施設の所有権を公共に移管した上で, PFI 事業者が施設を管理, 運営する方式である。施設の所有権を移管する時点で建設費が支払われることが多く, PFI 事業者にとっては, 事業当初の大きな負担が軽減されるなどのメリットがあるとされる。
- 78)前掲 73),p.10.
- 79)前掲 51).
- 80)前掲 51).
- 81)前掲 51).
- 82)まんのう町. わたしたちがつくるまんのう町の明日. キラリまんのう まんのう町勢要覧. 2008, p.18-23.引用は p.21.
- 83) まんのう町. まんのう町の将来のために今だからできること. キラリまんのう まんのう町勢要覧. 2008, p.36.
- 84)前掲 74),p.13.
- 85)前掲 74),p.13-14.
- 86)前掲 51).
- 87)前掲 69), p.14.
- 88) 満濃町. 6 月の保健だより: 子育てに関するアンケート調査結果について (七). 広報まんのう. 2004, (556), p.12-12.
- 89) 満濃町. 語ろうーわがまちまんのう町: いつまでもつづいてほしい, 自然いっぱいの・心温かい町. 広報まんのう. 2006, (575), p.2-4.引用は p.3.
- 90)総務省. 平成 22 年国勢調査: 人口等基本集計結果. 2011. 入手先, 政府統計の総合窓口, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034991&cycode=0>, (参照 2016-02-05).
- 91)中富良野町.中富良野町地方人口ビジョン中富良野町地域総合戦略.2015.7,p.2-3, <http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/files/00000700/00000705/20151030082011.pdf>,(参照 2016-01-21).
- 92)同上, p.15.
- 93)中富良野町.中富良野町過疎地域自立促進市町村計画;平成 22 年度~27 年度.2010,p1-2.
- 94)同上, p.2.
- 95) 筒井祐介. 特集, 新館紹介: なかふでなかまであつまーる・中富良野町図書館. 北海道立図書館報. 2014, (197), p.2. <https://www.library.pref.hokkaido.jp/web/publish/qulnh000000006is-att/qulnh00000003r10.pdf>, (参照 2016-01-21).
- 96) 柴滝建設設計事務所. “プロジェクト: 中富良野町ふれあいセンターなかまーる”. 柴滝建設設計事務所.

<http://shibataki.jp/project/%E4%B8%AD%E5%AF%8C%E8%89%AF%E9%87%8E%E7%94%BA%E3%81%B5%E3%82%8C%E3%81%82%E3%81%84%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%81%AA%E3%81%8B%E3%81%BE%E3%83%BC%E3%82%8B/>, (参照 2016-01-21).

97)日本の図書館：統計と名簿. 日本図書館協会図書館調査事業委員会 編. 日本図書館協会, 2015, p.32-33. 司書有資格者数は中富良野町教育委員会に確認した.

98)独立行政法人福祉医療機構. “ニュース: 子どもや障害者も使いやすく 4月に新図書館オープン 中富良野(北海道新聞 2014年3月12日)”. WAMNET.

[http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/fukushiiryounews/20140312\\_155451.html](http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/fukushiiryounews/20140312_155451.html), (参照 2016-01-21).

99)前掲 95), p.2.

100)中富良野町.“フォトピックス: 読書の秋 「図書館まつり」開催”. 中富良野町. 2015-10-18. <http://www.town.nakafurano.lg.jp/photo/20.html>, (参照 2016-01-21).

101)中富良野町教育委員会担当者への電話による聞き取り調査, 筑波大学, 2016.1.25.

102)中富良野町.第5期なかふらのまちづくり総合計画.2011,p.63-65.

103)中富良野町教育委員会による質問票回答,2016.1.22.

104)同上.

105)前掲 101).

106)前掲 103).

107)前掲 101).

108)前掲 103).

109)前掲 103).

110)前掲 103).

111)前掲 101).

112)前掲 101).

113)前掲 103).

114)前掲 103).

115)前掲 103).

116)中富良野町教育委員会.なかふらの町読書活動推進計画.2008,p.2-3.

117)前掲 101).

118)北海道.“平成22年度 緊急雇用創出推進事業一覧(緊急雇用創出事業)”. 北海道. <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/grp/03/H22kin.pdf>, (参照 2016-01-29).

119)前掲 103).

120)前掲 103).

121)前掲 101).

122)前掲 101).

123)前掲 101).

124)前掲 103).

- 125)猪苗代町.猪苗代町過疎地域自立促進計画.2010,p.1-3.
- 126)総務省統計局.平成 22 年国勢調査；人口等基本集計結果（岩手県，宮城県及び福島県）結果の概要.2011,p.7.
- 127)前掲 125)， p.1-4.
- 128)日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編.”記録でみる図書館概況(新しい図書館)”. 図書館年鑑 2015. 日本図書館協会， 2015, p.224(2015).
- 129)猪苗代町教育委員会担当者から提供されたデータを参照.
- 130)猪苗代町.「和みいな」オープン. 広報猪苗代 web 版. 2014.4, (642), p.8-9.
- 131)猪苗代町. “公衆無線 LAN サービス：フリースポットの設置場所”. 猪苗代町.  
<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-623-1186.html>, (参照 2016-01-27).
- 132)猪苗代町教育委員会担当者への質問票回答,2016.1.22.
- 133)猪苗代町.第六次猪苗代町振興計画.2012,p.73-74.
- 134)同上， p.52.
- 135)猪苗代町教育委員会.猪苗代町子ども読書活動推進計画；瞳きらきら心わくわくページをめくる楽しさを広げよう.2011,p.6-7.
- 136)猪苗代町.5 つの柱で 2 期目の町政を担う， 前後公町長に抱負を聞く. 広報猪苗代 web 版. 2015.7,(657) p.4-5.
- 137)前掲 132).
- 138)前掲 125),p.44-47.
- 139)前掲 132).
- 140)前掲 132).
- 141)前掲 132).
- 142)前掲 132).
- 143)猪苗代町教育委員会担当者への電話による聞き取り調査，筑波大学， 2016.1.25.
- 144)同上.
- 145)前掲 143).



## 第4部 図書館振興を支える人材

### 一 公立図書館長に求められる能力とは一

図書館は情報化，少子高齢化，国際化等，様々な社会変化に直面している。図書館の経営環境もまた，自治体の厳しい財政状況等を背景に，NPM 等，民間の経営手法の導入等，多様化が進んでいる。図書館が様々な変化に対応し，改革を進めていくためには，図書館振興を支える人材は重要な役割を果たす。とりわけ，改革をリードする図書館長の経営手腕はますます重要となっており，図書館長等の管理職は図書館経営等について，継続的に研修を受講して知識・技術を高めることが重要であると指摘されている。本学の図書館経営寄附講座も，この観点に立ち，高い経営管理能力を持った図書館経営管理担当者の養成を目指し，現職の司書等を対象とした教育プログラムを提供してきた。

しかし，図書館長にどのような能力が必要か，館界における議論や俯瞰的研究は少ない。能力指標がなければ，継続的，段階的な研修の設計は困難である。

このため，図書館長に求められる能力を分析し，能力開発の指標を得ること，そして，研修機会等を通じて意識的に能力の獲得を志向できるよう，望ましい研修内容等を検討することが必要であると考えられる。

第4部では，今後の図書館長の養成に資するため，図書館長に求められる能力について，関係論文や議論等の文献調査をもとに考察した結果を示す。本稿は本学の大庭一郎講師と共同で実施した研究の成果である。

なお，本稿は『図書館界』（日本図書館研究会）に掲載された論文「日本の公立図書館長に求められる能力」（『図書館界』66(5), 2015.1, p326-342.）を転載するものである。



## <論文>日本の公立図書館長に求められる能力

毛利るみこ，大庭一郎

(抄録)

様々な社会変化に公立図書館が対応していくためには、図書館経営を牽引する公立図書館長の役割がますます重要となっている。本稿は、今後の館長養成に資するため、公立図書館長に求められる能力等を文献調査により考察する。

1960年代～2000年代の図書、雑誌論文等の文献に基づき、公立図書館長に必要な能力、知識・技術、態度に関する論考を年代ごとに整理し、共通項目を抽出し、考察を加え、求められる能力等を明らかにした。

### はじめに

近年、公立図書館（以下、図書館と略す）は情報化、少子高齢化、国際化等、様々な社会変化に直面している。図書館の経営環境もまた、自治体の厳しい財政状況等を背景に、民間の経営手法の導入や非常勤職員の増加等、多様化が進んでいる。図書館が様々な変化に対応するためには、改革をリードする図書館長（以下、館長と略す）の経営手腕はますます重要となっており、館長等の管理職は図書館経営等について、継続的に研修を受講して知識・技術を高めることが重要であると指摘されている<sup>1)</sup>。

しかし、館長にどのような能力が必要か、館界における議論や俯瞰的研究は少ない。能力指標がなければ、継続的、段階的な研修の設計は困難である。

このため、館長に求められる能力を分析し、能力開発の指標を得る必要がある。そして、研修機会等を通じて意識的に能力の獲得を志向できるよう、望ましい研修内容等を検討する必要がある。

本稿では、今後の館長養成に資するため、館長に求められる能力について、関係論文や議論等の文献調査をもとに考察する。

本稿の構成は、1章で国内外の先行研究を整理し、2章で館長の現状について関係統計等を示した後、3章で能力等に関する図書、雑誌論文等の論考を年代ごとに整理し、4章で求められる能力等を抽出し、考察を加え、5章で能力等の一覧をまとめる。なお、本文中の人名の所属は、発表当時のものである。

「能力」という用語は、一般的には「特定の仕事を成し遂げることが出来るかどうかという観点から見た、その人（物）の総合的な力」<sup>2)</sup>と定義される。「力」の構成要素は、先天的な資質や性格、家族構成や生活環境等まで際限がない。本稿では館長の養成に資するという研究目的から、分析対象には先天的資質や性格に関する指摘は含めず、研修や経験等により意識的に獲得できるものに焦点を当て、館長の仕事・作業を遂行するために必要な力を分析する。

また、筆者が本研究にあたり館長の在り方について論じた文献を収集した限りでは、館長に求められる知識・技術に関する指摘、館長の仕事・職務・役割の内容とともに、仕事への取り組み方・考え方、様々な状況下における対処や行動の在り方等、館長に求められる態度についても指摘した文献が多くあった。能力を発揮できる前提として、館長にはどのような知識・技術の習得や態度が求められるかを把握し、将来の館長が意識的に会得に努められるようにすることは能力向上、養成



に資すると考えられることから、本研究ではこれらの文献における知識・技術、態度に関する論考も整理する。

なお、近年、自治体の人事評価モデルや企業等の職業能力評価基準においても、能力を評価する上で職種に求められる「知識・技術」、「意欲・態度」あるいは仕事を確実に遂行できるか否かの判断基準となる行動等を整理・体系化する例も見られており<sup>3)</sup>、館長に求められる知識・技術、態度を併せて整理することは能力評価の側面から見ても意義があると考えられる。

## 1 先行研究

本章では、館長の能力に関する先行研究と館長養成の動向をまとめる。

### 1.1 米国の先行研究と館長養成の動向

#### 1.1.1 先行研究

米国において館長に必要なリーダーシップについて、望ましい属性 (attribute) を分析した研究が挙げられる<sup>4)</sup>。ヤング (Arthur P. Young, 北イリノイ大学図書館長) らは、大学・専門図書館及び公共図書館の管理職を対象にリーダーシップの在り方を問う調査を実施した。リーダーシップに関する属性を経営資質、個人的性格、一般知識に三区別し、さらに細分化した各項目の重要性を10段階評価したもので、公共図書館協会の大都市図書館委員会や中小都市図書館委員会の委員が評価に協力した。公共図書館長の場合は、経営資質分野における図書館委員会やスタッフとの協働、地域社会や行政に関わる項目が重視された。例えば、「図書館委員会と有機的に協働できる」(評価点 9.9 点)、「職員と有機的に協働できる」(9.3 点)、「地域社会/市民関係・政府機関・組織と協力して図書館を支える」(9.2 点)、「地域社会に対して図書館の重要な役割を主張する/伝えることができる」(9.0 点) 等である。個人的性格分野では誠実さやコミュニケーション能力の評価が高い。「誠実であること」(9.5 点)、「図書館が地域社会の中で果たす重要な役割についてビジョンを持つ」(8.8 点)、「口頭又は文章による効果的なコミュニケーションスキルを発揮する」(8.6 点) 等である。一般的知識分野への評価はそれほど高くなく、その中で高かった項目は「図書館に関するトレンドや革新」(8.7 点)、「最新の図書館実践」と「長期計画の立案」(ともに 8.4 点)、「財政計画」と「知的自由」(8.1 点) 等であった。リストは、概ね網羅された内容と評されるが、「資金調達能力」や、「州立図書館や他館との協働」がないことへ驚きの声もあった<sup>6)</sup>。

#### 1.1.2 館長養成に関する動向

米国では、館長等管理者が参加できるリーダーシップ養成プログラムが開講されている。

例えば、リーダーシップを学ぶプログラムとして、アメリカ図書館協会(ALA)は、公共図書館等の管理者候補を対象に短期間のリーダーシップ研修を提供している<sup>7)</sup>。組織の統率やコーチング、他者との協働をよりうまく行うスキルを身に付けることを目的とする。この他、ALAはウェブでリーダーシップを学ぶために役立つ、マーケティングや財政等の資料を紹介している<sup>8)</sup>。また、対象は館長に限定されないが、ハーバード大学の John F. Kennedy School of Government ではリーダーシップに関する数種類のプログラムを提供している。例えば、州や地方政府機関の経営幹部を対象にしたプログラムは、問題解決型学習を中心とした3週間のコースで、リーダーシップ、関係者と協調関係を築く交渉の在り方、行動意思決定論、財政や公共財の理解を深めるミクロ経済学等を学ぶ<sup>9)</sup>。

都市図書館協会(ULC)では、優れた館長や副館長に、リーダーシップを学ぶための奨学金を授与している<sup>10)</sup>。

## 1.2 日本の先行研究

国内研究としては、大島敏洋と杉村優(図書館情報大学)の調査が挙げられる<sup>11)</sup>。公立図書館長を対象にした質問紙調査で、館長として最も必要とされる能力や属性等を明らかにしている(全国図書館長1/2無作為抽出調査、有効回答329票、1993年実施)。調査によると、「図書館長として最も必要とされる能力」は、①管理・運営に関する能力(52.3%)が最も高く、以下、②知識・識見(15.5%)、③住民ニーズへの対応能力(11.9%)、④職員の育成能力(6.4%)、⑤その他(19.8%)であった。①管理・運営に関する能力(N=172人)の内訳を見ると、「組織管理・運営能力」(95人)、「指導・統率力」(26人)、「企画・調整力」(17人)と一般的な組織管理・運営能力が多い。次に「図書館の近代経営能力」(11人)と「渉外力」(10人)が続く。ただし「図書館の近代経営能力」の内訳には、「時代の要請を受けとめ、それを具現化するための能力」等の回答があり、「渉外力」の内訳には「必要な予算をつけてもらうため、図書館の状況をきちんと説明できる発言能力」等が挙げられている。大島らは、これらは一般的な管理・運営能力と趣が異なり、「専門的知識や技能と密接に関係する館長ならではの独特な能力への志向が読み取れる」<sup>12)</sup>と分析している。20年前の調査であるため、昨今の見解も踏まえた分析が必要である。

## 2 館長の現状

考察に際して館長の現状を概観する。本章は、館長数・専任の割合、有資格者割合、法令等に見る館長の職責と権限、任務、役割について示す。

### 2.1 館長数、専任及び有資格者の割合

#### 2.1.1 館長数、専任の割合<sup>13)</sup>

表1は2011(平成23)年10月1日現在の館長数、専任・兼任・非常勤・指定管理者ごとの内訳、有資格者数の割合である。都道府県立・市町村立図書館は全国に3,248館あり、本館の館長は1,875人、分館長は1,139人、計3,014人である。本館の専任は824人(43.9%)、分館の専任は409人(35.9%)となっており、専任の館長は全体の半数に満たない。専任・兼任・非常勤別で集計が開始された1984(昭和59)年度以降の人数推移は図1の通りである。2005(平成17)年度をピークに2008(平成20)年度、2011(平成23)年度と専任の減少が続く。

#### 2.1.2 有資格者の割合

有資格者割合の内訳は表1の通りである。本館の館長・分館長ともに、指定管理者の有資格者が最も高い。指定管理者の場合は、募集要項等の要件に、例えば「従事者は館長を含め3名以上が司書有資格者であること」(愛知県高浜市)<sup>14)</sup>や、「専門的資格あるいは図書館業務における相当な知識、経験及び意欲を有する者が望ましい」(東京都江戸川区)<sup>15)</sup>と掲げることにより、有資格者は得やすい。ただし、一方で館長の要件について、「司書又は司書補であることが望ましいが、館長としての優れた力量があれば、必ずしも限定しない」(東京都中野区)<sup>16)</sup>とする自治体もある。同区の場合は、館長の要件を以下4点挙げている。

- ①常勤の社員(または団体の正会員)であること。
- ②公の施設の経営に当たるに相応しい人格と識見を備えていること。

③組織の長として、リーダーシップを発揮する能力と経験があること。

④図書館経営についての明確なビジョンをもつこと。

これらとともに、副館長に司書又は司書補を充てること等を要件に掲げている。司書の専門的な知識・技術を組織として保持することは前提と思われるが、館長に関しては、リーダーシップを発揮する能力や経営のビジョンをもつこと等、経営者としての優れた力があることをより重視したい自治体の意向も伺える。

表1 館長に関する集計(2011(平成23)年10月1日現在)

(単位:人)

		都道府県		市(区)		町村		合計					
		人数	有資格者		人数	有資格者		人数	有資格者				
			人数	比率		人数	比率		人数	比率			
本館	専任	43	3	7.0%	671	160	23.8%	110	37	33.6%	824	200	24.3%
	兼任	4	1	25.0%	334	30	9.0%	332	6	1.8%	670	37	5.5%
	非常勤	8	—	—	130	17	13.1%	59	4	6.8%	197	21	10.7%
	指定管理者	—	—	—	151	78	51.7%	33	9	27.3%	184	87	47.3%
	計	55	4	7.3%	1,286	285	22.2%	534	56	10.5%	1,875	345	18.4%
分館	専任	4	1	25.0%	405	177	43.7%	—	—	—	409	178	43.5%
	兼任	2	—	—	516	89	17.2%	37	6	16.2%	555	95	17.1%
	非常勤	—	—	—	83	13	15.7%	8	—	—	91	13	14.3%
	指定管理者	—	—	—	82	50	61.0%	2	—	—	84	50	59.5%
	計	6	1	16.7%	1,086	329	30.3%	47	6	12.8%	1,139	336	29.5%
本館・分館長数		61	5	8.2%	2,372	614	25.9%	581	62	10.7%	3,014	681	22.6%

(出典)文部科学省『社会教育調査報告書』(平成23年度)より作成。

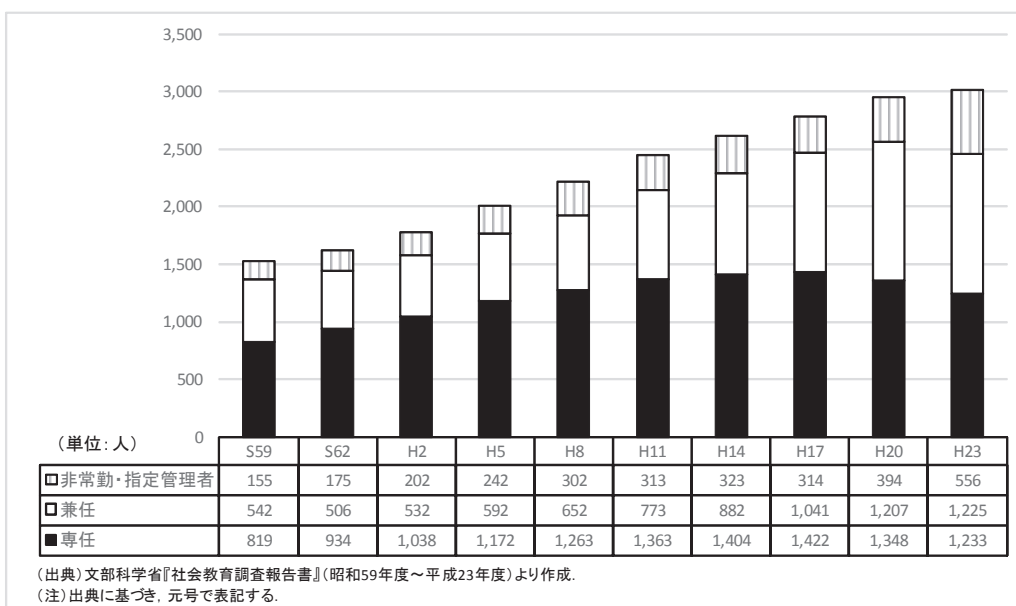


図1 館長の専任・兼任・非常勤等別人数(推移)

## 2.2 法令等に見る館長の職責と権限, 任務, 役割

能力の分析に際し、前提となる原則的な館長の職責と権限, 任務, 役割を法令等から概観する。

### 2.2.1 館長の職責と権限

図書館法上の図書館には館長が必置であり、職責については、同法第13条第2項で「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。」と規定し

ている。

館長の権限は、設置主体、職位等により異なるが、一般的には人事及び組織、決裁、契約、条例・規則の作成、資料の選択及び廃棄、報告と整理される<sup>17)</sup>。

### 2.2.2 館長の任務

日本図書館協会『公立図書館の任務と目標解説』<sup>18)</sup>は、館長の任務について、「公立図書館の基本的任務を自覚し、住民へのサービスを身をもって示し、職員の意見をくみあげるとともに、職員を指導してその資質・能力・モラルの向上に努める」ことを掲げる。具体的には、館長は次のような任務を持つ。

- ①図書館経営・業務の計画を立てる。
- ②計画実行に必要な条件（予算・人事など）を獲得する。
- ③職員を指導し、その資質・能力を向上させ、計画を実行する。

### 2.2.3 館長に求められる役割

これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』（2006年）<sup>19)</sup>では、館長の役割について以下の指摘が行われた。

社会や地域の中で図書館が持つ意義や果たすべき役割を十分認識し、その実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を行うことが必要である。特に、地方公共団体の首長・行政部局や議会に対して、図書館の役割や意義を理解してもらうよう積極的に働きかけを行うことが必要である。また、図書館職員に対しては、社会のニーズや行政の施策を理解させることによって、それらと図書館サービスの関わりを見出し、結びつけることができるよう配慮すべきである。これはいずれの規模の館にも共通する役割といえる。以上、本章で概観した職責、権限、任務、役割を踏まえて、分析を行う。

## 3 館長の能力等に関する議論と背景

本章は、館長に求められる能力に関する見解を年代ごとに紹介する。図書館法制定によって現代の養成制度が規定され、一定の年数が経過した1960年以降のものを考察する。各文献には、最後の考察で参照しやすいように便宜上、アルファベットを記す。また、項目の数字は、適宜丸数字で統一した。日本図書館協会は日図協と略した。

### 3.1 1960年代の能力等に関する議論

#### A. 日図協『中小都市における公共図書館の運営』（以下、『中小レポート』と略す）（1963）<sup>20)</sup>

当時の中小図書館は予算獲得や人事面で力が弱いといわれ、この一因は図書館人の図書館管理業務についての認識不足と管理能力の乏しさにあると指摘した。図書館の管理担当者は、「図書館の立場や要求を関係者に提示し、説明し、納得させなければならない」ため、「整理や奉仕の専門知識はいうまでもないが、それのみでは不十分である。当然、法規や行財政に対する確かな知識と視野の広い見解が必要となる。（中略）また、対職員の面でも、管理者は人権を基調とした統率、組織、企画などの経営能力をもたなければならない。」と指摘した。この他、館長の条件と任務について論じている。「館長の任務」の内容は、求められる態度の指摘としてもとらえられる（以下は要約）。

### ○館長の条件（丸数字は筆者が加筆）

#### ①最低必要な資質（図書館職員の資質と共通）

- ・本が好きなこと＝資料に精通することができる（多方面の資料に接し、内容に興味と理解を持ち得る。読書する人間は自ずと開いた世界観，人生観，他を理解する洞察力，物事を客観的に理解する判断力を持ち得る。）
- ・他人との応対をいとわない＝利用者の要求を把握する。

#### ②機関の「長」としての識見，事業所の「最高責任者」として，専任・司書有資格者であること，相当の経験年数が必要。

### ○館長の任務

- (イ) 館の政策，方針を決定し，その実現を指揮監督すること。
- (ロ) 個人的な信念はどうであれ，館の業務には，公平，中立の立場を守ること。
- (ハ) 職員の働きやすい条件を作り，図書館業務への意欲をおこさせること。
- (ニ) 職員に責任のある仕事を与えること
- (ホ) 常に自己の研修，研究をすること
  - ・図書館関係の文献に目を通し，広く知識を身につける。
  - ・地域の文化活動にも関係を持ち，援助する。
- (ヘ) 地域の諸機関，他の図書館と良い関係を保つこと。
  - ・市役所，教育委員会事務局，公民館，公的機関，報道機関，民間団体と広い交渉を持ち，良いつき合いをすること。近くの他の図書館や県立の図書館の館長ともなるべく協調し，個人的にもつながりを深める

1963年に、『図書館雑誌』は、「こんな館長が欲しい」というテーマで，理想の館長像を現場の声から集めている<sup>21)</sup>。例えば，資料の受け入れや拒否を巡って，館長は住民の知的自由を確保し提供するための勇気を要すること，このほか，地域に溶け込み住民の要望を聞くこと，地域社会に飛び込み図書館を知ってもらうこと，何か専門を持つこと，司書資格，最低でも5年程度の図書館運営の経験知識等が必要との声が寄せられている。『中小レポート』の指摘は，中立の立場を守ること，自己の研修・研究や地域との良好な関わり等，寄稿にある現場の意見と符合する。

### 3.2 1970年代の能力等に関する議論

1970年には，日図協が『市民の図書館』<sup>22)</sup>を刊行した。資料提供とレファレンスサービスを基本の仕事ととらえ，個人貸出の徹底，児童へのサービス，全域サービスを重点目標とするなど，新しい公共図書館のモデルが示され，図書館の発展の基礎が築かれた年代であった。そして，図書館管理を具体的に解説した文献が登場する。主な文献は次の2点である。

#### B. 清水正三編『公共図書館の管理』(1971)<sup>23)</sup>

清水（東京都中央区立京橋図書館長）は，館長としてよい仕事のできる条件とは，館長と上司との信頼関係があること，部下に恵まれる（養成する）こと，同僚や住民との関係も必須条件，これら諸条件を積極的，意識的に創り上げていかなければ仕事は実現しないと論じた。この他，主な見解は次の要約の通りである。

○館長に要請される資質と態度

- ①奉仕の精神
- ②図書を愛し、人間に興味を持つ
- ③言論出版の自由を守る態度
- ④地方文化を守る態度
- ⑤積極的に地域社会の中へ

つとめて地域の人々と接触するために地域の集會に顔を出す。

- ⑥図書館に惚れきる
- ⑦その他

計画性、判断力、洞察力、説得力、独創性、勇気、意思、ユーモア、人格の高潔

○館長に求められる能力

①管理能力

短い時間で、重大な決定を的確になすことのできる能力（館長としてこの能力を身につけるためには、一般管理能力の外に図書館に対する正しい知識が必要）。決定したことを実施するために職場集団の力を高めていく組織能力

②特殊な能力

学問（郷土史や児童文学等）の一定分野の専門家であること（しかしこれが本職ではない）。

**C. 森耕一『公共図書館』（1976）<sup>24)</sup>**

森（大阪市立中央図書館長）は清水が論じた「資質と態度」の①、②に下記の内容（要約）を加える。

○館長に求められる資質と態度（丸数字は筆者加筆）

①リーダーシップ

権限を最大限に行使して部下を自分の意に従わせて任務を遂行する権威主義的な管理者は古く、現代のすぐれたリーダーシップとは、「集団としてのイニシアチブを刺激し、展開させ、同僚および部下のアイデアと経験を組織化していく能力」のこと。

②部下の能力開発

職員に対して教師の役割を果たす。職員一人一人の能力・適性を知る。

③行財政に明るいこと

- ・憲法、教育基本法をはじめ、地方自治法、地方公務員法などの法規、地方行政、地方財政の仕組について知ることが大事。
- ・図書館の事業や計画について、人事・財政の担当者、教育委員、理事者を説得する技術が必要。

④地域社会の事情を知り、住民のために働くこと

- ・館長は、「地域社会のいろいろの事情、教育、文化、そして図書館に対する要求（潜在的要求も含めて）を知ることがだいじである」。そのためには、各種の機会を利用して、多くの人と会い、対話を交さなければならない。

⑤確固たる信念

表現の自由を守る、守るだけでなく自由を拡大する機関であることを銘記すべき

#### ⑥高潔な人格

その他、勇気、集中力、忍耐力、率直さ等（略）

上記に加えて、館長の専門職性を論じ、司書としての勤務経験を持つ者でなければならないと指摘する。

### 3.3 1980年代の能力等に関する議論

1980年代、図書館を取り巻く状況は、館数や貸出冊数の増加、コンピュータを中心とした貸出方式や目録、各種サービスの改善等、成長が見られる一方、自治体では管理運営の委託、職員の不十分な配置等、課題も浮上していた。伊藤峻（多摩市立図書館長）はこの時代を「低落含み混乱的成長期」と表現し、当時、理論的かつ実践的な館長論の必要性を論じていた<sup>25)</sup>。主に下記の見解が示される。

#### D. 日図協『図書館員の倫理綱領』（1981）<sup>26)</sup>

図書館員の基本的態度等を12条掲げる。「図書館員」には館長も含むため、館長にも求められる基本的態度であるが、特に、館長は『倫理綱領』の各条項の具体化に当たり、理解とすぐれた指導力が不可欠であると論じている。

#### E. 森耕一「公立図書館長論」（1985）<sup>27)</sup>

森は『図書館雑誌』で、「図書館長は自らの専攻（国文学、英文学、史学、社会学、教育学など何でもよいが）のほかに、図書館の専門教育を受け司書として相当の経験年数を有する人でなければならない」との考えを示した。

#### F. 前川恒雄『われらの図書館』（1987）<sup>28)</sup>

前川（滋賀県立図書館長）は、日野市立図書館等の経験から、「図書館長は資料と情報を組織化して市民に提供する責任者であり、その仕事は専門的なものだから、当然、司書をあてるべきである。司書たちを指導し、その仕事を正當に評価してやる気をおこさせ、全館を一致した方針で運営できるのは経験のある司書である。」と論じている。

#### G. 日図協『公立図書館の任務と目標解説』（1989）<sup>29)</sup>

館長の任務を果たすためには、館長には「管理者としての能力はもちろん、専門職としての能力・経験が必要である。このことは図書館の良きサービスを保障する最も重要な条件である」と指摘した。

1980年代の論考は、司書の専門職制度確立運動を背景に、専門職館長を掲げる文献が多い。また、日図協『公立図書館の任務と目標解説』のように、館長に求められる能力を「管理者としての能力」と「専門職としての能力・経験」の二面からとらえる見解が示された。館長に「専門職としての能力」をとの主張は多いが、実際は多くが行政職の館長であったためか、専門職の能力が具体的に何かとの議論に発展していない。

### 3.4 1990年代の能力等に関する議論

生涯学習体系への移行や情報化等を背景に、1996年に司書講習科目が改正され、「図書館経営論」が新設された。また、1999年の法改正で国庫補助を受ける館長の司書資格要件や2000年には最低基準（館長の専任規定）が削除された。これらの法改正は、館長の能力等に関する見解が多く出る契機となった。

主な文献は竹内紀吉（千葉経済短期大学）、大澤正雄（日図協常務理事）、村田文生（埼玉県立浦

和図書館長)が記したものである。この他、雑誌や紀要の論考が複数ある。山代義雄(大阪府立中之島図書館長),小林宏(作新学院大学),坂井淳(香焼町立香焼図書館長),山本宏義(相模原市立図書館長)の論考である。関係部分を簡潔に紹介する。

#### H. 竹内紀吉「図書館長論—図書館法 13 条 3 項の規定をめぐって」(1994)及び『図書館経営論』(1998)

浦安市立図書館長を務めた竹内は「図書館長論」で、館長の仕事を 5 点列挙している<sup>30)</sup>。

- ①地域社会の現状と将来を見据えて、運営方針を確立する。
- ②あらゆる状況を利用して、地域住民と行政組織内へ、図書館の浸透を図る。
- ③資料購入費を軸に、継続的な予算の獲得及び職員の確保・増員を図る。
- ④図書館の成長段階に応じた職員の育成。
- ⑤次期館長となる人材の養成。

そして、「上記いずれの項目でも求められるのは、資料の運用を核とした長い現場経験から導かれた判断力と先見性である」と論じた。さらに『図書館経営論』で次のとおり論じている(以下は要約)<sup>31)</sup>。

##### ○館長の役割

- ・「職員がもてる力を最大限に発揮して、生き生きと仕事に取り組めるよう、「組織」「研修」などの安定した体制づくりの能力が求められる。」
- ・館長と職員との信頼関係が不可欠。
- ・「組織の長として、図書館の運営方針を決定し職員のリーダーシップをとる図書館長には、図書館事業(人間の知的営み)への確信が基本的な能力として求められる。」
- ・「住民と行政双方の信頼と支持を得ることに努め、予算、スタッフを適切に確保しなければならない。そのためには、たえず行政の関係部局と意思の疎通を図り、必要に応じて議会、教育委員会などで住民へ説明を行う必要がある。」
- ・「地域社会との連携をすすめ、さまざまな図書館協力ネットワークに参加するなど、図書館の可能性を図っていく能力が求められよう。」

##### ○図書館の経営

- ・「自治体においては、「分析・調査」「評価・検討」そして、新たな「サービス計画」の策定は、住民(議会)、理事者(行政)との関係として行われる。「業務報告書」としてまとめ、率直な批判を仰がなくてはならない。この場面での図書館長のプレゼンテーション能力は重要である。」

#### I. 大澤正雄『公立図書館の経営』(1999)<sup>32)</sup>

鶴ヶ島市立図書館長を務めた大澤は、館長が担う民主的な人事管理の基本原則について示した(以下は要約)。

- ・職員に対する仕事の負担が平等か
- ・1人1人の能力が引き出されているか  
職員「の「資質や性格をつかむと同時に仕事の得手・不得手、長所と短所を見分ける能力が求められる」。「長所を引き出し不得手のことや嫌いなことを克服させていく指導を行う」、「優れた能力を見つけ、引き出すこと」。
- ・互いが人格を尊重しあっているか。



・事務的な連絡や取決めが常に、全体に徹底しているか。

さらに、館長のリーダーシップと専門性について、「館長には業務の内容を理解し適切な指示を行う専門的知識が必要とされる。館長の専門的資質は、職員数の少ない小さな図書館ほど要求される」とし、「館長のリーダーシップとは、職責をかさにきて強権的な運営を行うのではなく、全体の組織態勢の中で十分論議することを原則とするが、緊急で突発的な事項についての判断は館長がくださ。これらの判断は、館長としての専門的知識と経験に裏打ちされた的確なものでなければならない」と指摘した。

#### J. 高山正也，村田文生ほか著『図書館経営論』（1997）<sup>33)</sup>

村田は館長が発揮すべき能力について、次の5点を挙げた。

- ①長期的な展望に立った運営方針の策定などの  
企画・計画立案能力
- ②組織構成，職員の指導，育成能力
- ③対外的折衝，交渉能力
- ④地域の実情を把握する能力
- ⑤図書館の運営に確固たる信念をもち，実践する能力

村田は、館長は「職員との信頼関係の構築に努め」、「人間関係，職員の健康管理などにも気を配り，随時，管理的職員との情報交換の中で助言を与えることも必要」であり、「管理的職員との相互協力関係を順調に維持して，図書館の目的・目標の達成を指揮，監督することは館長の重要な役割である」と論じている。

#### K. 山代義雄「公共図書館長適性について—中村祐吉館長の回想も—」（1991）<sup>34)</sup>

山代は図書館の紀要で館長就任の要件として望まれる属性を5点挙げた（以下は要約）。大規模図書館の視点といえる。

##### ①文化人性

「文化の殿堂の「顔」としての文化人性」。

##### ②行政能力

「組織の統率，予算獲得，労務管理等の能力であるが，館長として必要な能力である。施設の性格上，よい補佐役に恵まれれば，とりたてた行政能力が期待されるわけではない。行政能力の「外部に対する諸般の働きかけ，地域社会の支援態勢の確立」は重要。

##### ③司書専門性

「図書館に勤務する者，とりわけ館を統率する者は，図書館学の知識をもち，司書実務に理解をもつことが是非とも望まれる」，「司書資格をもつかどうかは形式的なことに過ぎないが，知識・理解があることの社会的通用性が資格であるからこれを保持するにこしたことはない。もつとも，形式的な資格の有無に拘り広い観点からの人材を得られなければ大きな損失である」，「通常の司書実務は，大図書館においては，司書部長職に補佐させれば処理でき，館長に残されるのは的確な行政的判断を行うということである」。

##### ④国際感覚に富み，政策立案の先駆性，積極性を備えること。

##### ⑤「館長資質とは異なるが，館長在職年数」は重要。短期では，中長期展望の施策が立案できない。

#### L. 小林宏「図書館長論—その職務と図書館人の使命—」（1994）<sup>35)</sup>

栃木県立足利図書館長を務めた小林は、大学の紀要で下記の通り論じている。

今日ほど図書館員、特に図書館長に、文献情報の交通整理のプロとしての手腕が要求される時代はないであろう。(中略) 図書館長はこうした時代の流れの中で、これからの図書館と司書の在り方を見極める能力と、常に船首に立って正しい航路を指示する先見性と決断力とを持っていなければならない。それは経験の蓄積によって養われる力量であり、その前提として高度の専門性が不可欠であることは勿論である。

#### M. 坂井淳「わたしの館長像—図書館長の専門性を考える—」(1998)<sup>36)</sup>

坂井は、『現代の図書館』で、町立図書館長の視点から館長の司書資格について論じた。図書館には有能な行政マンと“本のプロ”が必要であり、特に小さい町では、館長こそがその両方を兼ね備える必要があるのである」と論じている。館長像について4点挙げている(以下は要約)。

- ① 図書館長とは“本のプロ”の長である。少なくとも本の果たす役割を教化的でなく知った人
- ② 時代を見抜く力を持ち、変革の気運にあふれた人
- ③ 弱者に寄り添う気持を持つ人
- ④ 図書館経営に徹した、有能な公務員

#### N. 山本宏義「公立図書館職員の専門性—館長の司書資格要件をめぐって—」(1998)<sup>37)</sup>

山本は、『図書館年鑑』で、司書資格要件撤廃の問題等を論じており、「図書館長に求められるもの」として次の通り指摘している。

- ・「図書館長には、組織の管理者としての管理能力(人事、予算、施設、運営等)が必要であると同時に、図書館という教育機関の経営責任者としての力量が要求される」。
- ・「管理能力のうち人事・予算等はどの組織でもあまり大差はないが、運営管理については、個々の組織の目的に応じて内容が異なってくる」。「図書館についていわば、一定のサービス方針とルールのもとで、円滑な運営が求められるが、そのためには、資料およびサービス方法についての見識と経験が不可欠である」。

なお、司書資格だけで管理者そして経営者の能力を養成するのは無理で、司書の「再教育の場」や「専門司書、上級司書等の位置付け」等、養成制度全体の再検討が必要であると指摘している。

#### O. 前川恒雄「図書館経営論序説」(1998)<sup>38)</sup>

能力論ではないが、前川は『現代の図書館』で、館長の人物について、「専門職館長は図書館業務の専門家としての識見と技能を持っていることは当然であるが、これが広い教養へと結びつくものでなければ、専門職たる説得力に欠けることになるだろう」、「当然館長は経験のある司書であり、相当期間は在職しなければならない」ことが図書館経営の基本中の基本と指摘している。

図書館経営論の創設、図書館法改正を背景に、館長の能力等を具体的に考察した文献が見られはじめる。1980年代に見られた「専門職としての能力」の内容は、1990年代の見解で、例えば「資料およびサービス方法についての見識と経験」、「専門的知識」、「専門家としての識見と技能」、「図書館学の知識をもち、司書実務に理解をもつこと」等と指摘された。概ね専門的知識・技術、経験と整理できる。ただし、大澤、坂井の指摘のように小さい町や職員が少ない館は、専門的資質がより求められ、山代の指摘のように大規模図書館の場合は、司書実務は司書部長職等にある程度任せられるケースもあり、館の規模や人員体制により専門的知識・技術、経験の質や量は異なるとみられる。

### 3.5 2000年代の能力等に関する議論

地方分権の推進、公共サービスの市場化等を背景に、自治体は自ら情報収集・分析し、独自の財源に基づく政策立案が求められるようになった。指定管理者制度等、民間の経営手法を活用し、効率的・効果的なサービスを目指す自治体も増え始めた。

図書館においては、『これからの図書館像』（2006）が掲げた課題解決支援の充実<sup>39)</sup>や、教育基本法改正で盛り込まれた生涯学習の理念の実現等、より個人の要望や社会の要請に適切に応える運営が求められるようになる。変革の時代へ向かい、館長の能力を巡っては、先述のように「管理者としての能力」と「専門職としての能力・経験」という二側面のいずれにも整理できない第三軸的志向がみられる。以下、主な文献を紹介する。

#### P. 山本宣親「司書は館長になろうー必要な能力マネジメントとプレゼンテーション」(2005)<sup>40)</sup>

静岡県富士市立西図書館長を務めた山本（静岡芸術文化大学）は、『みんなの図書館』で、事務系の館長であっても、図書館の発展に貢献する手腕を発揮する人もいれば、司書資格を持つ館長でも、全体のバランスを欠いた運営をしている人もいるとし、その差は、マネジメント能力の有無とプレゼンテーションの得手、不得手の違いが影響すると論じた。マネジメントは館内の運営、プレゼンテーションは、館外に向けての図書館を理解してもらおう広報や提言、その普及活動のことである。また、職員の声を聞くこと、館内の職員を男女、正規、臨時、分け隔てなく等距離で接すること、職員のやる気や士気を高めることの重要性を指摘している。

#### Q. 豊田高広「図書館経営の二つの挑戦と評価手法」(2007)<sup>41)</sup>

豊田（静岡市立御幸町図書館長）は、市場化に直面する個々の図書館、特に市区町村立図書館が生き抜くために必要な二つの挑戦ー地域経営、「まちづくり」の機関としての図書館のアイデンティティを確立すること、図書館を「学習する組織」（不断の環境変化に自律的・創造的に適応できる組織）に向けて変革していくことーについて論じた。豊田は、この中で館長に期待されるリーダーとマネジャーの2つの役割を記している。リーダーとしての館長は、「図書館経営の理念を未来に実現されるべき具体的なビジョン（将来像）として描き出し、その実現に向けて人々を説得する」。そして、マネジャーとしての館長は、「このビジョンを実現するために、計画を立て、適材適所の経営を進めるのである」。これからは個々の図書館が独自の使命を持つ必要があり、使命や具体化としてのビジョンは、自治体、住民、図書館員等関係者の参画を得て形成されるべきであり、館長は使命を実現する戦略を策定しなければならないと指摘している。

近年、豊田が示唆するようなまちづくりの機関として、魅力ある市町村立図書館長の実践記が多数出版されている。例えば、山本宣親『図書館づくり奮戦記：本と人・人と人が出会う場所をめざして』（1996）<sup>42)</sup>、墨田区立八広図書館長を務めたちばおさむ（獨協大学）の『図書館長の仕事：「本のある広場」をつかった図書館長の実践記』（2008）<sup>43)</sup>、花井裕一郎（小布施町立図書館前館長）『はなぼん わくわく演出マネジメント』（2013）<sup>44)</sup>が挙げられる。山本は行政職、ちばは司書職、花井は映像演出家と、異なる経歴の館長であったが、実践の共通点が2点ある。1点目は、館（長）が、住民等利用者の声を反映したビジョンを示している点である。富士市の新中央図書館構想、住民ニーズから集会機能を活かして本のある広場を作った墨田区、館長が発信した小布施町の運営ビジョンは、町民を運営に巻き込んだ。2点目は、館長が職員とのコミュニケーションを重視している点である。館長が住民を見据えたビジョンを示せること、コミュニケーションを通じて、職員と

ビジョンを共有し、職員に自律的に動きたいと思わせること、これらが現在、多様な環境の変化にもしなやかに対応できる図書館となるために必要な館長の能力であることがうかがえる。

#### **R.永田治樹編著『図書館経営論』(2011) 45)**

永田（筑波大学）は館長が目指すのは基本的にリーダーシップ機能であるとし、伊丹敬之（一橋大学）、加護野忠男（神戸大学）が示した 5 つの機能（①仕事を遂行する機能、②仕事遂行能力の維持・向上、③仕組みや文化をつくること、④集団を代表すること、⑤上位の組織と連結すること）<sup>46)</sup>を紹介している。永田は、リーダーシップとは抽象的に組織をまとめるだけのものではなく、その組織が課題としていることを把握し、集団の進むべき道を示すことであると指摘している。

#### **S.糸賀雅児，薬袋秀樹，内野安彦ほか著『図書館制度・経営論』(2013) 47)**

塩尻市立図書館長を務めた内野（常盤大学）は、館長が責務と使命をどう実践すべきか例を挙げている（以下は要約）。館長に求められる態度ととらえられる。

##### ①図書館の経営方針を明確に打ち出すこと

図書館職員、行政職員として、自治体のミッションを明確に示すこと。図書館、自治体の課題等を共有する。

##### ②専門職員、事務職員等の価値観を一致させること

##### ③非常勤職員のモラルの高揚に努めること

##### ④館長の仕事の可視化に努めること

##### ⑤職員と情報を共有すること

図書館統計や庁内情報等、適宜、職員と課題等の共有化を図り、職員全員で経営に当たる風土を醸成する。

##### ⑥積極的にカウンターに出ること

自館の利用傾向やサービス上の問題点を把握し、経営にフィードバックする。

##### ⑦首長、議会及びマスコミへ情報発信すること

図書館の利用状況、各種イベント及び図書館の話題等、不断に情報発信し、図書館サービスの周知に努める。

##### ⑧館内を巡回すること

利用者への挨拶や規律違反者への注意喚起、書架整頓や接遇等の把握に努める。

##### ⑨図書館サポーターへ礼節を尽くすこと

読み聞かせ、返却図書の手配、資料整備等を担当するサポーターへの声かけや挨拶を励行する。

##### ⑩地域を知ること

各種イベントへ参加し、地域情報の収集と図書館のPRに努める。

内野は「こうした日々の実践こそが職員のモチベーションの維持、モラルの向上に繋がっていくことになる」と論じている。

近年は、館長について、司書と管理者という二側面ではなく、「マネジャーとリーダー」というとらえ方や、リーダーシップを重視する意見が出ている。

マネジメントとリーダーシップは組織に併存する異なる機能で、異なる行動体系を持つとされる。コッター（John P. Kotter, ハーバード・ビジネス・スクール）によれば、マネジメントとは、複雑さに対処する役割、リーダーシップは変革に対処する役割を持つ<sup>48)</sup>。マネジメントは、将来（一

般には翌月や翌年)の目標を定め、達成に向けて具体的な手順を決め、各計画を実現するための資源を配分する。報告書やミーティングにより公式及び非公式に計画と実績をモニターし、そのギャップを突き止めて、問題解決の計画を立て、準備する。一方、リーダーシップは、将来(通常は、かなり遠い未来)のビジョンとその実現に必要な変革をおこなすための戦略を立案する(ビジョンは方向性の設定であり、長期計画とは異なる)。そして、組織メンバーの心をつなげる。組織化と比べて、より多くの人とのコミュニケーションを通じて、ビジョンを共有し、エンパワーメントする。ビジョンを達成するために、動機付け、鼓舞する。人間の欲求や価値観、感性などの要素に訴えかけることで、大きな障害があっても、皆を正しい方向へ導き続けるという。

また、奥山裕之(国立国会図書館)は、従来の官僚制的な組織が外部環境の変化に対応できず硬直化する中で、図書館が場面情報を連結・吸収し、変化に動的に対応する「ネットワーク組織」へ変革できるか考察している。これが未来像となれば、「トップダウン型の命令・情報伝達を中心とする管理スタイルではなく、チームとしての目標を明示し、構成員の自発性に訴えつつ、それぞれの個性・専門性に応じた能力を十分に発揮させる役割(エンパワーメント・リーダーシップ)が第一に求められる」と指摘している<sup>49)</sup>。

従来、行政職の館長には、単年度予算や官僚型組織等に慣れ、マネジメントを心得た役職者は多いと思われるが、職員との円滑なコミュニケーションを通じ、自発性を高める、エンパワーメントという意味でのリーダーシップはそれほど重視されてこなかった。外部からリーダーシップを発揮できる館長を迎える自治体が見られるのは、現場のニーズと行政組織内部から確保できる人材の能力にミスマッチが生じているためとみられ、この点の能力開発はこれからの課題となるであろう。

#### 4 館長に求められる能力等の分析と考察

各年代の背景とともに主な見解を紹介した。本章では、館長に求められる能力、知識・技術、態度を整理し、追加すべき項目について考察する。これを反映し、次章で館長に求められる能力等一覧の試案を提示してまとめる。( )内のアルファベットは、3章で示した文献を意味する。

##### 4.1 館長に求められる能力の分析

館長の能力について、一般的な「管理能力」を求める見解が多い。例えば、『任務と目標』(G)「管理者としての能力」、山代(K)「行政能力(組織の統率、予算獲得、労務管理)」、山本宏義(N)「組織の管理者としての管理能力(人事、予算、施設、運営等)が必要」などである。管理能力とは、図書館内における総務(人事・労務、会計、施設等)・整理・奉仕の業務活動を計画、組織化、命令(動機づけ)、調整、統制というサイクルにより資源を適正に管理し、効率的に組織を維持する諸能力の総称であるといえる。

具体的な能力について、次の通りまとめる。

##### ○企画・計画立案能力

村田(J)は「長期的な展望に立った運営方針の策定などの企画・計画立案能力」、清水(B)が「計画性」を挙げている。先述の通り住民の意思を反映したビジョンを描く際、館長の当該能力は重要といえよう。

##### ○組織構成力及び職員の指導・育成能力

村田(J)が「組織構成、職員の指導、育成能力」を挙げている。清水(B)「決定したことを実施す

るために職場集団の力を高めていく組織能力」、森(C)「教師の役割」、竹内(H)「安定した体制づくりの能力」、大澤(I)「長所を引き出し不得手のことや嫌いなことを克服させていく指導を行う」もこの項目にまとめた。「組織構成」には、組織の作業量を把握し、適切な職務分担の下に人員配置するフォーマルな人事管理・体制作りの能力のみならず、日々のコミュニケーションを通じて、職員を団結して統合を強めるインフォーマルな面も含めて、「組織構成力」と整理する。また、「職員の指導・育成能力」には、上位の者が下位の者に知識・技術を伝授することのみならず、大澤の見解の通り、職員の潜在的な能力を引き出す視点が重要である。

#### ○判断・決定能力

清水(B)の「判断力」及び「管理能力(短い時間で、重大な決定を的確にこなすことのできる能力)」、竹内(H)「資料の運用を核とした長い現場経験から導かれた判断力と先見性」、小林(L)「先見性と決断力」の見解による。

#### ○洞察力・先見性

「洞察力」は清水(B)の見解。「先見性」は、竹内(H)「資料の運用を核とした長い現場経験から導かれた判断力と先見性」、小林(L)「これからの図書館と司書の在り方を見極める能力と、常に船首に立って正しい航路を指示する先見性と決断力」、坂井(M)「時代を見抜く力」の見解による。

先述の「判断・決定能力」は、過去の情報や現状から選択肢を選ぶ能力であり、「洞察力・先見性」とは可視的に存在しない潜在的な要素や本質、将来を見抜く力と区別できる。

#### ○対外的折衝・交渉能力、説得力

村田の見解(J)と、山代(K)「外部に対する諸般の働きかけ、地域社会の支援態勢の確立」、竹内(H)「地域社会との連携をすすめ、様々な図書館協力ネットワークに参加するなど、図書館の可能性を図っていく能力」をこの項目にまとめた。予算要求時のみならず、地域社会の支援体制を構築する上で重視される能力である。また、森(C)は図書館の事業や計画について、人事・財政の担当者、教育委員、理事者を説得する技術の必要性を指摘しており、清水(B)も「説得力」を挙げている。説得とは自分の意見をよく話して相手を納得させることと解せるが、対外的折衝・交渉は少なからず説得のプロセスを経ることから、対外的折衝・交渉能力と説得力は不可分な能力的重なりを持つととらえられるため、この項目にまとめた。

#### ○プレゼンテーション能力

山本宣親(P)、竹内(H)が「プレゼンテーション能力」を挙げている。図書館が持つ魅力や機能を深く理解し、外部へ伝える能力は館長に欠かせない能力である。

## 4.2 館長に求められる知識・技術、態度の分析

文献で示された知識・技術、態度をまとめると概略は以下の通りである。

### <知識・技術>

#### ○法律や行財政に関する知識

森(C)の見解。『中小レポート』(A)の「法規や行財政に対する確かな知識」と共通する。

#### ○地域社会に関する知識

清水(B)「地方文化を守る態度」や森(C)「地域社会の事情を知り、住民のために働くこと」、村田(J)「地域の実情を把握する能力」の示唆による。

#### ○資料、サービス方法等、図書館運営に関する専門的知識・技術、経験

『任務と目標』(G)、山本宏義(N)、前川(O)の見解による。村田(J)「図書館の運営に確固たる信念をもち、実践する能力」と関連する。館長の「判断・決定能力」には「図書館に対する正しい知識」が必要であり(清水(B))、先見性等は経験の蓄積によって養われる力量で、高度の専門性が不可欠(小林(L))とされる。

なお、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)では、館長は「図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」と規定している。

#### ○一定分野の専門知識

清水(B)と森(E)の見解による。清水は、館長が特定分野の専門家である場合は、その分野の集団指導(講習会等)を行うのもよいと記している<sup>50)</sup>。

#### <態度>

主に館内、館外との関係における態度、共通する態度、自主的活動による態度に分類して整理する。

#### (1)館内との関係における態度

##### ○法令、規範、倫理綱領を理解し、遵守を指導すること

館長は職員が法令や規範はもちろんのことであるが、『図書館員の倫理綱領』(D)の通り、専門家集団の倫理綱領の内容をよく理解し、遵守を指導することが求められている。

##### ○職員を尊重し、意欲的に働ける環境づくりに努めること

『中小レポート』(A)の「職員の働きやすい条件を作り、図書館業務への意欲をおこさせること」及び「職員に責任のある仕事を与えること」と、山本宣親(P)の「職員の声を聞くこと」や職員と分け隔てなく等距離で接すること、内野(S)の「②専門職員、事務職員等の価値観を一致させること」と「③非常勤職員のモラルの高揚に努めること」を一つの項目にまとめた。

##### ○職員と情報を共有すること

内野(S)の見解による。内野が館長の仕事を可視化することの重要性を指摘している点も留意する。また、大澤(I)は事務連絡や取決めが全体に徹底していることを人事管理の原則に挙げている。

##### ○館内を巡回し、積極的にカウンターに出ること

内野(S)の見解⑥と⑧を一項目にまとめた。館長自らが利用者と積極的に接し、利用傾向を把握し、館内環境の確認を行う必要性を指摘している。

#### (2)館内・館外に共通する態度

##### ○言論出版の自由を守ること

『中小レポート』(A)、清水(B)、森(C)の見解に共通する。資料の選択・廃棄は重要な館長の権限であり、言論・出版の自由を侵す圧力に対して毅然として中立の立場を貫くことを求めている。

##### ○図書館の経営方針を明確に打ち出すこと

内野(S)の見解による。態度というより職務に近いが、豊田(Q)が、使命や具体化としてのビジョンは自治体、住民、図書館員等関係者の参画を得て形成されると指摘するように、プロセスに留意する必要があるだろう。

##### ○上司、部下、同僚、住民、支援者との良好な人間関係を意識的に積極的に創ること

清水(B)の見解のほか、村田(J)が職員との信頼関係の構築に努め、管理職員との相互協力関係

を順調に維持すること、内野(S)が「図書館サポーターへ礼節を尽くすこと」と指摘している。

### (3)館外との関係における態度

#### ○地方文化を守り育てること

清水(B)の見解。図書館は郷土の資料(地域資料)を収集・保存している。これを守り育てる態度とは、地域の主体性を確立し、その創造的エネルギーを強めるよう組織し、実践運動を推進するように心掛けること(田川市立図書館長永末の言葉)等と説明している<sup>51)</sup>。

#### ○地域社会の事情を知り、住民のために働くこと

森(C)の見解。館長は、地域社会の色々な事情、教育、文化、図書館に対する要求(潜在的要求も含めて)を知ることが重要であり、機会をとらえて多く対話すべきことを指摘している。清水(B)の「奉仕の精神」及び「積極的に地域社会の中へ」、村田(J)「地域の実情を把握する能力」、内野(S)の「地域を知ること」も同じ趣旨である。

#### ○地域の諸機関、他の図書館と良い関係を保つこと

『中小レポート』(A)の見解による。清水(B)の見解「積極的に地域社会の中へ」とも共通する。地域の文化活動や集會に出席し、人間関係を築くことが肝要である。

#### ○外部へ情報発信し、図書館サービスの周知に努めること

内野(S)の見解をまとめたものである。

### (4)自主的活動における態度

#### ○本を好きになること(資料に精通すること)

#### ○他人との対応をいとわないこと(利用者の要求を把握すること)

上記2つは、『中小レポート』(A)の「本が好きになること」と「他人との対応をいとわないこと」を筆者の責任で語尾を修正した。清水(B)の見解「図書を愛し、人間に興味を持つ」とも共通する。清水は、図書館の仕事は、あらゆる年齢、職業の人々の要求に応じ、図書を提供し、あるいは進んで本と人を結びつける仕事であるから、図書と人に興味と関心を持たなくてはつとまらないと論じている<sup>52)</sup>。

#### ○常に自己の研修、研究をすること

『中小レポート』(A)と清水(B)の見解に共通する。清水は、館長自らつねに新刊書に目を通し、図書館問題の研究会等に進んで参加し、新しい知識や技術を身につけるよう指摘している<sup>53)</sup>。

## 4.3 館長に求められる能力等の考察

### ー加えるべき項目の提示ー

以上の分析を踏まえ、さらに筆者が加えるべきと考える項目を示す。

<能力>

#### ○「情報収集・分析能力」と「調整能力」

自治体の将来計画に即した運営方針を決定することは館長の重要な仕事である。しかし、館長が独善で決めることは適切ではないであろう。館長には運営方針の決定過程に職員を参画させ、館内外の諸般の情勢について情報収集し、問題や諸要素を総合的な見地から分析する能力、「情報収集・分析能力」もあわせて必要である。また、図書館が多くの利害関係者とともにビジョンを策定し、運営を行っていく上で多数の立場の意見を調整してまとめる「調整能力」が必要と考える。

#### ○リーダーシップと「コミュニケーション能力」



森はリーダーシップを「集団としてのイニシアチブを刺激し、展開させ、同僚および部下のアイデアと経験を組織化していく能力」と定義したが、近年の論考における「リーダーシップ」とは、単に組織をまとめ、教え伝えるだけではなく、コミュニケーションを通じて、進むべき方向性やビジョンを共有し、職員をエンパワーメントすることにより、個性や専門性を発揮させる、より広範な機能ととらえられる。これを踏まえると、館長がリーダーシップを発揮するためには、内外の多くの人と接し、意見を聞き、対話によりビジョンを共有していく上で「コミュニケーション能力」（あるいはコミュニケーションを図る態度）が不可欠であろう。

<知識・技術>

#### ○職員の自発性を高める技術ーコーチングー

近年重要性が指摘されるエンパワーメント・リーダーシップとは、先述の通り職員の自発性に訴えかけ、支援することであり、効果的な支援技術を身につける必要がある。これには例えば、「コーチング」というコミュニケーション技術がある。「コーチング」とは、「教育・指導」とは異なる。「教育・指導」は「できていないことをできるようにさせる。知らないことを教え込む」ことであり、「コーチング」とは「意欲や潜在力を引き出し、自発的な行動を通じて成長・変化の実感を促す」ことである（日本コーチ連盟）<sup>54</sup>。求められるスキルは、「教育・指導」の場合は「相手よりも優れた技術力・知識・経験等」であるが、「コーチング」の場合は「傾聴技法、個性感知、質問技法等」と異なる技術を要する。信頼関係をつくることを大切にされたコミュニケーション技術である。ともすると内在しがちな司書の力を引き出すよう支援技術を身につけることが必要である。

#### ○経営戦略・手法に関する知識

村田は「地域の実情を把握する能力」の必要性のみを指摘した。この背景を考えると、地域社会の現状、住民が図書館に何を望んでいるか等、あらゆる手段により収集し、館の運営に反映させていく姿勢を持つことが必要であると思われる。さらに豊田が指摘する戦略の重要性を踏まえると、筆者は、マーケティングや図書館の強み弱みを分析する手法（SWOT分析等）、地域の様々な機関との連携を模索するための経営戦略や手法等を学ぶ視点も必要と考える。

以上は文献から考察した能力等である。上記以外に、文献で指摘されていないが、重要と考えられる要素も挙げられる。例えば、近年は震災の影響等を背景に、事故、災害その他非常の事態による被害の防止に図書館が必要な措置を講じることが望ましく、館長の「危機管理能力」の重要性が高まっていると考えられる。また、近年のグローバル化に伴い、図書館利用者・資料の多様化も進んでいる。館長が多文化・異文化・国際理解に対する見識を深めることも重要であろう。

## 5 まとめと今後の課題

1960年代～2000年代の文献等に基づき、館長に求められる能力、知識・技術、態度を抽出・整理して明らかにした。さらに筆者の考察及び館長の具体的な職務例を加え、館長に求められる「能力」については、「企画・計画立案能力」、「判断・決定能力」等の計10項目、「知識・技術」については「図書館運営に関する専門的知識・技術、経験」、「法律、行財政に関する知識」等の計6項目、「態度」については「法令、規範、倫理綱領を理解し、遵守を指導すること」等、計13項目を試案としてまとめた。全てを一覧化したものが表2である。

本稿において、時代の変遷とともに館長に求められる能力等を分析した結果、館長には図書館の

専門職としての能力と行政組織の管理能力という二面性にとどまらず、特に近年は地域経営、まちづくりの拠点としての図書館を牽引するリーダーの能力という側面が考察できた。館長が住民、行政・図書館職員等の参画を得て地域、図書館のビジョンを形成し、コミュニケーションを通じてこれを共有できること、ビジョンの実現に向けて職員や住民に対する働きかけができること、これらは今後ますます重要となっていくであろう。

最後に本稿の限界を示す。本稿で挙げた「能力」、「知識・技術」、「態度」の関係性は、相互に作用しあう要素であるといえる。例えば、「職員の指導、育成能力」という「能力」を発揮するためには、「図書館運営に関する専門的知識・技術、経験」や「職員の自発性を高める支援技術（コーチング）」等の「知識・技術」が必要であろうし、「部下等との良好な人間関係を意識的に積極的に創る」という「態度」も必要となるであろう。この相関関係については引き続き分析する必要がある。特に、「図書館運営に関する専門的知識・技術、経験」に関しては、現場経験の必要性を指摘する声が多く、様々な能力の発揮のための礎となる重要な要素と推察される。複数の論考で、図書館の専門的知識・技術・経験の必要性が指摘されていたが、やや抽象的で、具体的な内容が把握できなかった。この点は今後も分析を継続していきたい。従来より館界には、司書の専門性を巡る議論が存在する。例えば、日図協図書館員の問題調査研究委員会がまとめた『司書の専門性とは何か（最終報告）』（1974）<sup>55)</sup>は、司書の専門性について、「利用者を知ること」、「資料を知ること」、「利用者と資料を結びつけること」と提示し、例えば、「資料についての知識と、参考図書や各種ツール類を使いこなす力」等、必要な技術等を示した。また、文部科学省の委託調査によれば、司書が図書館で専門的な職員として業務を行う上で求められる知識・技術は、資料の選定・収集・管理能力のほか利用者ニーズの把握などが重視されている<sup>56)</sup>。

これらの司書に求められる知識・技術と館長に求められるものは全く同じであろうか。例えば、図書館評価や危機管理、最新の経営実践、資金獲得等、管理者に特に必要な知識もある一方、分業下では習得を緊要としない技術もあるかもしれない。行政職館長が多い状況下で、まずは司書資格をととの指摘が多いが、館長が体系的に身に付けるべき図書館に関する専門的知識・技術の内容とは何か、リーダーとしての職務に照らして具体的に分析する必要がある。

また、本稿で抽出・考察した能力等は、それぞれがどの程度必要であり、能力、知識・技術、態度の重要性にどのような違いがあるかという点は明確にできていない。

この点は館種や館の規模、地域性等によって異なることが考えられ、全国的な実態調査や訪問調査によりさらなる分析が必要である。

表2 館長に求められる能力等一覧（試案）

区分	内容		具体的な職務・内容(例)
能力	企画・計画立案能力		・長期的な展望に立って運営方針を策定する
	情報収集・活用能力*		・職務遂行に、館内外の諸般の情勢に関する幅広い情報を収集・活用する
	調整能力*		・多様な利害関係者の意見を調整して運営に反映する
	判断・決定能力		・(過去の情報・経験等から)管理運営上の重大な決定を、短い時間で的確にこなす
	洞察力・先見性		・図書館や司書の在り方を見極め、正しい航路を示す、時代を見る等、潜在的な要素や本質、将来を見抜いた運営を行う
	組織構成力		・組織・研修等の適切な体制づくりに配慮する(フォーマル) ・日々の意思疎通を通じて、組織文化の形成、職員の団結等を促進する(インフォーマル)
	職員の指導、育成能力		・知識・技術を伝達する ・職員の得手・不得手を見抜く。意欲や潜在力を引き出し、自発的な行動を通じて成長を促す
	対外的折衝・交渉能力、説得力		・人事・予算等の確保に必要な交渉を行う ・地域社会と関わり、支援体制を確立する ・図書館の事業や計画について、人事・財政の担当者、教育委員、理事者を説得する
	プレゼンテーション能力		・館の活動に関して、住民・来館者、管理部門、議会、報道機関等へ説明、PRする
	コミュニケーション能力*		・地域社会の事情、教育、文化、図書館へのニーズ等を知るために、多くの人と対話する ・職員との円滑な意思疎通を通じてビジョンの共有、組織化の促進等を図る
知識・技術	図書館関係	図書館運営に関する専門的知識・技術、経験	・資料、サービス方法に関する知識・技術 ・図書館における現場経験
		法律、行財政に関する知識	・憲法、教育基本法等の関係法令、地方行政、地方財政に関する知識
	経営一般	経営戦略・手法に関する知識*	・マーケティング、SWOT分析等
		職員の自発性を高める支援技術(コーチング)*	・傾聴技法、感性感知、質問技法等
その他	地域社会に関する知識	・地勢、地方文化・伝統、地域資料等	
		学問の一定分野の専門知識	・郷土史、児童文学、教育学等(いずれでも良い)
態度	館内関係	法令、規範、倫理綱領を理解し、遵守を指導すること	・『図書館員の倫理綱領』等を理解し、職員を指導する
		館内を巡回し、積極的にカウンターに出ること	・利用傾向、サービス上の問題点を把握する ・館内環境を確認する(書架整頓、接遇等の把握)
		職員を尊重し、職員が意欲的に働ける環境を作ること	・職員の声を聞く ・正規・臨時・男女職員等分け隔てなく等距離で接する ・職員に責任のある仕事を与え、やる気や士気を高める
	館内・館外共通	言論・出版の自由を守ること	・言論・出版の自由を侵す圧力に対して毅然として中立の立場を貫く
		図書館の経営方針を明確に打ち出すこと	・自治体・図書館のミッションを示し課題等を共有する ・自治体、住民、図書館員等関係者の参画を得てビジョンを形成する
		上司、部下、同僚、住民、支援者との良好な人間関係を意識的に積極的に創ること	・日々、機会をとらえて教育長、市長や同僚、住民等の理解を深め、信頼関係を築く
	館外関係	外部へ情報発信し、図書館サービスの周知に努めること	・首長、議会及びマスコミへ情報(図書館の利用状況、各種イベント及び図書館の話題等)を発信する
		地方文化を守り育てること	・地域資料の収集・保存、図書館が拠点となって地方性を高める運動を推進する
		地域社会の事情を知り、住民のために働くこと	・対話を通じて、地域社会の色々な事情、教育、文化、図書館に対する要求(潜在的な要求含む)を知る
		地域の諸機関、他の図書館と良い関係を保つこと	・市役所、教育委員会事務局、公民館、公的機関、報道機関、民間団体、議員等と広い交渉を持ち、良い付き合いをする
	自主的活動	本を好きになること(資料に精通すること)	・資料に精通する ・読書を通じて開いた世界観、人生観、洞察力、判断力を養う
		他人との応対をいとわないこと	・利用者の要求を把握する
		常に自己の研修、研究をすること	・研修会等へ参加する ・実践研究等に取り組む

(注)筆者の考察として加えた項目には\*を付与した。

## おわりに

本稿(表2)の一覧(試案)は文献調査に基づくが、今後、実態調査や館長の行動分析等を通じて、より現状を踏まえた能力指標へと発展させていきたい。地方自治体では国家公務員同様、職員の能力・業績評価の導入が進んでいくことが予想される。このような人事評価制度や評価基準とリンクできる具体的な能力指標を開発し、組織的に能力向上を目指していくことが重要である。

## 謝辞

本研究は、筑波大学図書館情報メディア研究科図書館流通センター図書館経営寄附講座研究費の助成を得て実施した。また、示唆に富む重要なご指摘をいただきました査読者の方々にも、心よりお礼申し上げます。

---

---

### <注・参考文献>

- 1) これからの図書館の在り方検討協力者会議『図書館職員の研修の充実方策について(報告)』文部科学省, 2008.6, 63p. 参照は p.10.
- 2) 山田忠雄ほか編著『新明解国語辞典』(第七版)三省堂, 2012.1, p.1176.
- 3) 能力評価のモデルや基準例として以下がある。
  - ・ 地方行政運営研究会公務能率研究部会. 地方公共団体における人事評価システムのあり方に関する調査研究: 新たな評価システムの導入に向けて. 2004. 3, 178p.
  - ・ 厚生労働省. 職業能力評価基準の構成  
<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/02.html>> [参照日: 2014-10-26]
- 4) 安井一徳「図書館長のリーダーシップのあり方を巡る世代間議論」『カレントアウェアネス』, (286), 2005.12, p.7-8.
- 5) Hernon, Peter; Powell, Ronald R.; Young, Arthur. *The Next Library Leadership*. Westport, Connecticut, A Member of the Greenwood Publishing Group, Inc, 2003, 192p. 参照は p.79-95.
- 6) *ibid.*, p.95. *Public Library* 編集者 Ellen Altman のコメント。
- 7) ALA “ALA Leadership Institute: Leading to the Future”,  
<<http://www.ala.org/transforminglibraries/ala-leadership-institute>> [引用日: 2014-03-04]
- 8) ALA “Grow Your Leadership Skills”,  
<<http://www.ala.org/transforminglibraries/grow-your-leadership-skills>> [引用日: 2014-03-04]
- 9) Harvard Kennedy School Executive Education, Senior Executives in State and Local Government, (出版年不明。請求して入手した2014年1月時点の最新版リーフレット), 6p. 参照は p.2-3.
- 10) ULC “Joey Rodger Leadership Award”,  
<<http://www.urbanlibraries.org/2013-joey-rodger-leadership-award-pages-137.php>>  
[引用日: 2014-03-04]
- 11) 大島敏洋, 杉村優「公立図書館長の専門職意識とその規定要因: 日本の公立図書館長の属性分析

- (1)『図書館情報大学研究報告』13(1), 1994.10, p.25-49.
- 12)同上, p.32.
- 13)文部科学省『社会教育調査報告書』(昭和59年度～平成23年度)より作成
- 14)高浜市『高浜市立図書館及び郷土資料館指定管理者募集要項』, 出版年不明, p.5. (2014年度から5年間の指定管理者募集要項)  
<[http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/bunka/oshirase/shiteikanri\\_bosyu\\_youshiki/bosyu\\_toshokan\\_H25.pdf](http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/bunka/oshirase/shiteikanri_bosyu_youshiki/bosyu_toshokan_H25.pdf)>[引用日:2014-03-04]
- 15)江戸川区『江戸川区立図書館指定管理者募集要項』, 2009.5, p.8.  
<<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/saiyoboshu/shiteikanrisha/h21boshu/tosyokan.files/yokodf>>[引用日:2014-03-04]
- 16)中野区『中野区立図書館業務水準要求書』, 2012.5, p.3.  
<[http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/lib\\_new/u10-6-4-2siryou.pdf](http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/lib_new/u10-6-4-2siryou.pdf)>[引用日:2014-03-04]
- 17)大澤正雄「館長論」『図書館研究三多摩』2, 三多摩図書館研究所, 1996.7, p.3-25. 参照は p.13.
- 18)日本図書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標解説』(改訂版増補) 日本図書館協会, 2009.4, 107p. 参照は p.64-65.
- 19)これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして-(報告)』文部科学省, 2006.3, 94p. 参照は p.27.
- 20)中小公共図書館運営基準委員会『中小都市における公共図書館の運営』(復刻版) 日本図書館協会, 1973.3, 217p. 参照は p.149, 152-161.  
本稿は初版発行年1963年の文献として扱う。
- 21)「北から南から こんな館長がほしい」『図書館雑誌』57(8), 1963.8, P.2-4.中川寛「お役人でなく勇気のある人を」, 吉岡三平「地域にとけこめる人」, 舟越進「尊敬と統率力と」の要約。
- 22)日本図書館協会編『市民の図書館』, 1970.5, 151p.
- 23)清水正三編『公共図書館の管理』日本図書館協会, 1971.3, 205p. (図書館の仕事 3) 参照は p.42-46, 58-63.
- 24)森耕一『公共図書館』雄山閣, 1976.8, 268p. (日本図書館学講座第4巻) 参照は p.224-229.
- 25)伊藤峻「中小公共図書館における「館長論」を考える」『図書館界』34(1), 1982.5, p.83-87.
- 26)日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編『「図書館員の倫理綱領」解説』(初版補訂) 日本図書館協会, 1982.4, 86p. 参照は p.5. 本稿は初版発行年1981年の文献として扱う。
- 27)森耕一「公立図書館長論」『図書館雑誌』79(8), 1985.8, p.458-461. 参照は p.459.
- 28)前川恒雄『われらの図書館』筑摩書房, 1987.4, 246p. 参照は p.163.
- 29)日本図書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標解説』(初版) 日本図書館協会, 1989.3, 107p. 参照は p.50.
- 30)竹内紀吉「図書館長論-図書館法13条3項の規定をめぐって-」『図書館経営論の視座』日本図書館学会研究委員会編, 日外アソシエーツ, 1994.7, 214p. (論集・図書館学研究の歩み 第13集) 参照は p.166.
- 31)竹内紀吉編著『図書館経営論』東京書籍, 1998.2, 223p. (新現代図書館学講座 3) 参照は p.65-66.

- 32)大澤正雄『公立図書館の経営』日本図書館協会， 1999.10， 270p. (図書館員選書 21) 参照は p.116-120.
- 33)高山正也， 加藤修子， 岸田和明， 田窪直規， 村田文生共著『図書館経営論』樹村房， 1997.9， 184p. (新・図書館学シリーズ 2) 参照は p.62-63.
- 34)山代義雄「公共図書館長適性について－中村祐吉館長の回想も－」『大阪府立図書館紀要』 27， 1991.3， p.2-9. 参照は p.5-6.
- 35)小林宏「図書館長論－その職務と図書館人の使命－」『作新学院女子短期大学紀要』18， 1994.11， p.145-157. 参照は p.150-151.
- 36)坂井淳「わたしの館長像－図書館長の専門性を考える－」『現代の図書館』36(2)， 1998.6， p.80-83. 参照は p.83.
- 37)山本宏義「公立図書館職員の専門性－館長の司書資格要件をめぐって－」『図書館年鑑』日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編， 日本図書館協会， 1998.7， p.235-239. 参照は p.238-239.
- 38)前川恒雄「図書館経営論序説」『現代の図書館』36(4)， 1998.12， p.234-239. 参照は p.237-239.
- 39)これからの図書館の在り方検討協力者会議， 前掲 18)， p.13.
- 40)山本宣親「司書は館長になろう－必要な能力マネジメントとプレゼンテーション－」『みんなの図書館』 334， 2005.2， p.54-65. 参照は p.57-63.
- 41)豊田高広「図書館経営の二つの挑戦と評価手法」『市場化の時代を生き抜く図書館～指定管理者制度による図書館経営とその評価～』図書館総合研究所編， 時事通信出版局， 2007.11， 251p. 参照は p.112-113， 115-117.
- 42)山本宣親『図書館づくり奮戦記：本と人・人と人が出会う場所をめざして』日外アソシエーツ， 1996.10， 226p. (日外教養選書)
- 43)ちばおさむ『図書館長の仕事：「本のある広場」をつくった図書館長の実践記』日本図書館協会， 2008.8， 172p. (JLA 図書館実践シリーズ 10)
- 44)花井裕一郎『はなぼん わくわく演出マネジメント』文屋， 2013.1， 254p.
- 45)永田治樹「リーダーシップ (図書館長) と組織文化」『図書館経営論』永田治樹編著， 日本図書館協会， 2011， p.91-94. (JLA 図書館情報学テキストシリーズⅡ 2) 参照は p.91-93.
- 46)伊丹敬之， 加護野忠男『ゼミナール経営学入門』(2 版) 日本経済新聞社， 1993， 606p. 参照は p.391-395.
- 47)糸賀雅児， 葉袋秀樹， 市川恵理， 内野安彦， 荻原幸子， 桑原芳哉， 高山正也， 鎌水三千男共著『図書館制度・経営論』樹村房， 2013.12， 216p. (現代図書館情報学シリーズ 2) 参照は p.123-126. なお， 内野安彦の論考としては『図書館長論の試み：実践からの序説』樹村房， 2014.5， 222p.もある。現場の視点から館長の在り方についてまとめている。本稿審査中に出版されたため本稿では分析対象としていない。
- 48)ジョン P.コッター (DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部， 黒田由貴子， 有賀裕子訳)『リーダーシップ論－人と組織を動かす能力－』(第 2 版)ダイヤモンド社， 2012.3， 273p. 参照は p.45-63.
- 49)奥山裕之「図書館組織の変化とリーダーシップ」『カレントアウェアネス・ポータル』 195， 1995.11， <<http://current.ndl.go.jp/ca1036>>[引用日：2014-03-04]

- 50)清水正三, 前掲 22), p.56.
- 51)清水正三, 前掲 22), p.60.
- 52)清水正三, 前掲 22), p.59.
- 53)清水正三, 前掲 22), p.57.
- 54)日本コーチ連盟「コーチングとは」  
<[http://www.coachfederation.jp/site/coaching/coaching\\_top.html](http://www.coachfederation.jp/site/coaching/coaching_top.html)> [引用日 : 2014-03-04]
- 55)図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か (最終報告)」『図書館雑誌』68(3), 1974.3, p.104-111. 参照は p.107-108.
- 56) 日本システム開発研究所『平成 18 年度地域の図書館サービス充実に関する調査研究 (文部科学省委託調査研究) 図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書』日本システム開発研究所, 2007.3, 229p. 参照は p.72.





## 国及び地方公共団体における図書館政策の現状と課題

(図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告8)

---

著者 毛利 るみこ

発行日 平成28年3月31日

発行者 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科

図書館流通センター図書館経営寄附講座

〒300-8550 茨城県つくば市春日1-2

Tel 029-859-1053 Fax 029-859-1162

<http://www.slis.tsukuba.ac.jp/grad/>

---